

# 第3期日田市地域福祉計画

(案)

令和2年 月  
大分県日田市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画の趣旨	1
第2節	計画の背景	1
第3節	計画の位置付け	4
第4節	計画期間	6
第5節	計画の策定体制	6

## 第2章 日田市を取り巻く状況と取組

第1節	統計データ	7
第2節	アンケート調査結果	13
第3節	第2期計画の取組と課題	18

## 第3章 計画の基本方針

第1節	基本理念	23
第2節	基本目標	23
第3節	施策の体系	24

## 第4章 施策の展開

第1節	地域のつながりづくり	27
推進目標1	交流の促進	27
推進目標2	福祉意識の醸成	30
第2節	支えあう地域づくり	32
推進目標1	ボランティア団体等の育成・支援	32
推進目標2	地域福祉の担い手づくり	35
第3節	身近な相談体制づくり	38
推進目標1	相談体制の充実	38
推進目標2	情報提供の整備	42
第4節	暮らしを支える環境づくり	44
推進目標1	安心して外出できる環境整備	44
推進目標2	安心して暮らせる環境づくり	47
第5節	SDGsとの関係	52

## 資料

用語解説	55
日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱	57
第3期日田市地域福祉計画策定委員会名簿	59
第3期日田市地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査結果	60

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画の趣旨

少子高齢化や人口減少社会の到来により、社会構造が大きく変化し、地域が抱えるニーズや課題は複雑化・多様化しています。このような複雑化・多様化するニーズや課題への対応のためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、地域の結びつきを深めるための助け合い・交流活動や関係機関との連携の一層の強化などが大切です。

こうした中、日田市では、平成18年10月に「第1期日田市地域福祉計画」を、平成23年3月に第1期の見直し版を、平成27年3月に「第2期日田市地域福祉計画」を策定し、生活福祉課題を解決し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んできました。

この第2期計画の計画期間が令和元年度までとなっていることから、これまでの取組を継承するとともに、改正社会福祉法により地域福祉の新たな概念として国が提唱した「地域共生社会」の実現に資する取組などの地域福祉を推進していく必要があるため、「第3期日田市地域福祉計画」を策定します。

## 第2節 計画の背景

### ① 地域社会を取り巻く状況

本市の人口は、平成17年3月の市町村合併時の76,364人から、少子高齢化の進行に伴って減少し、平成25年12月には7万人を切り、令和元年9月30日現在で65,015人となり、人口減少が続いている状況にあります。

ただし、人口が減少している一方、世帯数は増加し、一世帯あたりの人員は平成26年では2.6人だったのに対し、令和元年9月30日現在では2.3人と年々縮小しています。

また、高齢化率は、平成26年には30.8%でしたが、令和元年には34.24%となり、高齢化は一層進んでいる状況です。

少子高齢化や過疎化の進行は、地域福祉の担い手の減少を招くとともに、地域の活力や持続可能性を脅かします。また、単身世帯や高齢者世帯の増加により、生活の様々な場において支えあいの基盤が弱まり、暮らしにおける人と人とのつながりが希薄化していると考えられます。そういった地域社会においては、孤立し、誰にも相談できない、適切な支援に結びつかないなど、課題が深刻化することが考えられます。

さらに、長期間のひきこもりをしている50代前後の子を80代前後の高齢の親が養い続け、将来に対する不安を抱える問題（8050問題）や、介護と育児に同時に直面する世帯の課題（ダブルケア）など、新しい課題も生じている状況にあります。

## ② 社会福祉制度の動向

地域福祉計画は、高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む計画で、本計画は、次のような関連する福祉施策の動向も踏まえて策定します。

### ● 地域共生社会の実現

平成 29 年 12 月 12 日付け厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」において、改正社会福祉法に規定された地域包括ケアシステムの強化を含む包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進し、社会福祉法の改正内容を早期に市町村地域福祉計画に反映させるよう通知しています。

### ● 成年後見制度の利用促進

平成 29 年 3 月 24 日付け内閣府通知「成年後見制度利用促進基本計画の策定について」において、市町村は、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

### ● 児童等に対する必要な支援を行う体制の整備

母子保健法の改正（平成 29 年 4 月施行）が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないこととされました。また、国は「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、子育て世代包括支援センターについては、令和 2 年度末までの全国展開を目指し取り組むこととしています。

また、児童相談所の体制強化とともに、市町村においては子どもとその家庭、妊産婦等の相談体制を強化するため、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を全市町村に設置すること等を内容とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が平成 30 年 12 月に国において決定されました。

### ● 子どもの貧困対策

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する取組の推進を求める「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。

### ● ひきこもり対策

内閣府の調査（生活状況に関する調査（平成 30 年度））結果において、40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもり状態にある者が約 61 万人（推計）に上り、ひきこもり状態となって 7 年以上が経つ者の割合が約 50%という状況にあることが示されました。国は身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方及びその家族等からの相談並びに関係機関からの相談を確実に受けとめるよう通知しています。

### ●障がいのある人への差別の解消を推進するための条例の制定

平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、市においても平成 31 年 4 月に「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を制定・施行しました。今後は条例に基づき、障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無に関わらず、ともに生活できる共生社会を実現するよう取組を行う必要があります。

### ●犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、犯罪被害者等基本法を根拠とする「日田市犯罪被害者等支援条例」が平成 30 年 6 月に施行されました。

また、国民の理解を前提としながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進することによって再犯の防止を行い、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成 28 年 12 月に施行されました。

### ●市町村自殺対策計画との調和

厚生労働省通知の「市町村地域福祉計画の策定ガイドライン」において、市町村自殺対策計画との調和に配慮する旨が記載されています。

### ●生活困窮者自立支援制度の取組

平成 26 年 3 月 27 日付け厚生労働省通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援方策と地域福祉施策との連携や生活困窮者の自立支援に関する事項を盛り込むよう通知されています。

## 第3節 計画の位置付け

### 1 法・他計画との関係

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画として市町村が策定する計画です。

○社会福祉法（抜粋）

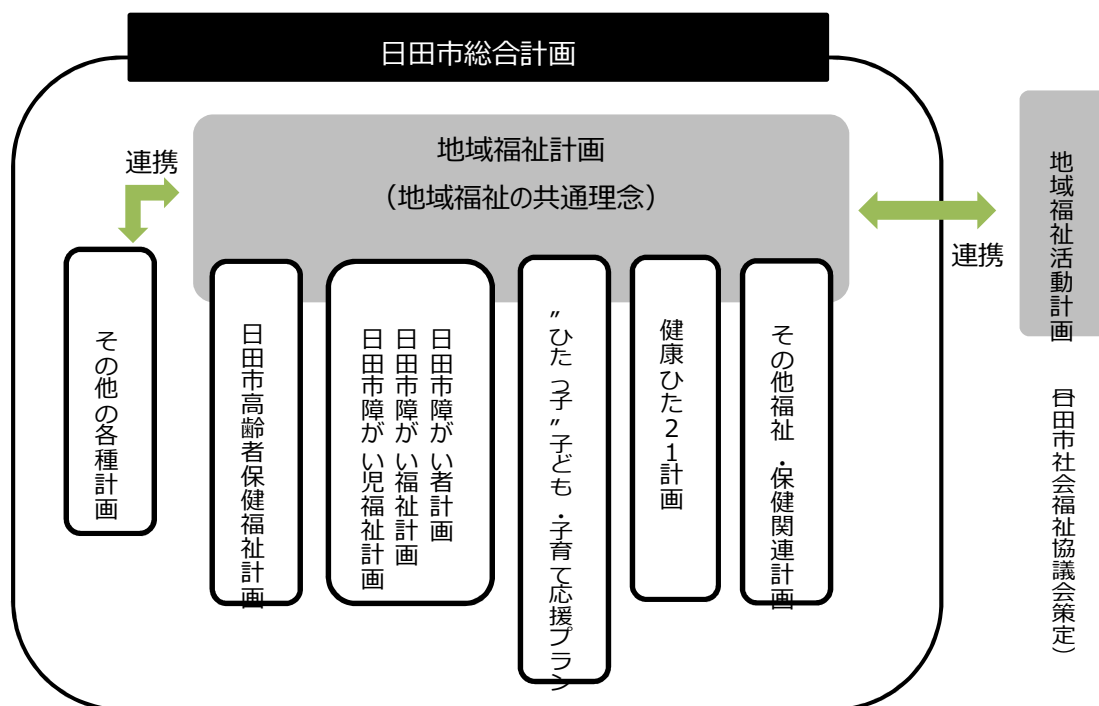
（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 包括的な支援体制の整備に関する事項（①地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業②必要に応じて支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業③生活困窮者自立相談支援事業）に関する事項

※(1)及び(5)は、平成 30 年施行の法改正により、新たに加えられた事項

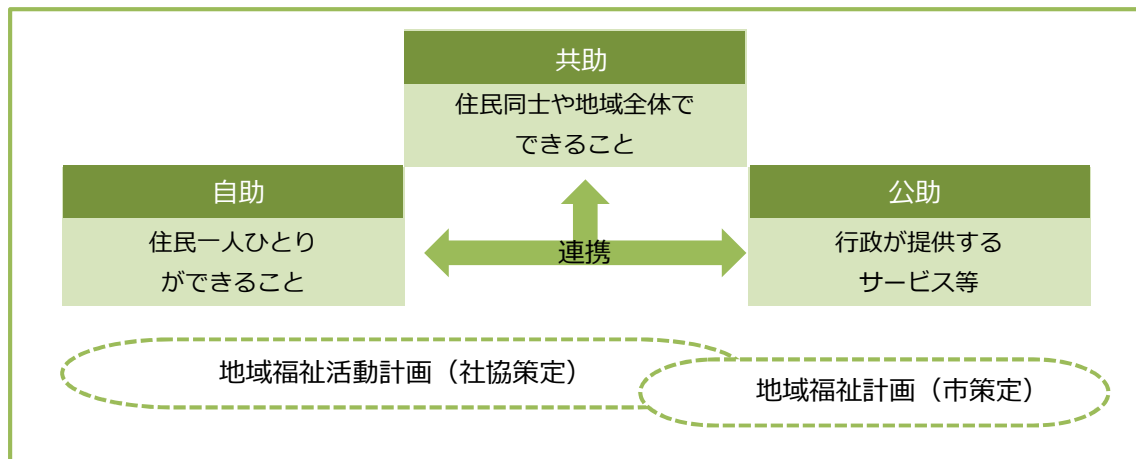
地域福祉計画は、日田市総合計画を最上位計画としながら、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の「上位計画」であり、関連する市の福祉部門の各種計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して策定します。



## 2 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条に規定されている「市町村社会福祉協議会」が策定する計画で、地域住民、住民組織、様々な関係団体などが行う自主的な地域福祉活動などへの支援やその活動への参加促進を図るための計画です。

対象とする部分は異なりますが、両計画とも地域福祉の推進という共通の目的をもっているため、お互い連携・連動しながら、策定し、行動を進めていきます。



## 3 自助・共助・公助の実践

地域福祉において、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、地域福祉課題の多様化・複雑化が進んでいる現状では、「支える側」と「支えられる側」という関係を超越して、地域住民や多様な団体が課題・問題を「我が事」と考え、つながっていかねば、課題の解決にはつながりません。

つまり、地域で課題を抱える人を孤立させず、行政サービスや福祉サービスとともに、身近な地域住民が主体となって支えあいながら、適切な支援につなぐためのネットワークを“つなげる”ことで、地域で安心して暮らせる社会が実現していきます。

そのためにもまずは、自助（自分でできることは自分でする）・共助（お互いに助け合う）・公助（公的責任で行政等が行う）、この3つの「助」を重層的に組み合わせるが大切です。

「自分らしい生活を最期まで続けたい・・・」「住み慣れた地域で暮らし続けたい・・・」

住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることは、多くの住民の願いです。

地域で支えあい、安心して暮らせるために、自分自身でできること、ともに支えあいながらできることは何かを考えることが地域福祉の推進には欠かせません。

## 第4節 計画期間

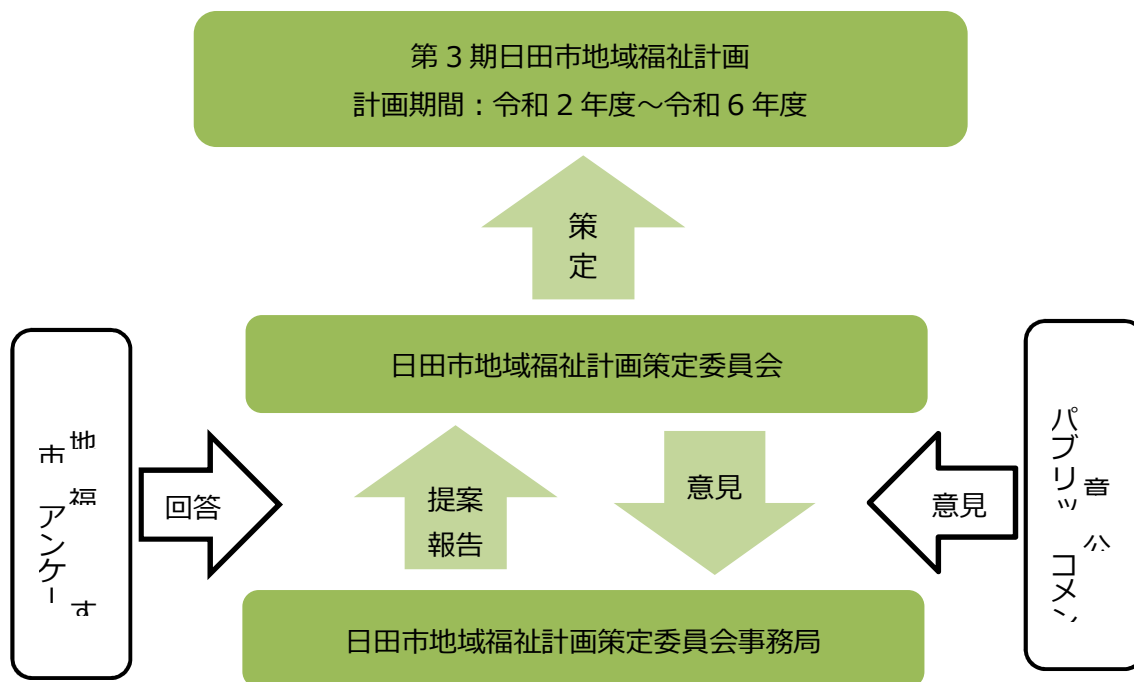
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

これは、継続性をもって取組を推進し、評価を行いながら実施する他の計画との整合を図りながら必要に応じて見直しも行うことを考慮して設定しています。

## 第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、第2期計画の策定時と比較するために、市民から無作為に抽出した1,100名を対象にアンケート調査を実施し、地域の課題、地域福祉活動に対する市民の意識など、日田市の状況を分析しました。

また、これらの課題等について、学識経験のある方、医療・保健・福祉の関係者、職域・住民組織団体の代表者、関係行政機関の職員、一般公募による市民からなる地域福祉計画策定委員会において、協議・検討を行うとともに、パブリックコメントでの意見を踏まえて第3期計画を策定しました。





# 第2章 日田市を取り巻く状況と取組

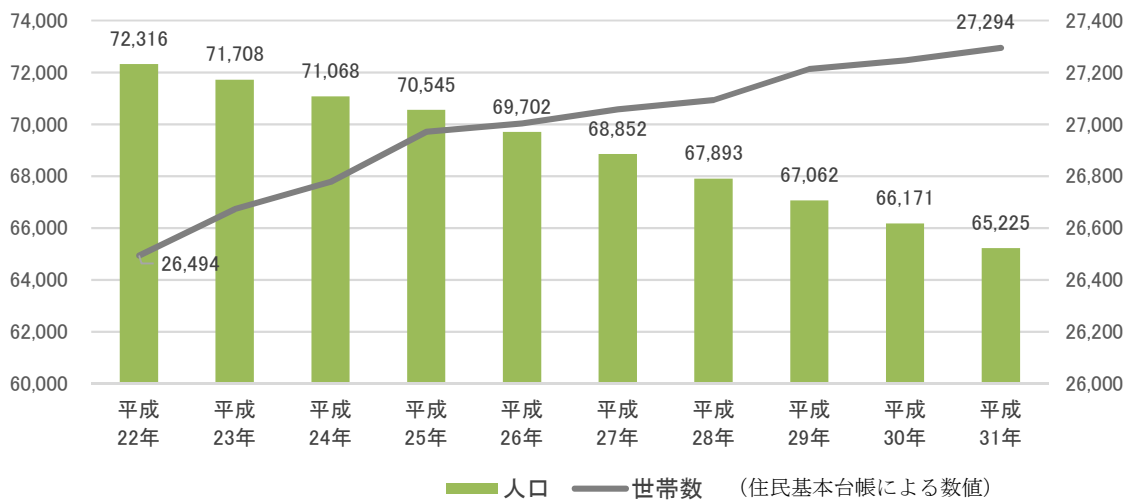
## 第1節 統計データ

(各年の3月31日時点数値)

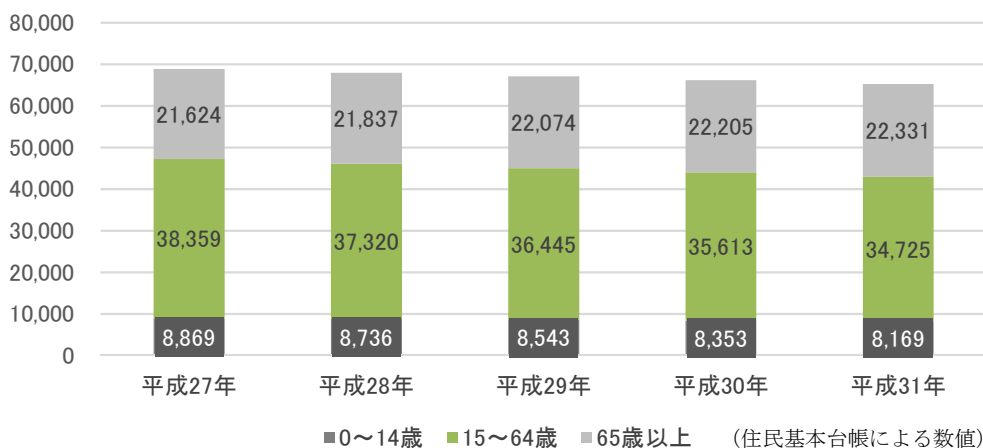
※②～⑤までは「福祉の現況」に基づく数値

### ① 人口の状況 (1) 人口の推移

人口の推移



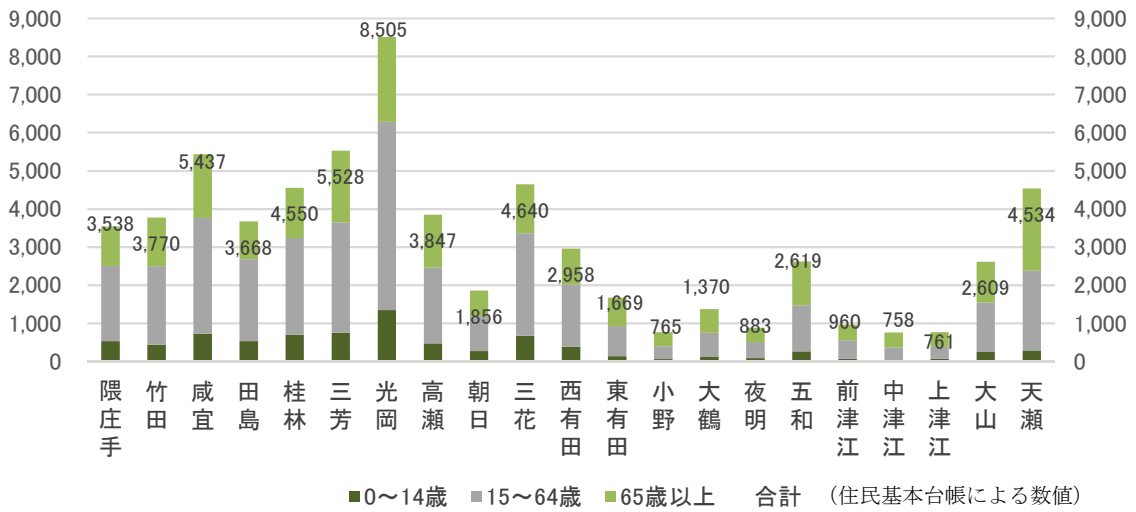
年齢3区分別人口割合の推移



本市の人口は、平成17年3月の市町村合併時の76,364人から年々減少し続け、平成25年12月には7万人を割り、平成31年3月末現在では、65,225人となっています。

年齢を3区分に分けた割合で見ると、15歳未満の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の高齢者人口は年々増加している状況です。

## 各地区別人口状況（平成31年）

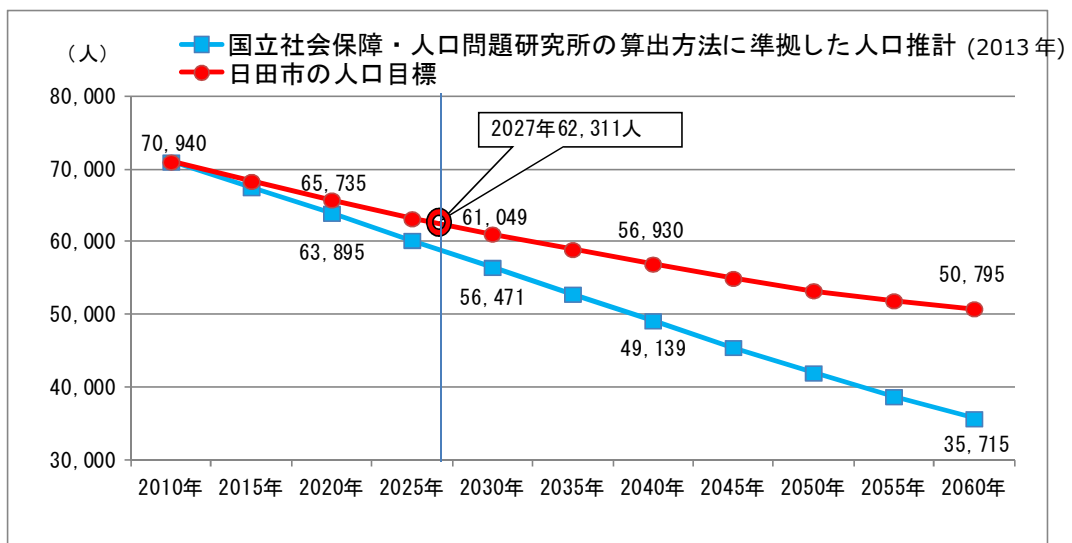


## (2)人口将来推計

日田市の総人口は、高度経済成長期の昭和 30（1955）年の 99,948 人をピークに減少が始まり、国立社会保障・人口問題研究所が 2013 年に公表した人口推計を準拠した国のデータでは、令和 22（2040）年の総人口が 49,139 人になると推計されています。

今後、地場産業の振興などを通じた定住・移住施策、結婚から子育てまでの切れ目ない施策など、各種の施策を積極的に進め、急激な人口減少に歯止めをかけることで、令和 42（2060）年の人口 50,795 人を将来指標とし、第 6 次日田市総合計画では令和 9（2027）年の人口目標を 62,311 人としています。

日田市の人口推計



出典：日田市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン（平成 28 年 2 月策定）

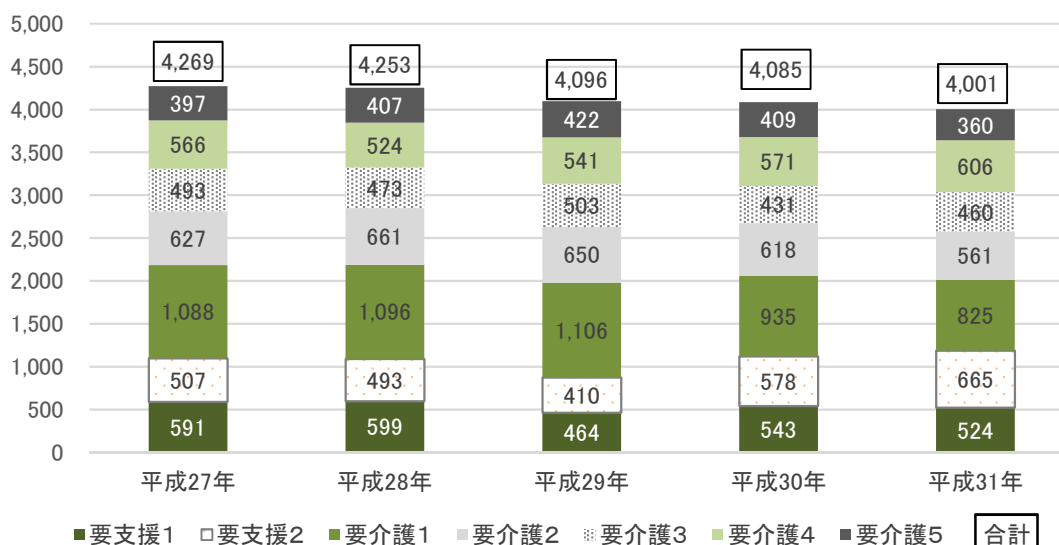
## 2 高齢者の状況

### (1) 高齢化率の推移

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口(A)	68,852	67,893	67,062	66,171	65,225
65 歳以上人口(B)	21,624	21,837	22,074	22,205	22,331
75 歳以上人口	11,789	11,837	11,915	11,900	11,965
65 歳以上高齢者のいる世帯	15,155	15,270	15,387	15,445	15,522
うち 65 歳以上の高齢者のみの世帯	7,883	8,162	8,464	8,667	8,953
うち一人暮らし高齢者世帯(C)	4,596	4,763	4,948	5,070	5,272
高齢化率(%) (B/A×100)	31.41	32.16	32.92	33.56	34.24
一人暮らし率(%) (C/B×100)	21.25	21.81	22.42	22.83	23.61

65 歳以上の高齢化率は、平成 31 年 3 月末現在で 34.24%と年々増加しており、今後も上昇していくことが予想されます。

### (2) 要介護・要支援者の推移



要介護・要支援認定者数は、ここ数年減少していますが、10 年前（平成 21 年 3 月末現在 3,480 人）と比べると大幅に増加しており、今後も横ばい又は増加していくことが予想されます。また、認知症高齢者も同じような推移が予想されます。

(数値：日田市高齢者保健福祉計画第 6 期・第 7 期より)

【認知症高齢者の推計】	平成 26 年(第 6 期)	平成 29 年(第 7 期)
「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa 以上	2,403	2,707

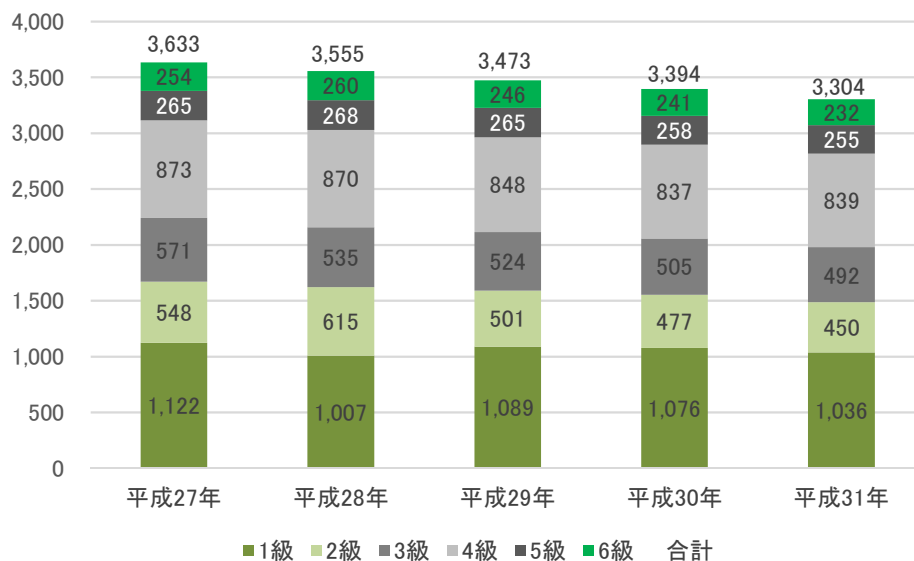
※要介護認定データを基に算出（要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない）

※「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa 以上

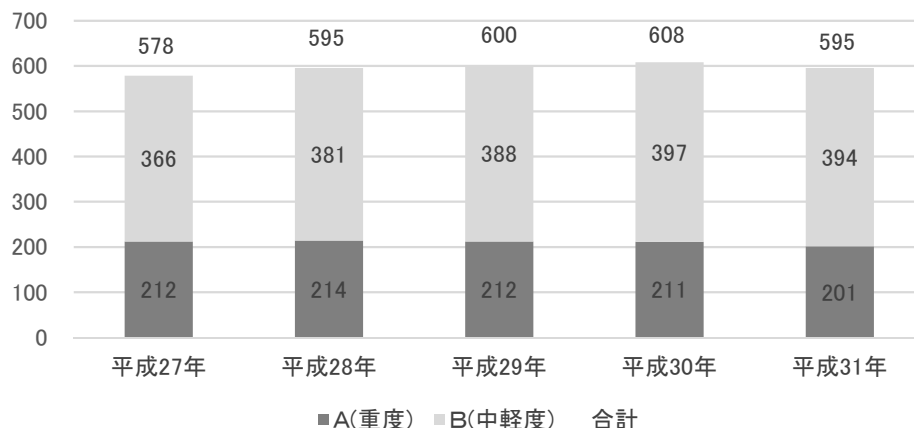
…日常生活に支障をきたすような症状・行動や疎通の困難さが見られても、誰かが注意すれば自立できる状態

### 3 障がい者の状況

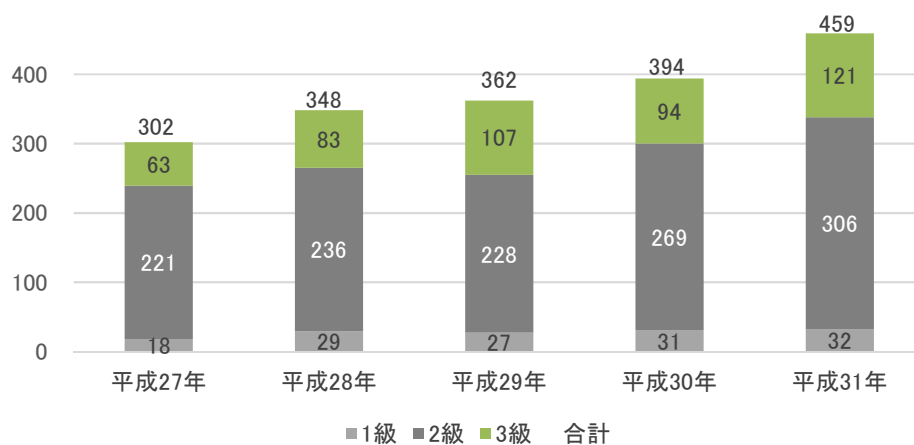
#### (1) 身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



#### (2) 療育手帳交付者の推移（等級別）



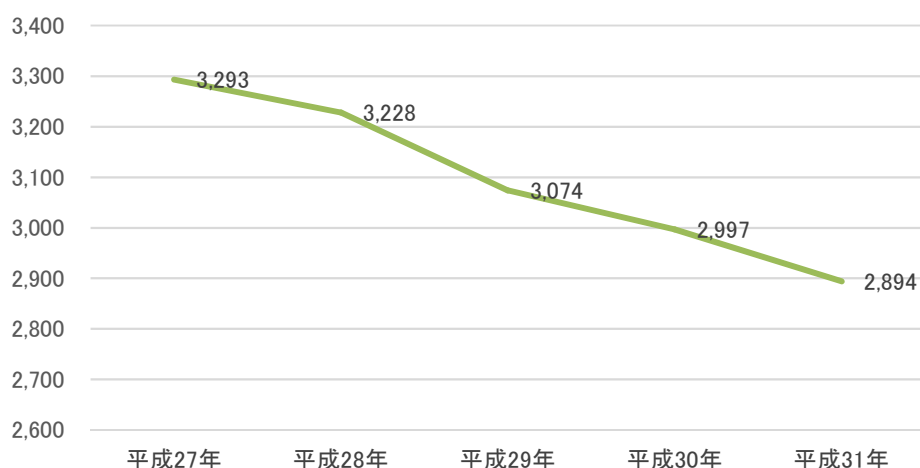
#### (3) 精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（等級別）



身体障害者手帳と療育手帳の交付者数は、横ばい又は微減となっていますが、精神障害者保健福祉手帳の交付者数は、増加傾向にあります。

## 4 子どもの状況

### (1) 就学前児童数の推移



就学前の児童数は、平成27年3月末と比べると、およそ400人減少（12%減）しています。平成22年3月末から平成26年3月末までの減少数が267人（第2期地域福祉計画掲載）であることから、さらに少子化が進んでいることがうかがえます。

### (2) こども園等利用状況

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
入園児童数	2,716	2,763	2,766	2,664	2,652

### (3) 児童扶養手当受給世帯の状況

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
受給世帯数	702	694	690	676	668

少子化により、就学前の児童数は年々減少していますが、こども園等を利用する家庭はあまり減少していないことから、こども園等の利用率は増加していると考えられます。

また、児童扶養手当の受給者は、少子化とともに減少傾向にあります。

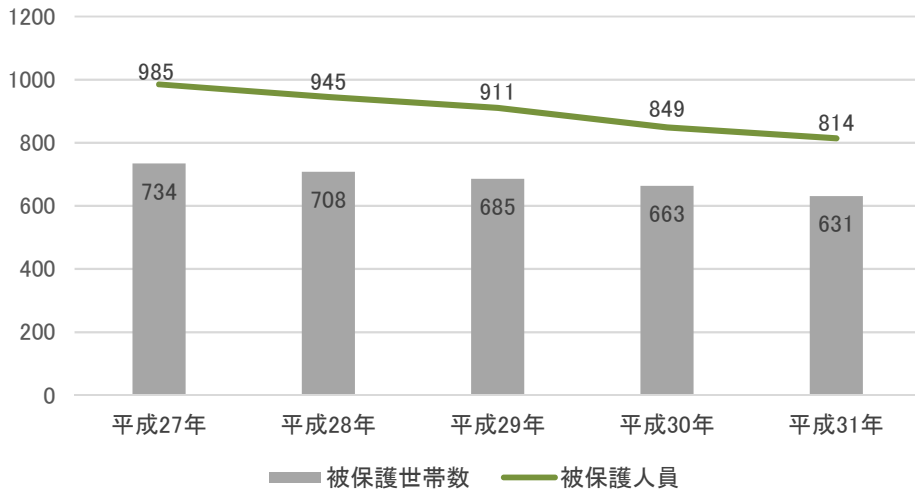
### (4) 家庭児童相談室における相談状況

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
相談件数	1,958	1,998	1,699	1,961	2,274

相談件数は、年々増加傾向にあります。核家族化の進行等により、子育てに対する負担感や孤立感等が増加していることが考えられ、子育てを地域で支えあうことが求められています。

## 5 生活困窮世帯の状況

### (1)生活保護の状況



### (2)ひた生活支援相談センターへの相談件数

年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
件数	—	1,371	1,252	1,026	1,239

生活保護受給者数（被保護人員）、受給世帯数（被保護世帯数）は、ともに近年は減少傾向にあります。人口減少等の要因もあり、今後は横ばいの状況が予想されます。

ただし、生活困窮者自立支援法により設置された「ひた生活支援相談センター」への相談件数は、全国平均より高くなっています。

H31 相談件数：人口 10 万人あたり換算 全国平均 15.5 件／月、日田市 16.5 件／月

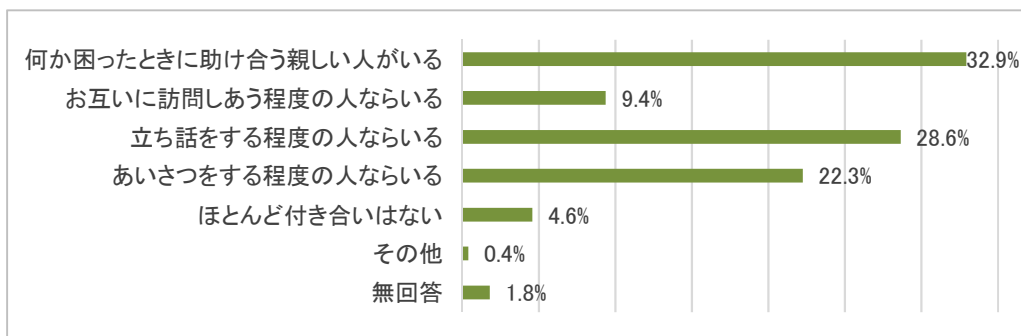
## 第2節 アンケート調査結果

第3期計画を策定するにあたり、市民の地域福祉に関する意識を把握するため、「地域福祉計画策定に関する市民アンケート調査」を実施しました。調査結果の概要は、下記のとおりです。

調査対象	市内に在住する20歳以上の男女1,100名を無作為抽出
調査基準日	令和元年8月1日
調査期間	令和元年9月～10月
調査方法	民生委員・児童委員による訪問配布・回収
回答者数	1,002名
回収率	91.0%

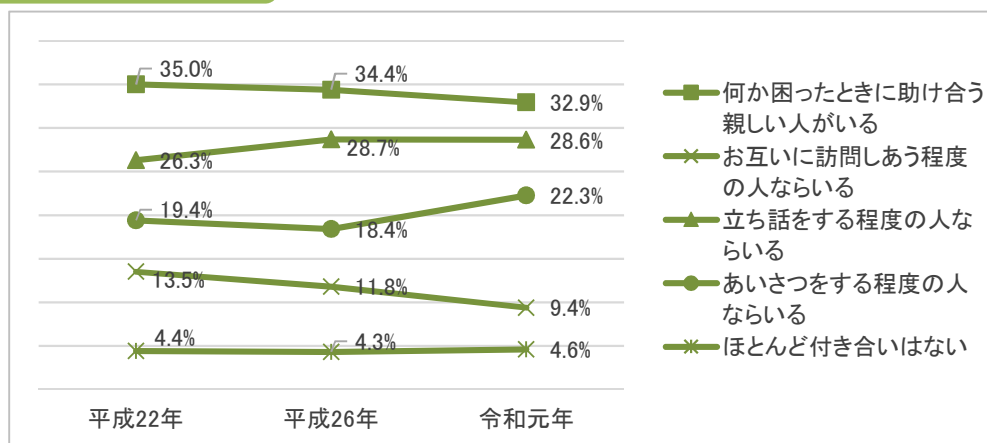
※調査結果については、巻末資料に掲載

### (1)近所づきあいの程度



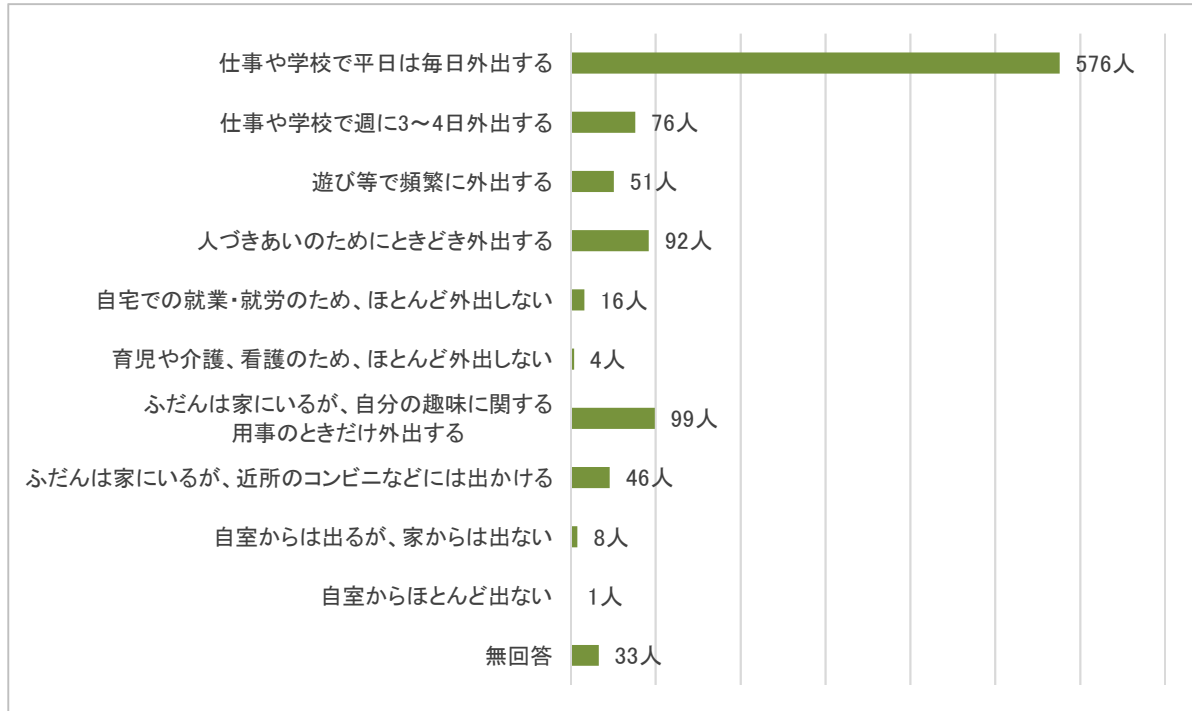
「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合が最も高い一方で、「あいさつをする程度の人ならいる」「ほとんど付き合いはない」方の合計が4分の1程度となっています。

### 過去調査との比較



「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が減少傾向にある一方で、「あいさつをする程度の人ならいる」「ほとんど付き合いはない」が増加傾向となっており、地域コミュニティの希薄化が進行していることがうかがえます。

## (2)外出の状況



「ふだんどのくらい外出しますか」の問いに、「趣味に関する用事のときだけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」と回答した方は、154名です。

そのうち、アンケート結果から次の①から⑤までを除くと8名の方が抽出されます。

- ①65歳以上
- ②現在の状況となって6ヶ月未満
- ③収入源のうち給与収入や自営、専業主婦・主夫である方
- ④療養中である方
- ⑤助け合う親しい人や訪問し合う人、立ち話をする程度の人がいる方

国の調査と同じ考え方に基づく 広義のひきこもり出現率	該当人数	回答数に 占める割合%	推計数
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	6人	0.59	187人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	1人	0.09	28人
自室からは出るが、家からは出ない	1人	0.09	28人

※推計数は、割合（%）×アンケート基準日における20～64歳人口（31,769人）

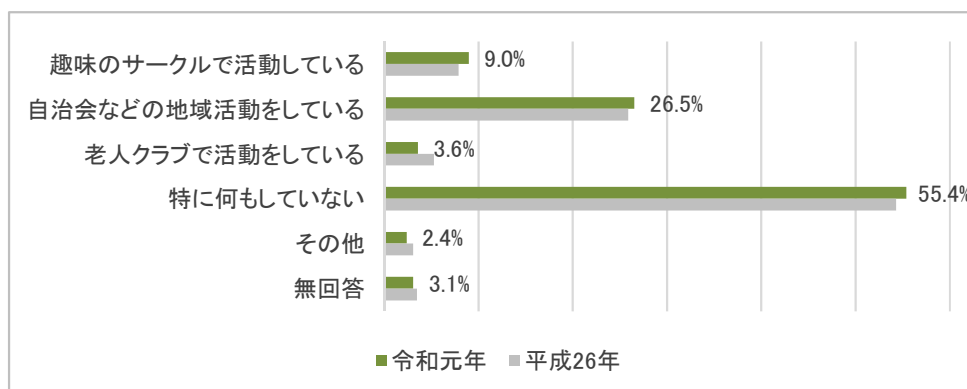
推計数は計算上であり、実数ではありません。

しかし、アンケート結果から広義のひきこもり群は生じており、相談機能や体制の充実が必要と考えられます。

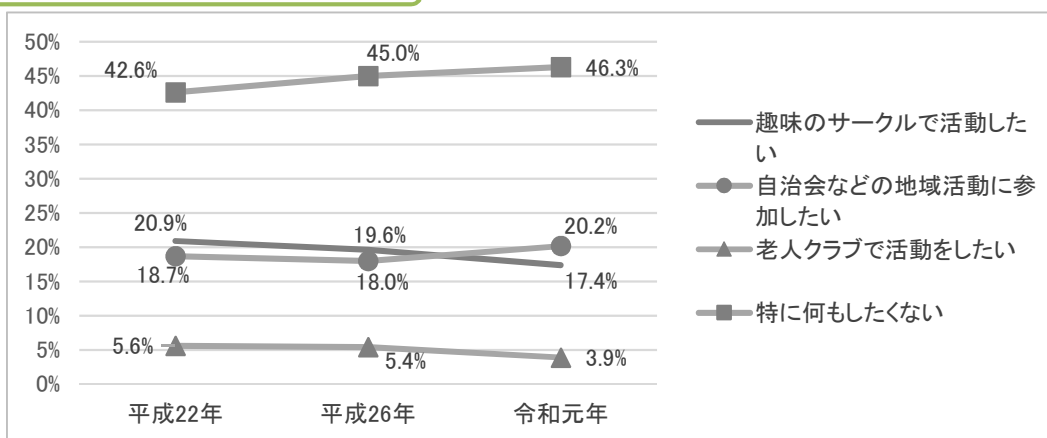


### (3)地域活動や福祉活動への参加

#### ①参加状況



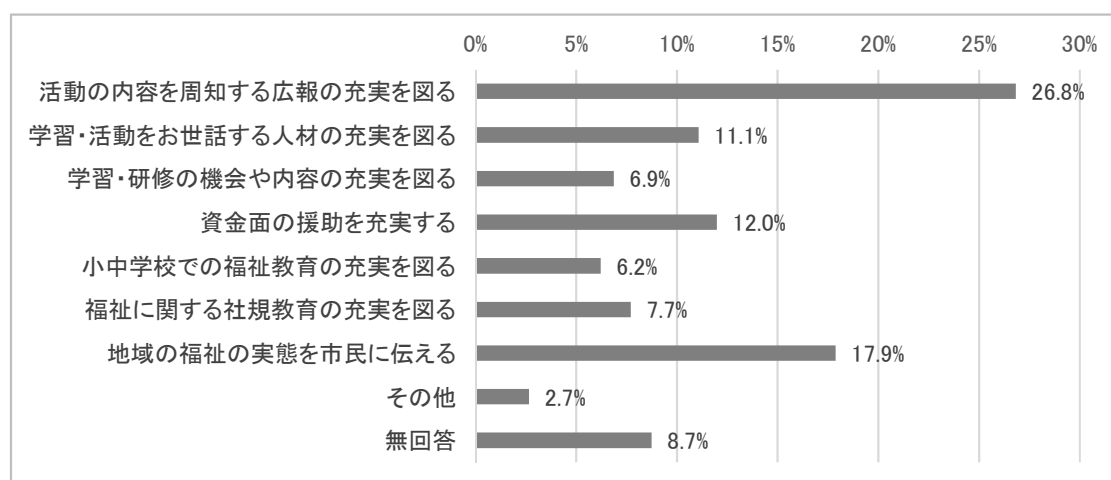
#### 過去調査との比較(今後の参加希望)



「特に何もしたくない」が46.3%で最も多く、次いで「自治会などの地域活動に参加したい」が20.2%となっています。

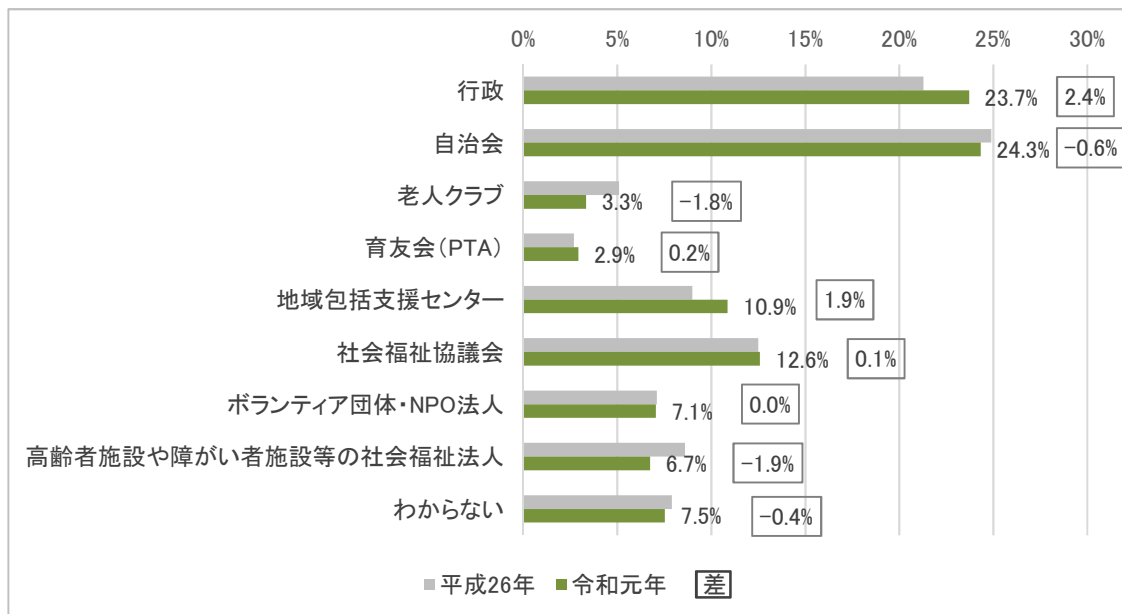
何もしたくない人が増加し、地域活動に対する意識の低下がうかがえる反面、地域活動に参加したい人も増加しており、潜在的な地域活動参加の可能性もうかがえます。

#### ②ボランティア活動の輪を広げるために重要なこと



「活動の内容を周知する広報の充実を図る」が26.8%で最も多く、広報・情報発信の充実が求められています。

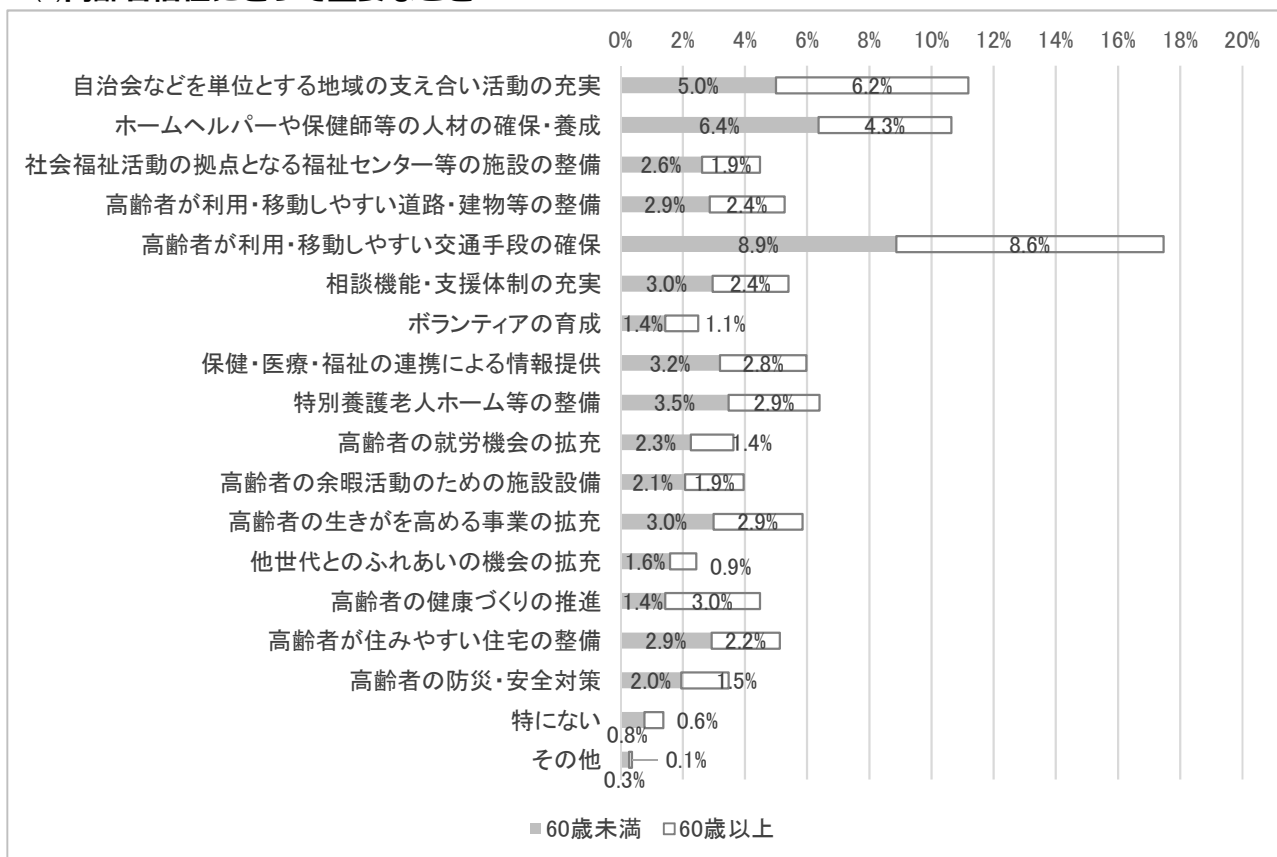
#### (4)助け合いを進めていく上で期待する団体



(枠囲みの数字は前回との差分を表示)

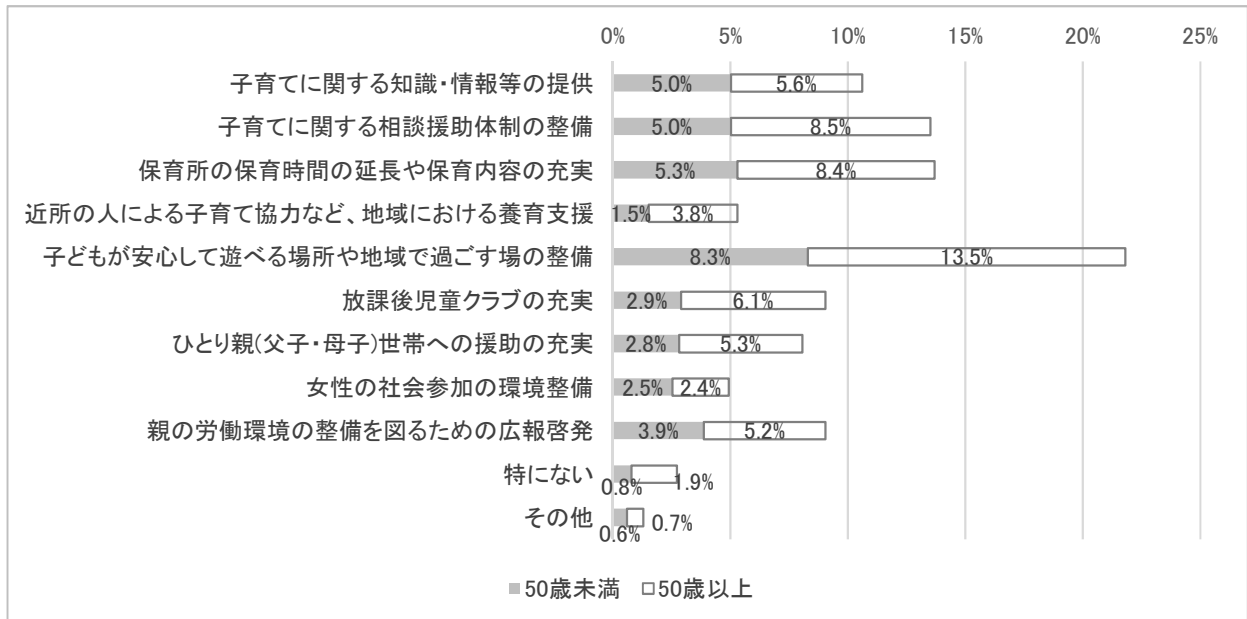
行政及び自治会が多くなっていますが、地域包括支援センターや社会福祉協議会といった地域福祉を担い、住民と直接関係する機関への期待も上昇しています。助け合いを進めていく上では、それぞれ個別ではなく、連携を強化していくことが重要です。

#### (5)高齢者福祉にとって重要なこと



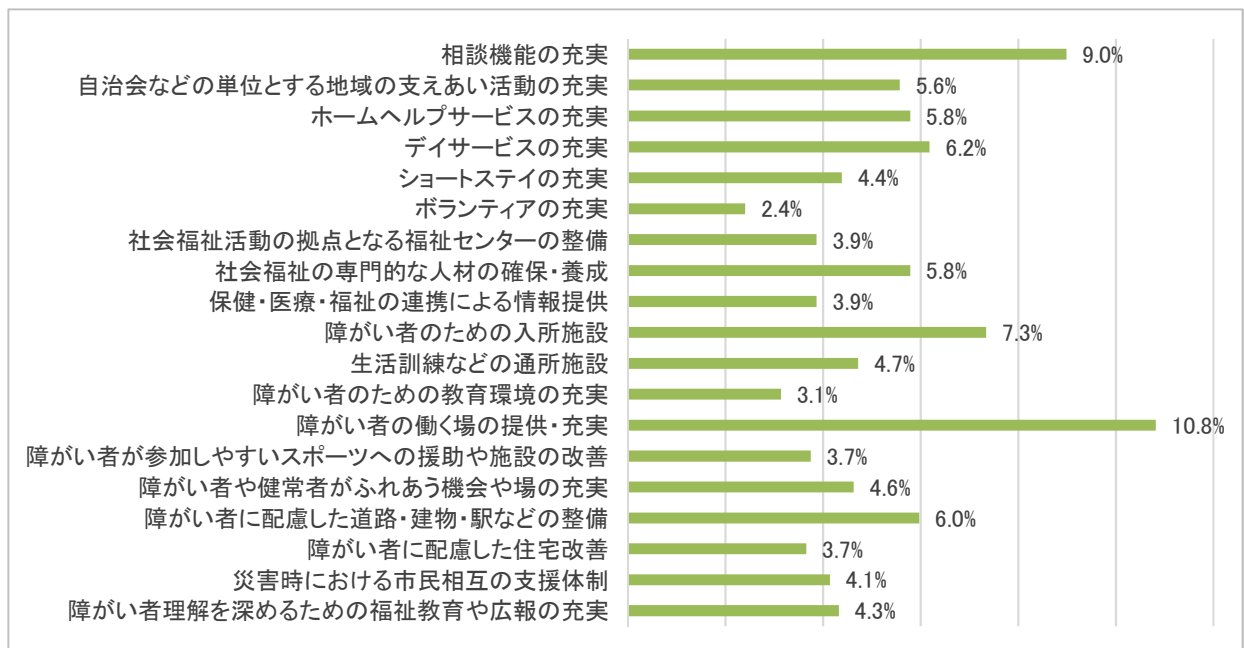
「交通手段の確保」が17.5%で最も多く、次いで「地域の支え合い活動の充実」が11.2%、「人材確保・養成」が10.7%となっています。

## (6) 児童福祉にとって重要なこと



「子どもが安心して過ごす場の整備」が 21.8%で最も多く、次いで「保育所の保育時間の延長や保育内容の充実」が 13.7%、「子育てに関する相談援助体制の整備」が 13.5%となっています。

## (7) 障がい者福祉にとって重要なこと



「働く場の提供・充実」が 10.8%で最も多く、次いで「相談機能の充実」が 9.0%、「障がい者のための入所施設」が 7.3%となっています。

## 第3節 第2期計画の取組と課題

### ① 第2期計画の取組状況

第2期計画では、市民一人ひとりが自ら取り組む「自助」、住民同士が一緒に取り組む「共助」、これらを支援する行政の「公助」、住民と各種団体・行政などが協力して行う「協働」を一体的にすすめる、住民一人ひとり、住民組織、様々な関係団体及び行政が連携し、それぞれの役割を果たす中で、地域福祉を推進するため、4つの基本目標を設定し、取組を進めてきました。

4つの基本目標に対する主な取組や総評は以下のとおりです。

#### 基本目標 1

#### 地域のつながりづくり

##### 【推進目標 1】 交流促進

- 自治会や地域を支えるコミュニティ団体等に対し、地域活性化のため、自主的に行うまちづくり活動や人材の育成等の活動に対して補助金の交付を行い、平成 29 年度からは若者チャレンジ枠を設け、若者によるまちづくり活動への支援を行いました。
- NPO の専門性を生かした事業委託を進め、NPO の育成と事業の効率的実施を推進しました。
- 各振興局及び振興センター管内で地域振興に資する民間団体等の自主的な活動に対して補助金を交付し、地域コミュニティの維持や地域活動の促進を図りました。
- 集落機能の維持などが困難になりつつある地域で、住民が安心して暮らせる地域をつくるため、中津江村の住民自治組織など、住民自らの意志と責任によって、まちづくり活動を行える仕組みを構築する取組に支援を行いました。

##### 【推進目標 2】 活動環境づくり

- 地区集会所において、地域住民の身近な相談窓口として、生活上の各種相談事業や人権講座などの啓発活動に加え、生きがいサロン事業や放課後子ども教室などの各種事業を実施しました。
- 自治会等の活動の場となる公民館について、新築・改良などに対して補助金を交付し、地域コミュニティ維持を支援しました。

#### 基本目標 1 についての課題

地域の活力や持続可能な地域づくりを推進する取組を進め、「中津江むらづくり役場」など一定の成果は表れてきましたが、少子高齢化、人口減少は著しく、地域づくりを行う担い手づくりや住民自治組織の設置などを更に進めていく必要があります。

**【推進目標 1】 福祉教育の推進**

- 人権問題について正しい理解と知識を身につけるため、人権講演会や年 2 回の企業・行政人権啓発推進員研修会を開催し市民啓発を行いました。また、人権学習会の開催や人権フェスティバルの開催など、地区集会所と連携した取組ができました。
- 日田市人権学習共通教材等資料に障がいのある人や高齢者等の現状や支援の内容を掲載し、各小中学校で授業実践を行いました。また、学校での講演会やゲストティーチャーの回数は増加し、児童生徒や保護者の理解が深まる取組ができました。
- 市内の団体等の要望により行政が集会などに出向く「ふれあい宅配講座」を実施し、福祉分野の講座を実施することができました。

**【推進目標 2】 ボランティア団体の育成・確保**

- ボランティア団体同士の情報交換会、学習会を開催しました。他団体の事例等、有意義な交流の場となっており、今後も継続した交流の場を設けていきます。
- これからの社会を担う子どもたちへの福祉教育、醸成のため、市内の小中学校、高校を福祉協力校として指定し、福祉授業などを実践しました。
- 住民主体の生活支援活動を担う人材養成としてボランティア養成講座を開催し、また、有償ボランティア会員による定期的会議、研修会を実施しました。

**【推進目標 3】 福祉人材の育成・確保**

- 介護予防のための運動を地域に広げるために健康運動リーダー養成講座を毎年実施し、運動リーダーとなった後も地域での活動が円滑に行えるように、フォローアップの研修会を定期的に実施しました。
- 日田市民生委員児童委員協議会に専門部会を設け、地域福祉課題に関する定期的な研修会を開催し、地域に潜む課題や支援の方法等を学習することにつながりました。
- 認知症地域支援推進員の配置や認知症支援の手引きの作成、認知症の正しい理解を深めるための普及啓発の取組を実施するとともに、認知症のキッズサポーターの講座を開催するなど、認知症サポーターの拡大に取り組みました。また、緊急連絡票、見守りキーホルダー、行方不明認知症高齢者等の早期発見の体制構築、行方不明高齢者等搜索模擬訓練の実施に取り組み、認知症の方を見守る関係機関のネットワーク構築ができました。

**基本目標 2 についての課題**

人権研修会の開催や学校での人権学習など、福祉教育に関する取組は、継続性・持続性によって効果が表れるものであるため、今後も国際化・情報化などの環境の変化も取り入れながら事業を進めていく必要があります。

また、福祉人材として地域の健康運動リーダーの養成を進めてきましたが、運動リーダーのいない地区もあり、今後は地域関係者を巻き込みながら養成支援のアプローチをしていく必要があります。

そのほか、高齢化により認知症の方の増加が見込まれますので、認知症の方の見守りとともに、その方の権利を擁護する取組も進めていく必要があります。

### 基本目標 3

### 身近な相談体制づくり

#### 【推進目標 1】 相談体制の充実

- 地域包括ケアシステムについて、在宅医療介護連携推進会議でパンフレットを配布するなど、普及啓発に取り組みました。また、地域づくりの協議の場となる生活支援協議体の設置や、生活支援コーディネーターを配置し、地域づくりの支援体制を図ることができました。
- こころを支える人材として「ゲートキーパー」の養成に取り組むとともに、関係機関と自殺対策について具体的な議論を行うことができました。
- 「ひた生活支援相談センター」を設置し、生活困窮者の方々の相談体制の充実を図りました。また、生活困窮者に対する支援プランを協議する支援調整会議を開催し、関係課や事業所等と連携を図り、適切な支援を行う体制整備に取り組みました。
- 地域での健康相談をはじめ、女性専用相談や介護予防相談などを行い、内容によっては関係機関との協議を行うなど、相談機能の充実に取り組みました。
- 各地域包括支援センターに保健師を 1 名増員配置し、相談体制の充実を図りました。

#### 【推進目標 2】 情報提供の整備

- 児童館等で子育ての不安に対する相談や指導、子育て家庭に対する育児支援を行いました。
- 高齢者の身近な相談場所としての地域包括支援センターを広く周知するとともに、「介護保険の手引き」の全戸配布を行いました。
- 「子育てガイドブック」の作成、配布を行い、子育てに関する情報発信に努めました。

#### 基本目標 3 についての課題

地域包括支援センターやひた生活支援相談センターの設置など、問題を抱える住民が相談しやすい体制の整備に取り組んできましたが、地域福祉課題が複雑化・多様化する中で、分野別の制度をつなぎ、また、各分野の制度の狭間にできる問題をどのように解決していくかなど、関係機関の連携が今後は必要です。

また、ひきこもりや自殺対策など、新たな課題として生じてきている問題に対し、相談体制を整備・充実しながら対応していく必要があります。

**【推進目標 1】 安心して外出できる環境整備**

- 地域の実態に即した交通体系の再構築を図ることを目的として「日田市地域公共交通網形成計画」を策定、また、平成 30 年 9 月にはバス路線の見直し基準を策定し、バスの沿線地域住民との地域座談会を開始しました。
- 重度心身障がい者（児）世帯や住宅改造が必要な身体状況の在宅高齢者世帯に対し、改造に要する経費の一部を助成し、安心して暮らせるための支援を行いました。
- 学校安全ボランティアによる通学路の巡回活動を行い、安心して教育を受けられる体制の整備を行うとともに、年 2 回の通学路安全推進会議を行うなど、通学路の安全確保に努めました。

**【推進目標 2】 地域で支えあいの整備**

- 日頃から高齢者等を訪問する機会の多い生活関連事業者及び警察署、市による「ひた高齢者等見守りあんしんネット」の協定締結を行いました。
- 交通指導員による交通指導や交通整理を行うとともに、自主防犯組織への活動支援や防犯研修会を開催するなど、交通安全や生活安全に関する啓発に取り組みました。
- 不審な事案が発生した際には、ホームページへの掲載や携帯メールシステムの活用により、情報提供、注意喚起を行いました。
- 民生委員と協力し要援護者台帳の整備に取り組み、災害時の避難行動支援や平常時における地域の見守り活動に活用しました。
- 避難行動要支援者の対応についてのマニュアル作成に向け、関係部署と協議を行いました。また、自主防災会等へ災害時要配慮者の避難行動について講義を行いました。

**基本目標 4 についての課題**

市内循環バスやデマンドバスの運行など、公共交通の充実を図ってきましたが、高齢化の進展により、運転免許を返納する方などが増え、病院や買い物へ行くことが不便になる交通弱者の高齢者が増えてきていますので、今後は地域にあった移動手段の確保を図る必要があります。

また、豪雨災害等が頻発する昨今では、要支援者の避難行動支援や関係機関との連携体制づくりを構築していく必要があります。

## ② 今後の課題と方向性

### (1)課題

- ・少子高齢化や人口減少が進んでおり、地域福祉の担い手の減少を招くとともに、地域の活力や持続可能性を脅かしている。また、地域福祉の担い手をいかに確保していくかが問題である。
- ・単身世帯等の増加や人と人とのつながりが希薄化する中で、生活の様々な場において支えあいの基盤が弱まったことで孤立し、誰にも相談できない、適切な支援に結びつかないなど、課題が深刻化することが考えられる。
- ・長期間のひきこもりをしている 50 代前後の子を 80 代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する問題（8050 問題）や介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題など、複合化した問題が全国的に生じている。
- ・交通弱者の方に対し、地域にあった移動手段を考え、支援していく必要がある。
- ・災害時の要援護者の方の支援について、関係機関等との連携強化が必要である。
- ・認知症高齢者や単身世帯の高齢者等の増加が見込まれる中、意思決定が困難な人について、その判断能力を補う成年後見制度の利用の必要性が高まっている。

### (2)第 3 期計画の方向性

第 2 期計画は、「①地域のつながりづくり」「②地域福祉の担い手づくり」「③身近な相談体制づくり」「④暮らしを支える環境づくり」を基本目標とし、様々な施策に取り組んできました。

日田市の状況や地域福祉を取り巻く状況、上記(1)の課題解消にあたっては、第 2 期計画で取り組んできた①から④までの方向性には問題はなく、より一層取組を推進していくことが大切と考えられます。そこで、第 3 期計画では、第 2 期計画の方向性を基本的に継承していきます。

ただし、暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域住民等が支えあい、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向けた取組も行っていきます。



# 第3章 計画の基本方針

## 第1節 基本理念

第2期計画では、市民の誰もが人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢に関係なく社会参加でき、誰もが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが助け合い支え合うことで、安心して生活できるまちを目指し、「一人はみんなのために、みんなは一人のために、支えあう輪を広げ、安心して暮らせるまちを目指して」という基本理念を掲げました。

第3期計画では、現在の社会状況を踏まえ、様々な取組を推進していきますが、この第2期計画の基本理念の目指す福祉施策の推進や地域づくりの視点などは、受け継いでいきます。

そこで、第3期計画においても、第2期計画での取組を継承するとともに、地域共生社会の実現に資する新たな取組を推進していくため、次の基本理念を掲げます。

一人はみんなのために、みんなは一人のために、  
支えあう輪を広げ、安心してともに暮らせるまちを目指して

## 第2節 基本目標

基本理念に掲げる地域福祉のまちづくりを目指すため、第3期計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

### 基本目標1

### 地域のつながりづくり

人権教育や人権啓発を推進し、住民一人ひとりの福祉意識を醸成するとともに、地域での交流を促します。また、地域の特性や住民それぞれの興味や関心、状況に応じた活動環境づくりと活動拠点の確保、活動の支援を行い、地域のつながりづくりを推進します。

### 基本目標2

### 支えあう地域づくり

他人事になりがちな地域づくりを自分の事として捉え、地域における支え合いや助け合いの大切さを理解してもらいながら、地域福祉活動を支える担い手やボランティアなどの育成や支援を行い、住民の身近な圏域で支える体制を構築するとともに、継続して活動しやすい環境づくりを行い、支えあう地域づくりを推進します。

### 基本目標 3

### 身近な相談体制づくり

地域住民が抱える生活上の福祉課題は、各種相談窓口で相談に応じていますが、近年は高齢者や児童、障がい者などの縦の分野だけでは解決できない様々な課題が絡み合うなど複合化しています。これらの問題が深刻化する前に住民が身近に相談できるよう、課題解決へ向けた相談体制の構築や関係機関の連携の強化、積極的な情報提供を行い、相談しやすい環境づくりを推進します。

### 基本目標 4

### 暮らしを支える環境づくり

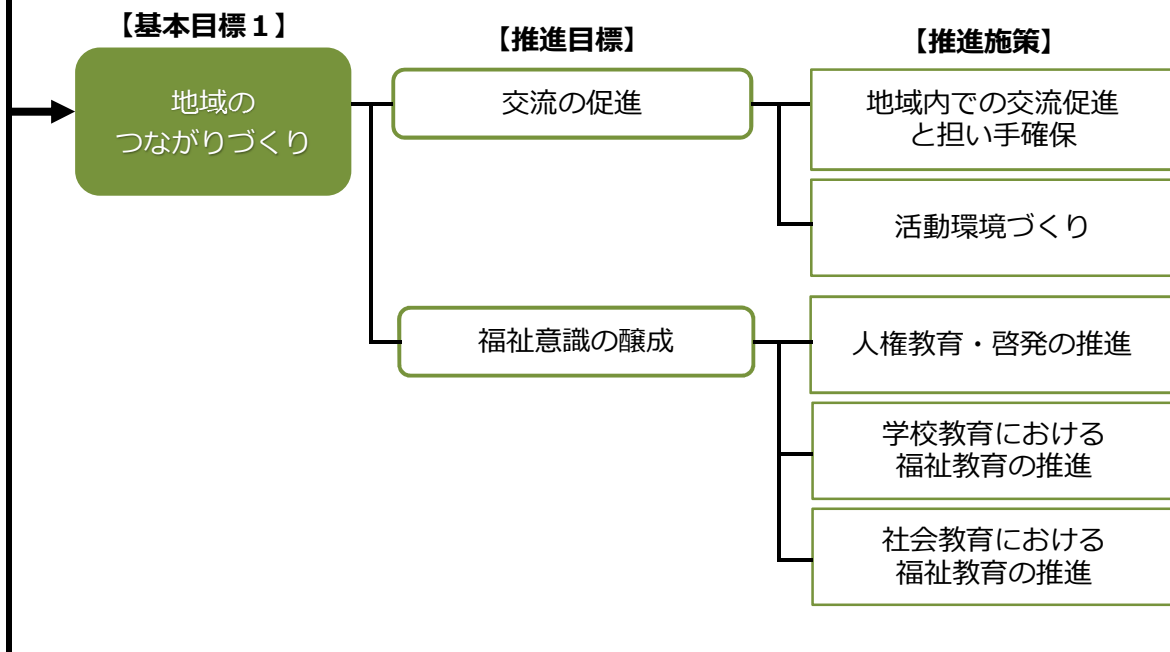
交通弱者への対応やバリアフリーの推進など、安心して外出できる環境の整備や、災害時などの緊急時に支援を要する人が日ごろから見守られるネットワークづくり、また、高齢者や障がい者が法律行為においても守られるための支援を行うなど、ハードとソフト両面の対策を通じ、地域福祉を側面から支え、暮らしを支える環境づくりを推進します。

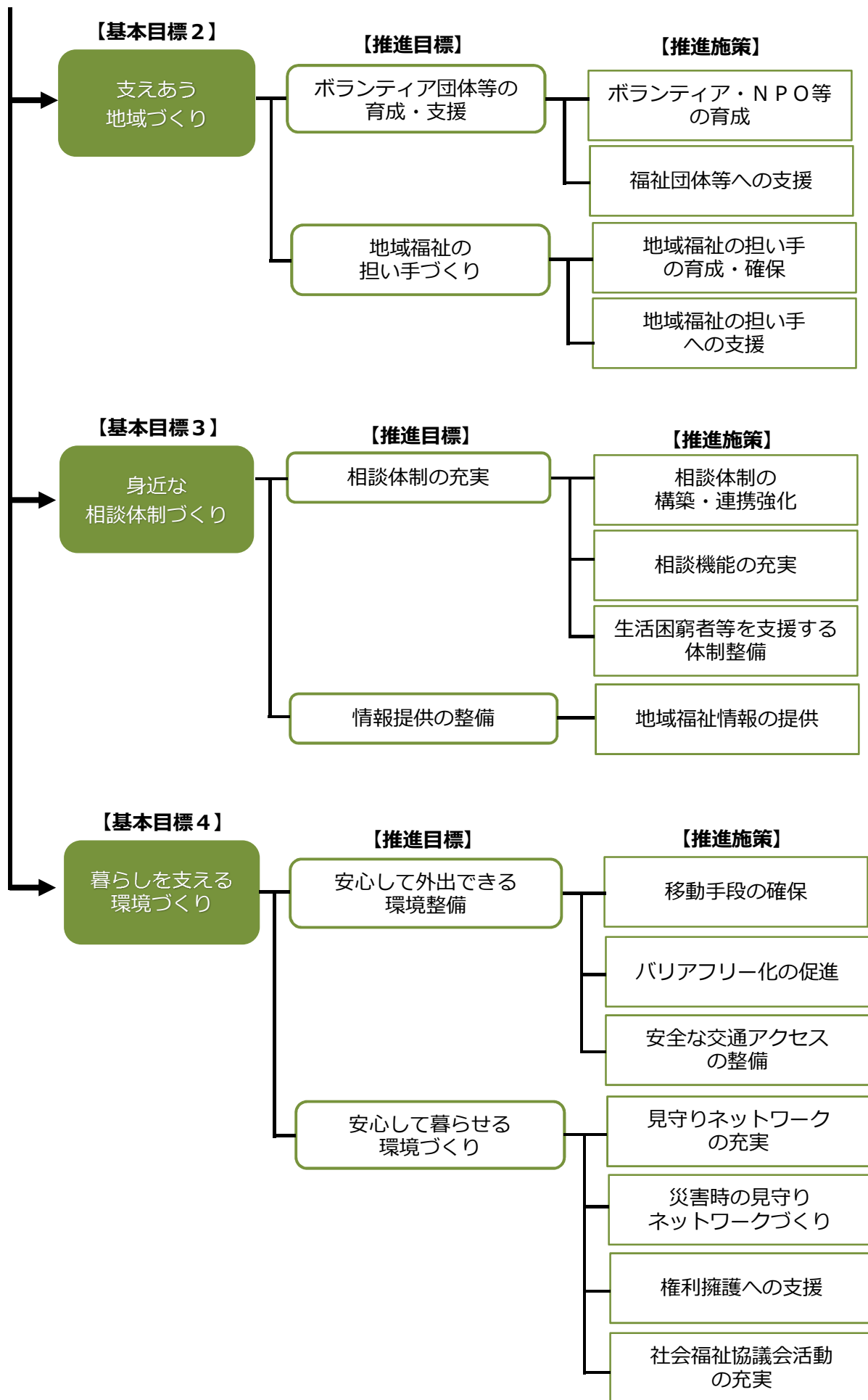
## 第3節 施策の体系

基本理念、基本目標、そして基本目標に向かって実施する施策の推進目標と推進施策の体系は、次のとおりです。

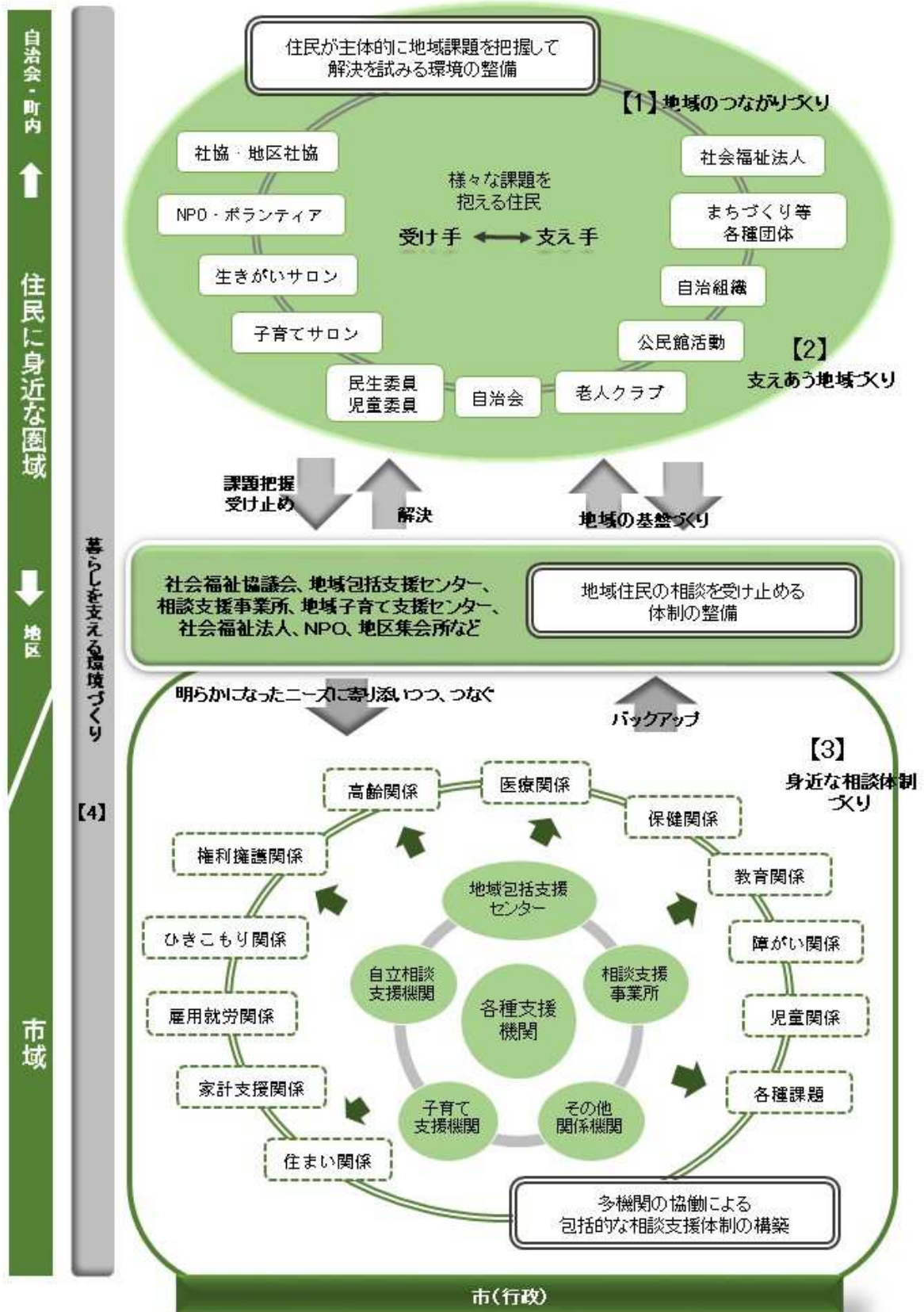
#### 【基本理念】

一人はみんなのために、みんなは一人のために、  
支えあう輪を広げ、安心してともに暮らせるまちを目指して





# 地域共生に向けたまちづくりイメージ



## 第4章 施策の展開

### 第1節 地域のつながりづくり

#### ① 交流の促進

##### 現状と課題

少子高齢化や過疎化の進行により、地域社会を維持することが困難になっている地域や、単身世帯の増加などの社会構造の変化に伴い、住民同士のつながりの希薄化が生じています。希薄化は、地域の活力を低減するだけでなく、問題を抱えていても誰にも相談できずに孤立してしまったり、話相手がおらず閉じこもりがちになったりするおそれがあります。今後は、各地域の実情に応じて持続可能な地域づくりを進めるとともに、気軽に集まれる交流の場をつくっていくことが必要です。

また、地域コミュニティ内の交流だけでなく、学校との連携、外部との交流など、多様な交流を育み、地域のつながりをつくっていかねばなりません。

#### 施策1 地域内での交流促進と担い手確保

##### (1) 地域の集落機能維持への取組

過疎化や高齢化の進行が著しい周辺部では、地域住民の閉塞感や将来への不安が大きく、地域コミュニティを維持していくことが困難になりつつあります。そこで、地域の実情に詳しい人材に地域の様々な活動に関わってもらい、地域団体の活動支援等を行いながら、地域内での交流を促進するとともに、都市住民を地域おこし協力隊として受け入れ、外部の視点で地域の宝や資源を見い出し、地域に活力を生む取組を継続して進めます。

##### (2) 活性化への支援と拠点の整備

地域活動にあたっては、基礎的団体である自治会等が中心的となって活動しており、特に共助の部分では大きな役割を担っています。その自治会等が行う地域活性化の取組や公民館等の拠点の整備、地域振興を図ることを目的に行う事業に対し、経費助成などを行い、地域コミュニティの維持を支援していきます。

また、市民活動団体等に対しても地域活性化のために企画・実行する事業に対して補助を行い、地域に根差した活動を支援します。とりわけ、若い世代への補助にも力を入れ、若い世代が地域で交流し、担い手となる活動を支援します。

### (3)閉じこもりがちな高齢者への支援

高齢化が進む中で、自宅に閉じこもりがちな方や他者との交流のきっかけがつかめない方がいます。そこで、公民館等の身近な施設で定期的な通いの場、あるいは交流の場を提供し、高齢者の生きがいくりと他者との交流促進を図ります。これにより、住み慣れた地域で生活し続けるための介護予防にもつながります。

### (4)学校運営への参画による地域づくり

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化してきており、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校と地域の連携・協働が不可欠です。そこで、学校運営に地域の人々や保護者が参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を学校に設置し、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域のニーズを反映させると共に、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを行います。

### (5)福祉と農業の連携

市における第1次産業の就労人口は減少が進んでおり、産業の衰退が懸念されています。一方、障がい者の働く場については、まだまだ不足している状況です。そこで、障がい者が地域で自身の特性を生かして活躍できるための一つの方法として、障がい者の働く能力と農業・林業作業のマッチングを行い、地域活性化とともに担い手確保を目的に農福連携の推進を図ります。

## 施策2

## 活動環境づくり

### (1)住民自治組織の設立に向けた取組

市内周辺部においては人口減少や高齢化等が著しく、そのため、集落機能の維持などが困難になりつつあります。住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるためには、住民自らが活動する環境をつくり、自治の領域を広げることが、持続可能な地域をつくっていくことにつながります。そこで、集落機能の維持が困難になりつつある地域を対象として、住民自らの意志と活動によって地域活動を行う「住民自治組織」の設立を促進し、安心して快適に暮らせる地域づくりに向けた取組を行います。

### (2)高齢者の活動環境づくり

高齢者の生涯学習の場や活動の場を提供し、地域で生きがいを持って暮らしていける環境をつくることは、高齢化が進む中、ますます重要であり、それは健康寿命の延伸や認知症予防にも効果が期待できます。

中央公民館では、講座の開催や芸術・文化に関わる8種類のクラブ活動のほか、専門学生との交流事業を実施し、また、老人福祉センターでは農園の貸出しや趣味の教室、老人クラブ会員の文化活動の発表の場としての「生きがいグループ合同発表会」、各種スポーツ大会の支援を行うなど、生きがいと健康づくりに積極的に参加しやすい環境づくりを進めます。

### **(3)ふれあい宅配講座の実施**

市民等の団体・グループが要望する集会等に市職員等が出向き、市政の説明や講演などを行う「ふれあい宅配講座」を開講し、市民への学習機会の充実及び意識啓発の促進、市民相互の生涯学習のまちづくりを推進し、市民が考え、活動する環境づくりを支援します。

### **(4)子どもの居場所づくり**

世代間の交流、大人と子どもとの交流が少なくなり、地域のつながりが希薄化しています。そのため、地域住民の参画を得て、放課後の児童に対して公民館や学校の空き教室を利用し、家庭学習の支援やスポーツ・体験活動等の取組を実施し、地域の人との交流をつなげ、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を整備します。

また、子どもの孤食の解消や安心・安全な子どもの居場所づくりを目的に、食事の提供と学習支援や体験活動を実施する団体等を支援することで、貧困等様々な課題を抱える子どもの居場所づくりに努めます。

### **(5)地区集会所の拠点整備**

地区集会所は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、さらなる事業の充実が求められています。地区集会所が地域社会の中で、人権講座など各種事業を通じた人権啓発における住民交流の拠点として、また、住民が利用しやすいよう施設の整備を行うなど、多くの住民が集い交流を促す環境づくりに努めます。

## 2 福祉意識の醸成

### 現状と課題

市では、これまで自治会や企業、公民館等の様々な団体に対し、また、全市民を対象とした講演会を開催するなど、人権教育・啓発に取り組んできましたが、依然として差別事象が発生するなど、課題が残されています。

改正社会福祉法第4条では、地域福祉の推進にあたって、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意することが明記されています。人権問題もその地域生活課題に含まれるため、地域づくりや交流の場をつくっていくにあたり、参加を阻害しない人権に対する意識、または支えあいや助け合いといった福祉意識を醸成していかなければなりません。

### 施策 1 人権教育・啓発の推進

#### (1)人権啓発の取組

地域福祉を推進するにあたっては、福祉の問題・課題解決を試みるだけでなく、様々な分野の活動に参加する機会を阻害する、部落差別を含む差別の解消を地域生活課題として考え、その解決を図るよう留意しなければなりません。平成28年に施行された人権三法（「部落差別解消推進法」等）や「日田市部落差別等をなくし人権を守る条例」に基づき、部落差別をはじめとしたあらゆる差別の解消に向け、人権教育・啓発活動を推進します。推進に際しては、地域や職場などあらゆる場において、人権問題に対する正しい理解と認識を深める学習会等を開催するなど市民啓発を推進するとともに、地域住民をはじめ広く市民との交流を目的とした人権フェスティバルを開催するなど、人権意識の高揚を図っていきます。

また、地域福祉の現場で活動する民生委員等にも研修・啓発を行い、地域福祉の推進に取り組みます。

#### (2)障がい者差別解消への取組

障がいを理由とする差別をなくし、すべての人が障がいの有無に関わらず、ともに生活できる共生社会を実現することを目的に、「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を平成31年4月に施行しました。この条例に定められている障がい者への差別的取扱いや虐待の禁止、合理的配慮の提供、障がいや障がい者への相互理解を促進するとともに、障がい者への理解を深めるための周知と啓発に継続的に取り組んでいきます。



### (3)男女共同参画の推進

男女がともに主体的に地域活動やボランティア等に参加することによって、地域コミュニティが強化され、地域力の向上につながります。そのため、男性も女性も社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等にあらゆる分野で社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うべき社会を目指した取組、啓発活動を支援し、男女共同参画を推進します。

## 施策 2

### 学校教育における福祉教育の推進

#### (1)福祉教育をはじめとする人権教育の推進

人権教育・啓発については、形成過程である子どもの頃からの学習、体験がとても大切です。学校教育において、児童生徒が「福祉」について考え、地域福祉活動へ参画していける資質を培うことをねらいとした福祉教育をはじめとする人権教育を推進するため、障がい者や高齢者等の現状や支援の内容を学べる資料を提供し、学習を支援するとともに、講演会講師やゲストティーチャー等の派遣を行い、講演や活動を通して障がい者や高齢者等への理解を進める機会を提供します。

#### (2)福祉体験等による福祉教育（社会福祉協議会事業）

福祉協力校として登録した小・中学校及び高校の児童・生徒に対し、車椅子やアイマスクを体験してもらったり、地域ボランティア活動を実践してもらったりすることで、社会福祉への理解と関心を高め、思いやりや社会福祉奉仕の実践力を身につけてもらう取組を推進します。

## 施策 3

### 社会教育における福祉教育の推進

社会教育として、市民の人権問題に対する意識の向上に取り組んだり、人権啓発を行ったりすることは、福祉意識の醸成という観点から今後より一層必要となってきます。人権講演会や連続したプログラムでの講座を地区公民館と連携して開催するなど、市民意識の向上を図っていきます。

また、それぞれの地域において活動し、推進役となるリーダーがいれば、多くの市民が人権学習に参加できるため、人権学習の推進・啓発のリーダー（ファシリテーター）の育成を図るとともに、育成した人材の活動の場を提供し、市全域での人権・福祉教育の推進に取り組んでいきます。

## 第2節 支えあう地域づくり

### ① ボランティア団体等の育成・支援

#### 現状と課題

地域で行われている様々な活動の多くは、自治会長をはじめとする地域のリーダーが中心となって行われています。市民アンケートでも助け合いを進めていく上で期待する団体では自治会が最も多くなっています。

しかし、高齢化や人口減少等により、当該活動を担う人の活動負担が重くなったり、福祉分野の活動を担う人が減少したりするなど、地域福祉の担い手の育成や確保が急務となっています。

ボランティア活動をしたいという人は、市民アンケートでは地域活動や福祉活動に参加してみたいという人が20%以上おり、担い手の潜在的な可能性は十分ありますので、地域福祉の担い手不足という問題に対し、ボランティアやNPOを活用し、様々な地域福祉の担い手が活動しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

#### 施策1 ボランティア・NPO等の育成

##### (1) NPOの育成

人口減少の進行により、地域に居住する人たちだけでは、地域づくりは進んでいきません。市民が主体となったまちづくり活動を推進するため、ボランティアやNPOの取組を支援するとともに、団体の育成を推進します。

支援にあたっては、NPOが抱える課題を解決するために支援団体がNPOのヒアリング等を行い、課題解決の施策を一緒に考え形にしていく伴走型の支援を行います。また、NPOと市が協働可能な分野において、NPOの専門性を活かした公共的な事業の企画案をNPOが市に提案することで、市と協議しながら事業を実施していきます。

##### (2) ボランティアの育成・交流（社会福祉協議会事業）

ボランティアに対するニーズが多様化している中、様々なボランティアグループが活動を行い、継続していく上で、それぞれのボランティアグループがどのような活動を行い、必要なことは何か、重複した活動になっていないかなどを把握するとともに、それぞれが交流を持つことは大切です。ボランティア及びボランティアグループが連絡・協調して、情報及び意見の交換を行い、交流を深めることができる場を設置します。

また、交流の場を設置することにより、市民に対してボランティアの輪を広げ、併せて市民のボランティア活動への参加を促進していきます。

### **(3)女性人材の育成**

女性の中には、地域に貢献できる活動を展開したり、地域のために「何か行動したい」と考えたりしながら模索している人もいます。そういった女性が社会的立場において、これまで以上に活躍できるよう「日田市女性人材育成バンク“ゆいと”」の登録者等に対し講座の企画・運営を行ったり、講演会を開いたりするなど、女性人材の育成を図ります。

### **(4)子ども食堂立ち上げのための人材育成（社会福祉協議会事業）**

子どもの成長を地域で応援していこうという動きは年々大きくなっており、その手段の一つである食事を無料又は低価格で提供する「子ども食堂」の設置は、大分県下においても増えつつあります。子どもの食事支援が目的の一つですが、「地域交流の場」として、さらには子どもの「見守りの場」として機能していることから、地域づくりにも有効です。

今後、日田市における拠点（居場所）作りを推進していく上で、立ち上げや運営に携わる人材の育成を行っていきます。

### **(5)学校安全ボランティアによる安全で安心できる学校の確立**

近年の学校安全を脅かす事件の発生状況から、地域社会全体で子どもたちが安心して教育を受けられる体制を整備する必要があります。そのため、学校安全ボランティア（スクールガード）を地域住民に委嘱し、通学路の巡回活動を行い、子どもたちが安心して教育を受けられる体制を整備します。

### **(6)防災士の養成**

市では、近年「平成 24 年九州北部豪雨」や「平成 28 年熊本地震」、「平成 29 年九州北部豪雨」という大きな災害を経験し、地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した防災士をすべての自主防災組織に配置するとともに、これまで養成した防災士を対象にスキルアップ研修を実施し、防災・減災へ取り組んでいきます。

### **(7)災害ボランティアネットワークの整備（社会福祉協議会事業）**

大規模な災害が発生した場合、災害復旧には大きな混乱が生じる可能性があります。そのため、災害対応を行う各種団体が、災害を想定し、ボランティア同士の役割分担や支援体制、備蓄及び備品の整備状況、研修や訓練の積み重ね等の強化、体制の確立を行う関係団体の連絡協議会を継続して設置し、災害発生に備えます。

**(1)保護司への支援**

保護司は、地域社会の中でボランティアとして、犯罪をした人や非行に陥った人たちの再犯を防ぎ、立ち直りに向けた援助を行うほか、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなどの更生保護活動に取り組んでいます。このような活動を行う日田保護区保護司会へ補助金を交付し、市民の安心・安全な生活につなげる支援を行います。

**(2)母子寡婦福祉会への支援**

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう支援を行うためには、母子会の存在や、母子会が行う「児童対象の学習会」などの様々な活動が必要であり、ひとり親家庭にとっては、身近で気軽に相談できる存在となっています。

社会的・経済的に弱く不安定な立場にある母子家庭等の母親が、自助・相互扶助を目的に運営している日田市母子寡婦福祉会に対し補助を行い、同会の運営を安定させ、ひとり親家庭の福祉の向上を図ります。

**(3)子育て不安に対する支援**

核家族化の進行により、子育て中の親が孤立し、悩みを抱え、子育てを負担に思う人がいる一方、自分の子育ての経験を役立てたいと考える人もいます。子育ての負担を軽減するとともに、地域における育児の相互援助活動を推進し、保護者が安心して育児ができる環境整備を図るため、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者（おねがい会員）と援助を行いたい者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、相互援助活動の支援を行います。

**(4)有償ボランティアの周知（社会福祉協議会事業）**

家事援助等を必要とする人が多くなっているため、市民の自主的な参加と協力を得て、援助を必要とする人に対し、住民参加型在宅福祉サービスを有償で提供し、自宅で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進します。市民アンケートでの認知度は、とても低くなっていますので、今後は有償ボランティアの活動の周知にも努め、団体の支援を行っていきます。

## ② 地域福祉の担い手づくり

### 現状と課題

地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員や各地区社会福祉協議会の福祉委員等が現在活躍しており、また、市では運動を通して地域の高齢者の介護予防や健康増進を行う「運動リーダー」の育成や、認知症について正しく理解し、支援する「認知症サポーター」の養成などを行い、地域福祉の推進を図っています。

高齢化や生活福祉課題の多様化が進み、今後はさらに地域福祉を担う人の重要性が高まってくるため、民生委員・児童委員等に対する支援を充実したり、健康増進や介護予防に関する担い手の育成を継続したりする必要があります。

また、市民アンケートでも回答の多かった「困っている人と助けることができる人との調整をする人材」の育成など、高齢化や社会情勢の変化に対応した地域福祉の担い手づくりも必要になっています。

### 施策 1

#### 地域福祉の担い手の育成・確保

##### (1)運動リーダーの養成・支援

高齢者の運動機能の低下は、要介護状態につながる要因となることから、ひた健康運動リーダーを今後も養成し、介護予防につながる運動の知識の普及・啓発を行うとともに、ひた健康運動リーダーが地域で活動できるように支援を行い、市民一人ひとりの健康意識の向上を図っていきます。運動リーダーとなった後もフォローアップの研修会を定期的に実施し、継続した活動の支援を行います。

また、日田市は、壮年期以上の定期的な運動習慣の割合が低く、身近な地域で運動習慣の形成及び定着を図る必要があるため、ステップ運動リーダーを養成し、リーダーが主体となって各地区公民館において地域教室（ステップ運動・スロージョギング）を行う活動を支援します。

##### (2)認知症への理解の取組

認知症高齢者は、現在 65 歳以上高齢者の約 4 人に 1 人が認知症の人又は予備群と言われており、今後更に増加することが見込まれています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるためには、認知症に対する正しい理解が必要です。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域等で認知症の人やその家族を手助けすることができる認知症サポーターを今後も継続して養成します。

##### (3)高齢者の生活支援を行う人材の配置

高齢者の生活支援を行うとともに、介護予防の基盤整備を推進していくため、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に中心となって取り組む「生活支援コーディネーター」を配置し、高齢者の生活支援に取り組みます。

生活支援コーディネーターが高齢者を支援する活動やニーズ、高齢者の活躍の場や取組の情報を集め、情報を紹介したり、地域の助け合いや支え合いの仕組み作りを行ったりすることで、高齢者を支える地域づくりにつなげていきます。

#### (4)自殺対策

日田市では、自殺者数は横ばい状態にあるものの、依然として年間 10 人以上の自殺者数がある状況です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。かけがえのない命を少しでも救うため、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な関わりやつながりができる人材を養成し、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

#### (5)児童福祉に関する人材の確保と育成

教育・保育施設の中には、保育士等の不足により、入園希望を断る施設もあります。仕事等を持ちながら子育てをする保護者にとって、入園の可否は大きな問題であり、保育士等の確保は重要な課題です。そのため、日田市出身学生の U ターン促進を目的とした保育士等養成校への訪問や市内高校生向けの就職説明会・しごとフェアへの参加、さらに、市内の認定こども園等に正規職員として新たに就職した人に就職応援金を助成するなど、保育士等の確保に取り組みます。

また、仕事を持つ家庭にとって、子どもの健やかな育ちと放課後における安全を確保する放課後児童クラブの需要は高く、重要な役割を果たしていますので、放課後児童クラブの支援員及び補助員に対するスキルアップのための講座を開催し、更なる質の向上を図り、安心して預けられる環境整備に取り組み、家庭と仕事の両立を支援します。

#### (6)食育の推進

日田市民は、塩分摂取量が国の推奨量よりも多く、また野菜の摂取量は 1 日の摂取目標量よりも少ないことが分かっています。地域において薄味・バランスのとれた料理の普及、食育の普及・啓発を行う「食生活改善推進員」の育成や支援を今後も行い、市民一人ひとりの食を通じた健康の保持・増進を図っていきます。

## 施策 2

### 地域福祉の担い手への支援

#### (1)民生委員・児童委員との連携・情報提供

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯などを訪問し、見守りを行ったり、地域住民からの相談に対し福祉サービスの情報を提供したり行政や関係機関につないだりするなど、様々な活動を行っており、その活動は、地域福祉を推進する上で重要な役割を担っています。地域福祉課題が複雑多様化する中で、民生委員に求められる活動も増加しており、民生委員が行う活動の周知や民生委員に対する必要な情報の提供、活動費の交付など、民生委員活動が円滑に行われるよう支援していきます。

## **(2)福祉委員との連携（社会福祉協議会事業）**

社会福祉協議会は、公的なサービスだけでは解決できない生活福祉課題について、住民同士の相互扶助、公的な制度との連携によって解決することを目的に、その中心的な役割を担うことを期待して「福祉委員」を委嘱しています。福祉委員は、日頃からの近所付き合いや訪問などを通して生活福祉課題を早期に発見し、民生委員や行政、社会福祉協議会、専門機関などへ連絡や相談を行います。民生委員の負担が大きくなっているため、その活動の手助けを福祉委員と連携し行い、地域福祉の推進を図っていきます。

## **(3)介護人材の確保**

今後、介護を必要とする高齢者が増大することが見込まれる中、それに対応できる介護職員の人材確保が不安視されています。そのため、介護職員の確保のため、実効ある対策を国に対して要望していきながら、日田市内の介護サービス事業所と協力し、介護職員の確保・定着のための施策に取り組んでいきます。

## 第3節 身近な相談体制づくり

### ① 相談体制の充実

#### 現状と課題

地域で住民が抱えている生活福祉問題は、行政機関や社会福祉協議会、地域包括支援センター、ひた生活支援相談センター等で相談に応じていますが、近年、高齢者福祉や児童福祉、障がい福祉などの複数の分野が複合化・複雑化し、また、ひきこもりや8050問題など多様化しています。

これらの問題については、迅速かつ適切に対応することが求められますが、複数の専門機関が連携しないと解決しない場合、周りの人たちが問題に気付いたとしても、なかなか解決策が見つけれず、その問題が深刻化する場合があります。

市民の誰もが身近な地域で相談が受けられるよう相談機能を充実させるとともに、問題が深刻化しないよう多機関の連携を構築・強化していくことが重要です。

### 施策1 相談体制の構築・連携強化

#### (1) 地域包括ケアシステムの構築

市内4つの日常生活圏域に各1か所の地域包括支援センターを委託により設置運営し、各圏域における総合的な相談窓口機能、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント業務、ケアマネジメント業務を行っています。高齢化がますます進行する中、今後は高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭で自分らしい暮らしを続けることができるよう「医療・予防・介護・生活支援・住まい」を一体的に提供し、かつ包括的な支援・サービスを行うことができる地域包括ケアシステムの構築を推進していきます。

また、医療や介護が必要な状態になっても、誰もが安心して可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供する支援体制を構築するため、多職種連携の推進や地域住民への普及啓発の取組を実施します。

#### (2) 総合的な子育て支援拠点の整備

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感が増大しています。保育園や地域子育て支援センター等の地域の身近な場所に、乳幼児のいる子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育てに対する不安や悩み等を相談できる場を提供し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

また、社会全体において子育て能力が低下しており、子育ての悩みや障がいなどの育児の専門的な相談ができる環境の整備、育児に対する不安やストレスからくる虐待防止への対応が求め



られています。そのため、育児力の低下している家庭や育児に悩みを抱える保護者への支援を行うとともに、親子が共に集い交流し、天候に左右されず子どもが自由に遊べる空間を整備した総合的な子育て支援施設を設置し、子どもの健やかな育成を支援します。

### **(3)妊娠期から子育て期までの継続した支援**

支援が必要な家庭・乳幼児・児童が年々増加傾向にあり、その背景も複雑・多様化しています。妊娠期から適切な情報提供や支援ができるよう、ウェルピア内に「子育て世代包括支援センター」として窓口を設け、相談支援体制の充実や総合的な支援を行います。

また、育児不安を抱える妊産婦に対して、産科医・小児科医・保健師等による連携強化、さらに、出産後には保健師による全戸対象の母子訪問や乳幼児健康相談、5歳児発達相談会など、妊娠中からの切れ目ない支援を行います。

### **(4)犯罪被害者への支援**

犯罪が起こった場合、その被害者は、加害者の責任能力や経済能力の不足により十分な補償が受けられないだけでなく、法的手続き、入院や治療等、普段の生活に支障をきたし、風評被害等の二次的被害に遭うなど、被害の拡大が懸念されます。犯罪被害者やその家族が、被害から早期回復し、精神的・金銭的な負担が軽減されるよう、相談体制を整備するとともに、見舞金の給付等の支援を行っていきます。

### **(5)多機関の協働による包括的な支援体制の推進**

生活福祉課題の複合化、複雑化により、制度の狭間にある課題は、なかなか発見されず、また、一つの相談機関では解決できないものが多いため、問題が深刻化するおそれがあります。支援を必要とする人を早期に把握し、支援につなげるためには、多機関が協働し、包括的な支援を行うことが必要です。そのため、社会福祉協議会やひた生活支援相談センター、地域包括支援センター等の支援機関同士及び行政機関との連携強化、ネットワークの構築を推進します。

## **施策 2**

## **相談機能の充実**

### **(1)健康に関する相談体制の充実**

地域における健康相談は内容が多岐にわたるため、相談内容に応じた細やかな指導や助言といった支援が必要となります。相談件数も年々増加傾向、かつ複雑化しているため、関係機関と連携し、問題解決を行うケースもあります。今後も市民が安心して相談できるよう、地区健康相談や窓口相談、電話相談、女性専門相談、介護予防相談など、引き続き相談体制の充実に努めます。

### **(2)子育てに関する相談体制の充実**

育児に不安を抱える保護者や支援を要する児童の相談件数は、年々増加傾向にあります。地域の実情把握・相談対応・調査・継続的支援を行うため、現在こども未来課内に設置している家庭

児童等相談室を核とした「子ども家庭総合支援拠点」を新たに設置し、各関係機関と連携を図りながら支援を行っていきます。また、母子父子自立支援員を配置し、貧困率が高いといわれるひとり親家庭の自立や、生活向上を図るための相談・指導に引き続き取り組み、今後も家庭における適正な児童養育や児童福祉の向上を図るための支援に努めていきます。

そのほか、ひきこもりがちで育児不安を抱えて子育てをしている保護者は、相談機関の利用や子育て支援拠点等へ出向くことができません。子育てに対する負担感や不安感を抱える家庭に対しては、ボランティアを派遣し、「傾聴」と「協働」により保護者の負担感や不安感の軽減を図る事業委託の取組も継続してまいります。

### **(3)子育てサービスに関する相談体制の充実**

利用者が様々な子育て支援サービスの中から自分の家庭に一番ふさわしいものを選択することは難しいため、子育て家庭がニーズにあった支援を選択して利用できるよう、こども未来課窓口にて専任職員を配置し、情報の提供や相談・援助等を行ってまいります。今後も教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する保護者からの相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供や助言を引き続き行います。

### **(4)障がい者に関する相談体制の充実**

障がい者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするためには、専門的な知識に基づいた情報の提供やサービス利用等の支援が重要であり、相談件数や延べ相談人数も年々増加しています。相談支援事業所と連携し、障がい者や家族からの相談に応じた必要な情報提供や支援に引き続き取り組んでまいります。

### **(5)消費生活に関する相談体制の充実**

悪質商法の手口は年々複雑・巧妙化し、消費者被害が深刻化する中、相談内容も多種多岐にわたっています。消費者被害の未然防止及び早期解決のため、市民の誰もが身近な地域で専門的な相談が受けられるよう相談体制を充実させる必要があります。現在、いつでも消費生活相談を受けられるように消費生活センターを市役所内に設置し、専門的な知識を有した相談員を配置しています。今後も社会福祉協議会等の福祉関係団体と連携し、消費生活センターの周知を図り、消費者被害防止に努めてまいります。

### **(6)地区集会所における相談体制の充実**

地区集会所は、地域の拠点として、地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について対応してきました。今後も住民に身近な圏域において相談を包括的に受け止め、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関などの関係機関につなぐことのできる場として、相談支援体制の充実に努め、地域社会全体の福祉の向上を図ってまいります。

### (1)生活困窮者自立支援の取組

生活保護受給者以外の生活困窮者については、日田市では平成 27 年 4 月から市役所内に「ひた生活支援相談センター」を設置し、相談・支援を行っています。

ひた生活支援相談センターの相談件数は、ほぼ横ばい状況で、現在も多くの生活困窮者がいることから、相談支援（自立相談支援事業）、就職活動を支えるための家賃費用の有期給付（住居確保給付金）、家計の状況把握と改善（家計改善支援事業）、住居喪失者に対する衣食住等の提供（一時生活支援事業）、就労に向けた就労自立のための支援（就労準備支援事業）といった事業を組み合わせながら、今後も本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談・自立支援を行います。

### (2)生活保護受給前の相談体制の充実

日田市の生活保護の被保護人員・保護率は、減少傾向となっておりますが、生活保護受給前の段階で、生活保護以外の方策の活用により、生活に困窮している人が生活保護を受給しないで済むようになることが大切です。生活に困窮した生活保護の相談者に対し、専門的知識を有する相談員がきめ細やかな助言など、生活保護受給前の人の支援を行うとともに、生活保護の適正実施を推進するなど相談体制の充実に努めます。

### (3)生活保護受給後の支援

生活保護受給者は、身体的な障害や傷病を抱えている人、生活習慣に課題のある人など、就労に向けた課題を抱えている場合が多々あります。そこで、生活保護受給者で、稼働能力を有する人に対し、生活保護のケースワーカーと就労支援員が公共職業安定所と連携し、対象者の就労に向けた課題や、態様・ニーズに応じた支援を行い、社会的自立や経済的自立につなげていきます。

### (4)ひきこもりに対する支援

ひきこもりについては、内閣府がひきこもりの人の推計を出すなど、全国的な問題となっております。ひきこもりの相談支援は、生活困窮者自立支援法に基づく「ひた生活支援相談センター」を中心に行っていますが、ひきこもり問題はひきこもりに至った経緯や期間などが様々であるため、解決に至るまでに長い時間を要し、難しい問題です。

ひきこもりに関する支援として、広報紙の活用やリーフレットの配布を行い、ひきこもりの状態にある人やその家族に、相談窓口や支援に関する情報を確実に届けていきます。また、生活困窮者自立支援法に定められている「支援会議」を活用し、関係機関との連携、必要な情報交換や支援体制づくりを進めていきます。

さらに、ひきこもりに関する問題等の原因が複合的で多様な相談については、まずは相談の入り口として、いったん包括的に受け止め、課題の内容に応じて関係機関につないだり、連携したりする「断らない相談窓口」についても検討していきます。

## ② 情報提供の整備

### 現状と課題

市では、主に広報紙やホームページ等により、医療、健康などの福祉情報やまちづくりに関する情報等を提供しています。こうした情報が必要とする人に届くことは、地域で暮らしていく上での安心につながったり、地域活動のきっかけや活性化につながったりします。

市民アンケート結果では、ボランティア活動の輪を広げるために重要なものとして、「活動の内容を周知する広報の充実」が、地域の助け合いの活動を活発化するために重要なものとして、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の回答が多くなっています。

住民一人ひとりが積極的に情報を収集し、地域住民同士の情報交換を行うことも大切ですが、必要な情報が必要な人に届くようにするためには、積極的な情報提供を行っていかねばなりません。

### 施策

#### 地域福祉情報の提供

##### (1)情報提供の充実

地域福祉に関する情報などの生活に必要な情報は、「誰もが容易に取得できる」ようにしなければならず、行政情報を発信することの重要性を認識して市民と情報共有を図る必要があります。以前はほとんどが広報紙を主体としてきましたが、市民のニーズに応じ、ホームページ、SNS、ツイッターと発信媒体を増やし、情報発信を行っています。今後も市民が容易に取得できる媒体の活用を図るとともに、市からの地域福祉情報の発信にあたっては、市民が情報を得やすいよう情報提供の充実に努めます。

##### (2)子育てガイドブックの発行

子育てに関する相談窓口や施設、支援などはとても種類が多いため、子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供しようと、現在、民間企業と共同製作し、出産・子育てに関する各種支援サービスや相談窓口を紹介する市民向けの子育て情報誌を発行しています。今後も子育て中の保護者が容易に情報を受け取ることができる手段の一つとして、発行を継続していきます。

##### (3)介護保険に関するパンフレットの作成

介護保険のサービス内容や利用方法は、要介護度や使うサービスにより異なるため、市民にとってはわかりにくいものです。介護保険で受けられるサービスや料金、利用方法などをまとめたパンフレットを3年に1度作成し、全世帯へ配布することで、介護保険に関する内容の周知を図っていきます。

#### **(4)消費者被害情報の提供**

消費者被害の未然防止のためには、消費者自身が消費者問題に関心を持ち、正しい知識を身に付けることが必要です。そのため、消費者セミナーを公民館等の地域で開催するとともに、市ホームページ・広報等で消費者被害の実態についての情報提供や注意喚起を行っていきます。また、消費者団体の活動を支援し、団体が行う消費者の知識習得の支援及び消費生活展での発信を行います。

## 第4節 暮らしを支える環境づくり

### ① 安心して外出できる環境整備

#### 現状と課題

市民アンケート結果において、高齢者の住みよいまちをつくるために今後重要なものとして、「高齢者が利用・移動しやすい交通手段の確保」が最も多くなっており、高齢化や運転免許証の自主返納などにより、ますます交通手段の確保は大切です。市では、交通手段を持たない人が生活しやすく、また、安心して生活できるよう路線バスの維持確保や市内循環バス、乗合タクシー、デマンドバス等の公共交通対策事業を行っています。路線バス等については、高齢化の進行、過疎化により利用者数が減少傾向にあり、さらに充実することが求められていますが、そのためには行政と交通事業者の連携とともに、住民の公共交通機関の利用促進が不可欠でもあります。

また、屋外での移動が困難な障がい者が安心して外出できるよう、外出サポート事業等により移動を支援することも必要です。

高齢者や障がい者だけでなく、子どもや妊産婦、すべての人が安心して生活・外出できる環境は、その人の活力を引き出すことにもつながります。すべての人が安心して生活・外出できる環境を目指し、特に不特定多数の人が利用する公共施設等については、バリアフリー化等の推進の必要性が高いと言えます。

#### 施策1 移動手段の確保

##### (1)暮らしを守る地域公共交通づくり

市では、必要不可欠な民間バス路線の赤字補填によるバス路線の維持、廃止路線となった民間路線バスに対する代替バスの運行、公共交通空白地域における乗合タクシーの運行、上津江・中津江地区の全域や大山地区の一部地域における予約制の市営デマンドバスの運行、スクールバスの空き時間を利用した福祉バスや市中心部の循環バスの運行など、様々な方策により、地域住民の通院や買い物等における生活交通を確保する取組を進めてきました。しかし、人口減少や高齢化、過疎化の進行により、地域公共交通の重要性はますます高まっているのが現状です。

公共交通は、地域づくりや地域福祉の推進の上で重要な役割を持つことから、持続可能な公共交通ネットワークの維持確保、利便性の向上を図りながら、地域の実態にあった交通体系・交通手段の確保ができるよう取り組んでいきます。

##### (2)障がい者の移動支援

知的障がい、精神障がい又は視覚障がいを持つ人は、移動に著しい困難を持っており、気軽に外出することができません。相談支援事業所と連携し、移動の援護や移動に必要な情報の提供などを行い、障がい者の移動に対する支援を行います。

また、身体的に障がい者を持つ人なども公共交通機関を利用することが困難な場合があります。そのため、タクシー等の初乗り料金の補助を行い、移動手段の確保を図っていきます。

---

## 施策 2 バリアフリー化の促進

---

### (1)障がい者住宅のバリアフリー化

在宅重度障がい者や同居する家族等が、生活上支障のある設備の改造（バリアフリー化）を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、必要な費用の一部を助成し、障がい者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

### (2)高齢者住宅のバリアフリー化

在宅高齢者が寝たきりの状態となることを予防するとともに、介護者の負担を軽減するため、住宅改造を行う場合、その必要経費は大きな負担となります。そのため、手摺設置・段差解消等の対象工事に対して必要な費用の一部を助成し、高齢者及び介護者が安心して暮らせる環境の整備を支援します。

### (3)公共施設のバリアフリー化

公共施設は不特定多数の人が利用するため、利用者に配慮したバリアフリー化はとても重要です。そのため、市施設の新築、増築、改築等を行う場合には、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう、施設の整備を行います。

### (4)カラーユニバーサルデザインの推進

市が配布する様々な印刷物は、情報になるべくすべての人に正確に伝わるよう配慮して作成する必要があります。特に印刷物は視覚でとらえるものである以上、色覚や視覚に障がいがある人や加齢とともに視力が低下した高齢者などにも見やすく分かりやすいものでなければなりません。市の印刷物の作成にあたっては、カラーユニバーサルデザインに基づいた作成のガイドラインを周知し、誰もが見やすいものとなるよう取り組みます。

---

## 施策 3 安全な交通アクセスの整備

---

### (1)通学路における児童生徒の安全確保

平成 24 年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したため、関係機関と通学路の安全確保に係る必要な対策内容について協議し、継続して通学路の安全確保に向けた取組を行うため、「日田市通学路交通安全プログラム」を策定しています。年度当初に各学校において通学路の点検を実施し、その後点検結果について通学路安全推進会議の中で道路管理者や警察等の関係機関と情報共有しながら講じる対策内容について検討・対応し、通学路における

児童生徒の安全確保を図っていきます。

## **(2)生活関連道路の安全対策・整備**

市民に身近で欠かせない生活道路の整備に対する要望は多く、拡幅や離合所設置などの改良や側溝等の施設整備により安全性や利便性の向上を図ります。

また、見通しの悪い交差点、カーブ及び道路との高低差が大きいなどの危険な箇所については、交通事故の防止や被害の軽減のためカーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を整備し、利用者が安心して通行できる安全性の高い道路環境を整備します。

## **(3)交通安全の啓発**

車の利用は地方都市において欠かすことができません。人と車の共生を目指して、安全で快適な交通社会を実現するため、地域や関係団体と協力した交通安全の啓発活動の実施や交通安全教室の開催など、運転者と歩行者の交通安全意識の高揚に努めていきます。



## ② 安心して暮らせる環境づくり

### 現状と課題

人口減少や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、地域で生活する高齢者を地域が見守る活動がますます必要になっており、高齢者が地域で孤立することの防止及び災害時等の地域における高齢者の見守りを強化していくためのネットワークづくりや更なる関係機関等の連携強化が必要です。

そのほか、小学生等が不審者に声をかけられる事案が市内でも発生しています。学校や保護者だけではなく、地域の各種団体等が連携し、子どもを見守り、安全確保に向けた取組を行っていく必要があります。

また、日田市は近年、大きな災害被害が発生しており、地震や風水害等が発生した際の要援護者への対応が大きな課題となっています。災害時の要援護者台帳については、民生委員・児童委員と協力し、整備に取り組み、台帳を民生委員等に配布し、災害時の避難行動支援や平常時における地域の見守り活動に活用していますが、日ごろから避難行動支援をどのように行うか、確認し合うなどの取組が求められています。

さらに、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられ、意思決定が困難な人の権利と利益の擁護を図るよう取り組んでいかなければなりません。

### 施策 1 見守りネットワークの充実

#### (1)食を通した高齢者の安全確認

近年、一人暮らしの高齢者が孤立死をするという事件も発生しており、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者の孤立死の未然防止、見守りが必要です。また、健康で過ごすためには、栄養バランスの取れた食生活を送ることも欠かせません。事業の一部を民間事業者等に委託し、栄養バランスの取れた食事の調理及び居宅への配達を行い、配食時において高齢者の安否確認を行うとともに、有事の際には関係機関への連絡等必要な措置を行う取組を進めていきます。

#### (2)ひた高齢者等見守りあんしんネットの取組

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して孤立することのない生活を送るため、地域の実情に応じた高齢者等を見守る体制を構築する必要があります。日頃から高齢者等と接する機会の多い生活関連事業者と連携・協働して「ひた高齢者等見守りあんしんネット」を構築しており、生活関連事業者が高齢者等世帯を訪問、又は高齢者等が来店した際に様子に異変が疑われる場合は市や警察署に通報し、市と警察署が連携して迅速に対応するよう努めます。

### (3)認知症高齢者の見守り支援

在宅で高齢者を介護している家族等の負担軽減を図るため、同じ悩みを持つ介護者相互の交流会を開催し、不安の軽減を図るとともに、地域の高齢者が安心して生活を継続できるよう、相談窓口開設や行方不明者早期発見のネットワークづくりなど、地域における認知症高齢者等の見守り体制の構築に向けた支援を行います。

### (4)障がい者の地域生活定着へ向けた支援

自宅において単身で生活する障がい者や同居している家族等が、障がい、疾病等のため、緊急時の支援が見込まれない状況にある場合、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による支援体制が必要です。入所施設や精神科病院から退所又は退院した人や地域生活が不安定な人などに対しては面接によるアセスメントを実施し、生活状況や緊急時の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成して常時の連絡体制を確保しながら、緊急訪問や相談など必要な支援を行っていきます。

### (5)不審事案発生時の周知と情報提供

犯罪、事故及び災害等による被害を未然に防止するため、不審事案等が発生した場合には、無線放送やホームページ、又は携帯メールシステムを活用して広く市民に周知するとともに、関係部署と相互に連携し、誰もが安心して生活することができる地域社会の実現に取り組んでいきます。

## 施策 2

## 災害時の見守りネットワークづくり

### (1)災害時の支援とネットワークづくり

現在、高齢者や障がい者など、災害発生時に避難支援が必要となる避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、避難所生活などに関し、地域での支援を行うため、必要な情報（介護や障がいの状況及び程度、避難支援員の情報や緊急時の連絡先など）を記載した災害時要援護者台帳を地域の支援関係者の協力のもと整備し、支援関係機関（自治会、自主防災組織、民生委員、警察署など）へ情報提供して災害時・緊急時における安心・安全の確保を図っています。

また、高齢者や障がい者、乳幼児その他特に配慮を必要とする方など（要配慮者）で、指定避難所（一次避難所）における避難生活が著しく困難となった人を対象に、市内の社会福祉施設等を福祉避難所として利用できるよう協定を結んでいます。

災害発生時には、避難行動要支援者は一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動を行うことが困難で、避難生活、生活の再建、復旧活動において他者による援護を必要とするため、災害時等において各種支援活動を円滑に行える地域と連携した協力体制の整備を促進していきます。

さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急連絡先・かかりつけ医・既往症などの情報を記載した容器（キット）の配備や緊急通報装置の貸与など、急病やけが、災害などの緊急時の安心・安全の確保を図っていきます。

## (2)自主防災組織への支援

ひとたび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、行政の対応（公助）だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しく、自分の身を自分の努力によって守る（自助）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（共助）が必要です。そして「自助」「共助」「公助」が有機的につながることで、被害の軽減を図ることができます。

日田市は、近年の大規模災害の教訓から地域防災力の強化など、減災につながる対策の充実強化が喫緊の課題となっています。自主防災組織は、地域防災力の向上とともに地域社会での連帯意識の醸成にもつながるため、自主防災組織の活動に必要な備品の購入及び訓練に要する経費に対し助成を行い、自主防災組織の活動を支援していきます。

### 施策 3

### 権利擁護への支援

## 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

### (1)現状と課題

成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人に対し、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を行うことで、その人の生活を支援する制度です。しかし、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度があまり利用されておらず、また、財産管理に関する支援が中心となっており、意思決定支援や福祉的な支援に乏しい運用になっているのが現状です。

日田市では、県弁護士会等で編成された大分高齢者虐待対応チームとの個別事例の相談や助言、市が実施する事例検討会や研修会への講師の派遣などを通じた支援体制の構築、また、成年後見に要する申立て費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援などを行っています。

さらに、成年後見人等の活動に必要な知識を習得し、権利擁護、地域福祉の担い手となる市民後見人の養成について、社会福祉協議会の事業として取り組んでいるところです。

平成 28 年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画により、市町村は成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務化されました。

今後は市において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築のための仕組みを作り、制度の広報、相談、利用促進等の各機能を整備していきます。

### (2)法人後見センターの設置

認知症を疑われる高齢者や単独世帯の高齢者・障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性は今後高まっていくと考えられます。現在、成年後見を主に担っている弁護士や司法書士等の専門職にあっては、低所得者等は経費を含めて敷居が高く、今のままでは成年後見制度の利用促進にはつながっていきません。

地域において、成年後見制度の活用が必要であるにもかかわらず、適切な後見人等の候補者がいない、あるいは、鑑定にかかる費用や後見報酬などの経済的問題や申立てが可能な親族がいないことによって申立てができず、成年後見制度の利用に至らないということがあってはなりません。

そこで、成年後見制度の利用が必要な人が、支援を受けやすく、また安心して利用できるよう、成年後見制度における後見等の業務を法人が行う「法人後見センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を図っていきます。なお、設置にあたっては、日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）を通じて地域における権利擁護支援に関して既に一定の役割を果たしていること、また、成年後見制度に関する地域福祉の担い手である市民後見人の養成等に取り組んでいること等から、社会福祉協議会に委託し実施します。

### **(3)協議会と中核機関の設置**

成年後見制度に関する専門的な相談や、家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」の設置について取り組み、成年後見制度の利用を地域において支援します。

協議会では、成年後見制度利用に関するケース会議の開催や支援、多職種間での情報交換や意見の交換などの連携を行い、制度の普及啓発や課題の調整、解決を行います。

また、協議会の中に、協議会の運営及び権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に支援につなげる地域連携（地域連携ネットワーク）の中心となる中核機関を設置します。中核機関は、成年後見制度の広報・啓発、相談、受任者の調整や市民後見人等の育成、後見人の支援を行い、地域における成年後見制度に関する連携・対応強化の継続的な取組を推進していきます。

なお、中核機関の設置については、今後設置する法人後見センターが、成年後見制度利用に関する様々なケースに対応できる専門知識や、地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積した上で担うこととし、協議会の設置についても、中核機関の設置に合わせて実施します。

### **(4)成年後見制度の普及啓発の推進**

成年後見制度は、本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であり、利用する人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるできない人を発見し、支援につなげることが必要です。そのため、成年後見制度の普及啓発について、法人後見センター等と連携し、広く市民に周知していきます。

なお、成年後見制度の利用にあたっては、本人の利益となるよう、社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）との適切な連携など、多面的に取り組みます。

### **(5)申立ての支援**

成年後見に要する申立て費用の負担や、身寄りがいないなどの理由で裁判所に申立てをする人がいない場合の市長申立の円滑な実施に関する支援を行い、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

## (6)市民後見人の養成・支援

現在、社会福祉協議会の事業として、市民後見人の養成を行っています。市民後見人は、住民同士という身近な関係を生かし、身上監護面を中心に、その人の生活に寄り添う支援が期待できます。また、市民後見人の活動は、判断能力が不十分な人の権利を擁護、支援するという直接的な効果だけでなく、地域福祉活動の一つとして、住民同士が支え合うコミュニティづくりにつながるという効果も期待できます。今後も市民後見に関する理解と社会貢献、地域福祉活動に意欲を持つ人に対する研修等や支援を継続して行い、成年後見等の担い手を確保していくよう努めます。

### 施策 4

## 社会福祉協議会活動の充実

社会福祉協議会は、地域の様々な生活課題や福祉問題に対し、各種事業の企画、実施や地区社会福祉協議会というネットワークによる事業の展開、あるいは地域住民の参加を促進しながら、地域福祉の活動に取り組んでおり、市とともに地域福祉推進の主体です。社会福祉協議会が担う役割は、地域福祉課題が多様化している中でますます大きくなっていると言えます。そのため、社会福祉協議会の活動が充実し、地域住民の生活福祉の向上につながるよう、市と社会福祉協議会との連携推進を図っていきます。

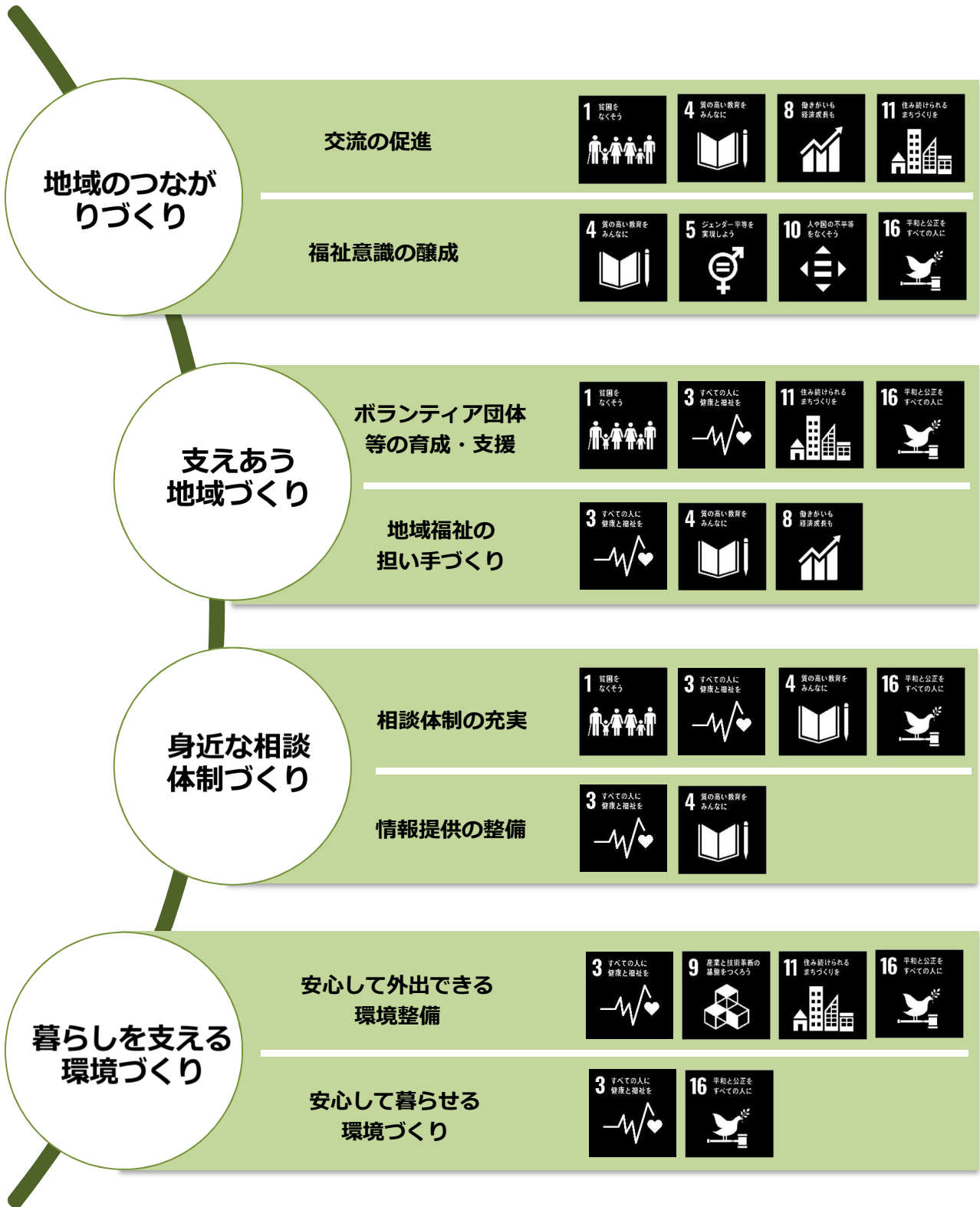
## 第5節 SDGsとの関係

平成 27 (2015) 年に国連サミットでSDGs (持続可能な開発目標) が採択され、国際的にも持続可能な社会の実現が共通の課題となり、国においても総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し取り組んでいます。

SDGs (えすでいじーず) とは、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための 2030 年までを期限とする 17 の国際目標で、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、すべての国に適用される普遍的 (ユニバーサル) な目標であり、SDGs 達成に向け政府が定めたSDGs実施指針(2016年12月決定)では、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映させることとされています。

このため、SDGsの17の目標と本計画に掲げる推進目標がどのように関連して繋がるものかをわかりやすく整理した対応表を次ページのように示します。





# 資 料

1. 用語解説
2. 日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱
3. 第3期日田市地域福祉計画策定委員会委員名簿
4. 市民アンケート調査結果



# 用語解説

この計画における用語の意味は、次のとおりです。

【あ行】	運転免許証の自主返納	運転に不安のある人が自主的に運転免許を返納する制度
	SNS	Social Networking Service の略。インターネット上で人と人とのつながりを促進するコミュニティ型のWebサイト及びネットサービス
	NPO	Non Profit Organization の略。特定非営利活動法人や営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体
【か行】	協働	様々な主体が対等の立場で連携し、それぞれの特性を発揮して共通の課題や目標に向けて協力して取り組むこと。
	減災	避けることのできない自然災害による被害をできるだけ小さくするための取組
	子育て支援センター	子育て家庭等への育児不安などについての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う機関
【さ行】	参画	事業や計画に企画段階から関わっていくこと
	自主防災組織	災害時等に自分たちの地域を自分たちで守るため、住民が自主的に結成する組織。被害の防止や軽減のための活動を地域で行う
	食育	食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、生きる力を身につけること
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人
	生活交通	通勤、通学、通院、買い物など、市民の日常生活に必要な公共交通
	生活道路	住宅などから主要な道路につながる生活に密着した道路
【た行】	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会
	地域コミュニティ	一定の地域に居住する人々のつながりや活動

	地域福祉	それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方
	地域福祉活動	地域福祉サービスを必要とする個人、家族の自立を支援し、それを可能とする地域社会の統合及び対人サービス体系の創設、改善、動員、運用などを進める活動
	地域福祉情報	福祉サービスの情報だけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくることに関するあらゆる情報
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で高齢者が可能な限り自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される仕組み
	地域包括支援センター	介護保険法に基づいて、地域の高齢者や家族などから介護、福祉、権利擁護、介護予防などの様々な相談を受けて総合的に支援する機関
	ツイッター	インターネット上で、不特定多数の人に向けて文を発信したり、また他の人の投稿を読んだりすることができるサービス
【な行】	日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業）	認知症高齢者や精神障がいのある人などの判断能力が不十分な人に対し、地域において安心して生活できるよう専門員や支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の手伝いをする事業
【は行】	バリアフリー化	高齢者や障がい者などが行う諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くこと
	放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の余裕教室等を使用して居場所を提供するサービス
【や行】	Uターン	出身地に戻って生活すること
	ユニバーサルデザイン	年齢・性別・国籍・個人の能力に関わらず、より多くの人々が利用可能なように、利用者本位・人間本位の考え方に立ってデザインすること

## 日田市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成 17 年告示第 322 号）

### （設置）

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき日田市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定及び進行管理を行うため、日田市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第 2 条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉計画の策定及び進行管理に関して必要な事項

### （組織）

第 3 条 策定委員会は、30 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 医療・保健・福祉関係者
- (3) 職域・住民組織団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募による市民

3 策定委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

### （委員長及び副委員長）

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （任期）

第 5 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第 6 条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 策定委員会は、委員の定数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### （関係者の出席）

第 7 条 委員長は、必要に応じて策定委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(提携)

第8条 市は、日田市社会福祉協議会と提携し、地域福祉計画の策定及び策定委員会の協議に当たり、事務を協働する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 第5条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、平成23年3月31日までとする。

第3期日田市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(第3期任期：R01.8.27～R06.3.31)

氏名		所属及び役職名	区分
委員長	三好 禎之	大分大学大学院福祉社会科学科准教授	学識経験のある者
副委員長	島 邦彦	日田市校長会（津江小学校長）	
委員	大河原 建也	日田市医師会副会長	医療・保健・福祉関係者
委員	森山 裕一郎	日田市社会福祉協議会中津江支所長	
委員	荏隈 伸一	日田市地区社会福祉協議会連絡協議会会長	
委員	杉森 哲 永瀬 俊夫	日田市民生委員児童委員協議会副会長	
委員	飯田 富佐子	日田市民生委員児童委員協議会会長（主任児童委員代表）	
委員	松下 收一	日田市介護支援専門員協議会代表幹事	
委員	中原 陽子	日田市地域包括支援センター（西部地域包括支援センター所長）	
委員	鋤柄 洋嘉	日田市子ども・子育て会議委員代表	
委員	武久 晋介	日田市障害福祉計画策定委員会委員長	
委員	金古 行雄	日田市ボランティア連絡協議会会長	
委員	井上 營吉	日田市自治会連合会会長	
委員	竹島 勝幸	日田市老人クラブ連合会会長	
委員	櫻木 恵美子	日田市女性団体連絡協議会会計	
委員	諫山 和男	日田市公民館運営事業団（三花公民館運営委員会会長）	
委員	和田 直之	日田市連合育友会副会長	
委員	吉富 直樹	部落解放同盟大分県連合会日田市連絡協議会議長	
委員	十時 康裕	日田商工会議所会頭	一般公募者
委員	大津 明美	一般公募	
委員	武内 義國	一般公募	
委員	園田 興則	一般公募	
委員	江藤 あゆみ	一般公募	関係行政機関の職員
委員	軸丸 三枝子	大分県西部保健所長	
委員	佐藤 元治	大分県西部保健所地域福祉室長	
委員	河野 徹	日田市教育次長	

## 第3期日田市地域福祉計画策定に 関する市民アンケート調査結果

## 第 1. 調査概要

### ①調査の目的

日田市地域福祉計画については、現在の第 2 期計画が令和元年度で終了するため、今回第 3 期計画の策定を行うにあたり、市民の地域福祉に関する考えを調査し、今後の取組を考えるための資料とするために市民意識調査を実施しました。

### ②調査方法及び回収状況

調査対象者	市内に在住する 20 歳以上の男女から無作為抽出
調査基準日	令和元年 8 月 1 日
基準日対象者数	53,950 人
調査期間	令和元年 9 月～10 月
調査方法	民生委員・児童委員による訪問配布・回収
調査票送付数	1,100 名
回答者数	1,002 名
回収率	91.0%

#### ※抽出手順

1. 自治会地区を基本に市内 21 地区に分け、それぞれの地区人口に応じた抽出数を割り当て。  
ただし、旧郡部については 3% の抽出数増とした。
2. 割り当てられた抽出数を各地区でさらに、年代区分及び男女区分で割り振り。
3. 住民基本台帳から対象者を無作為に抽出。

#### ※結果の表示

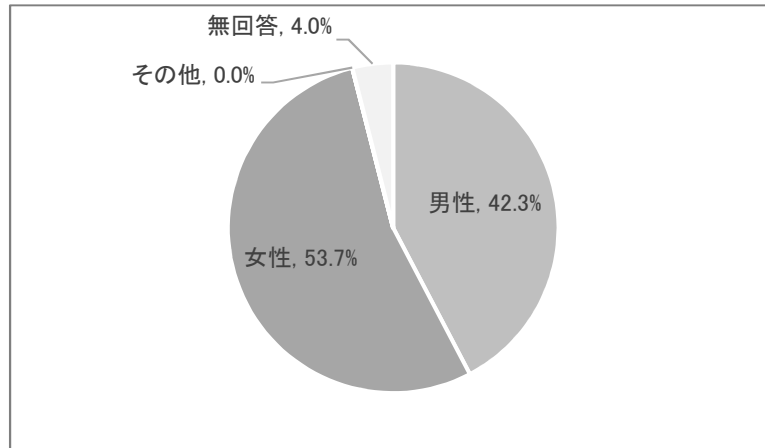
- ・無回答やパーセンテージの小さいものについては、グラフ等に表示していないことがあります。

## 第2. 調査結果

### I. 基礎的事項

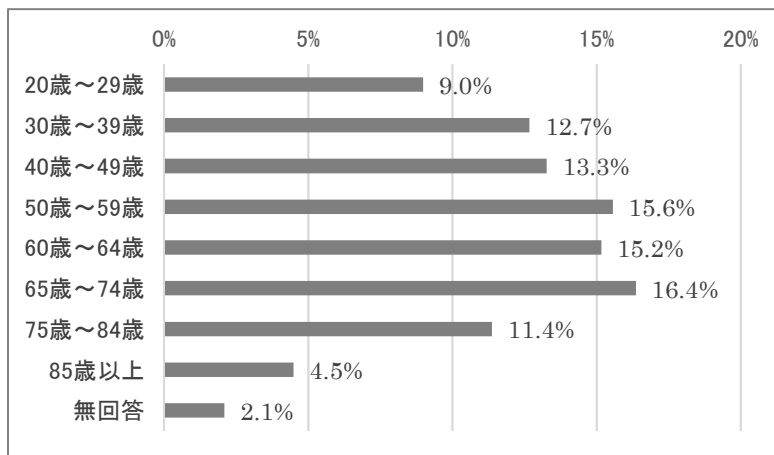
【問1】 あなたの性別をお答えください。

対象者は男女同数としましたが、回答数は女性が多くなっています。



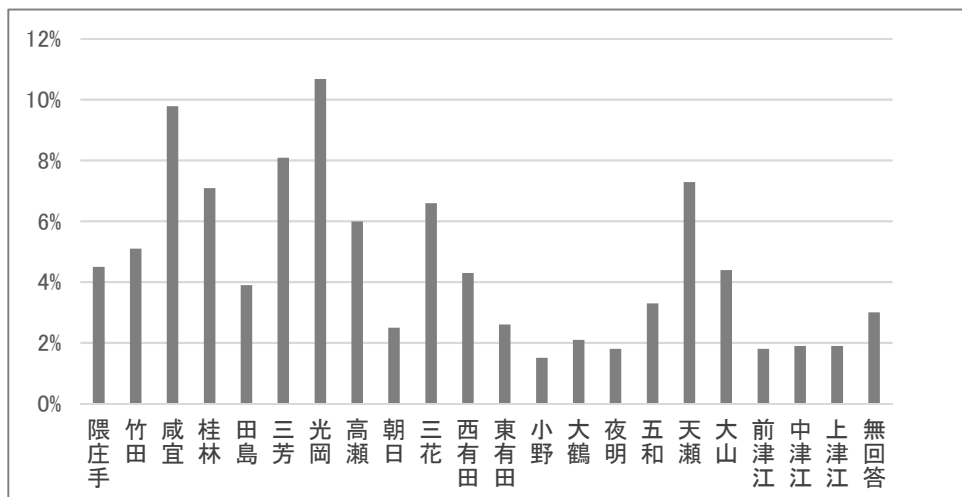
【問2】 あなたの年齢はおいくつですか。

年齢については、「65～74歳」が最も多く、次いで50歳代、60歳第前半が多くなっています。



【問3】 あなたはどの地区に居住されていますか。

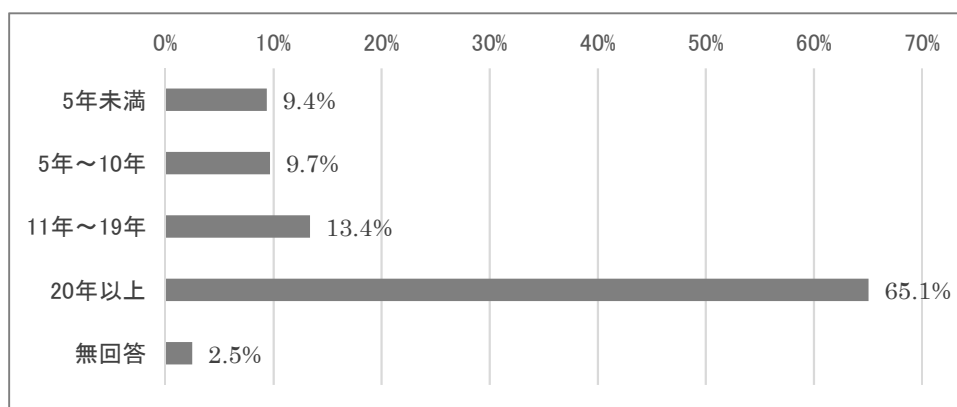
居住地区についての回答は、「光岡」「咸宜」「三芳」「天瀬」が多くなっています。





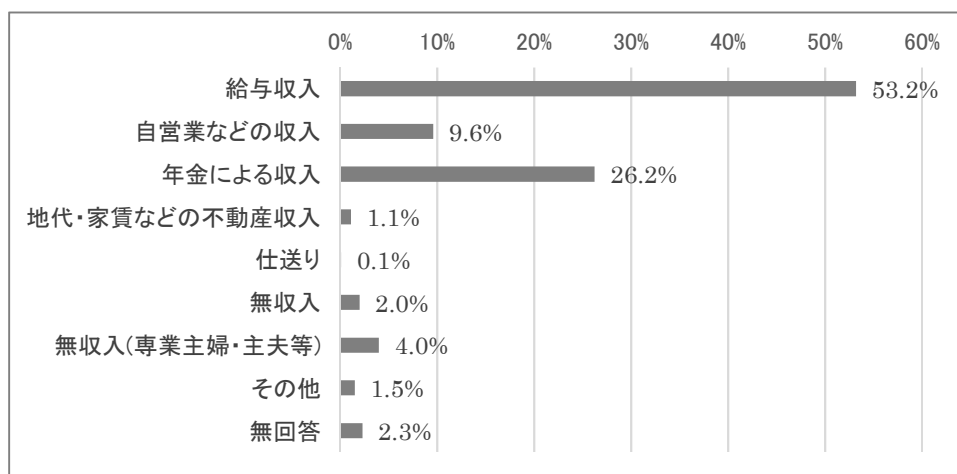
**【問4】あなたは現在の所に何年居住されていますか。**

「20年以上」と答えた方が6割以上と最も多くなっています。



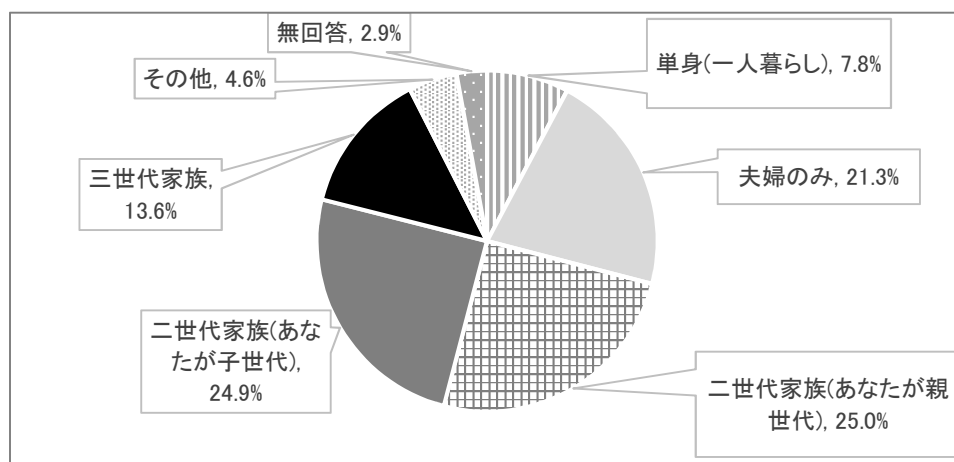
**【問5】あなたの主な収入源はどれですか。**

「給与収入」が53.2%で最も多く、次いで「年金による収入」が26.2%、「自営業などの収入」が9.6%となっています。一方で、「無収入」と答えた人が2%います。



**【問6】あなたの家族構成をお答えください。**

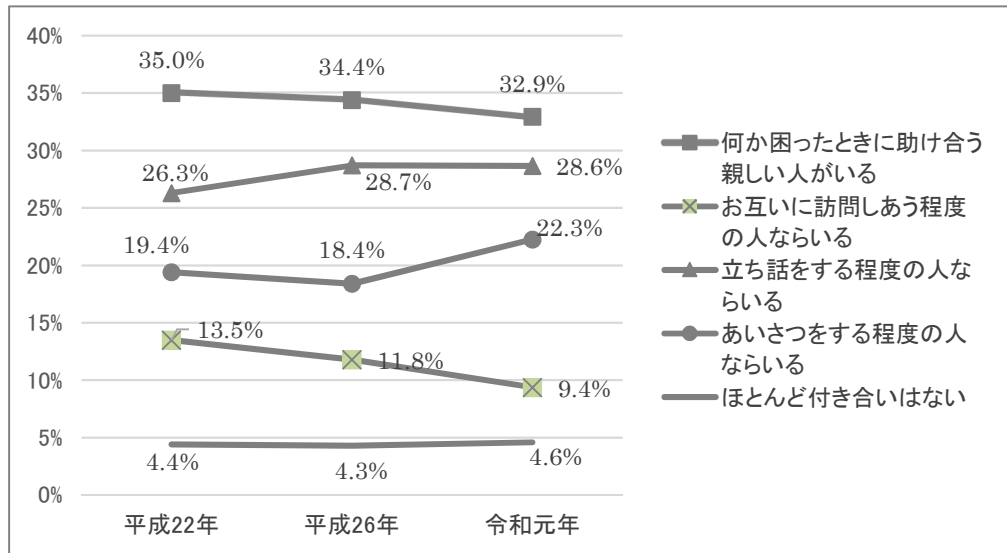
二世世代家族（回答者が親）が25%、二世世代家族（回答者が子）が24.9%と多く、次いで夫婦のみが21.3%となっています。



## II. 地域生活・地域活動

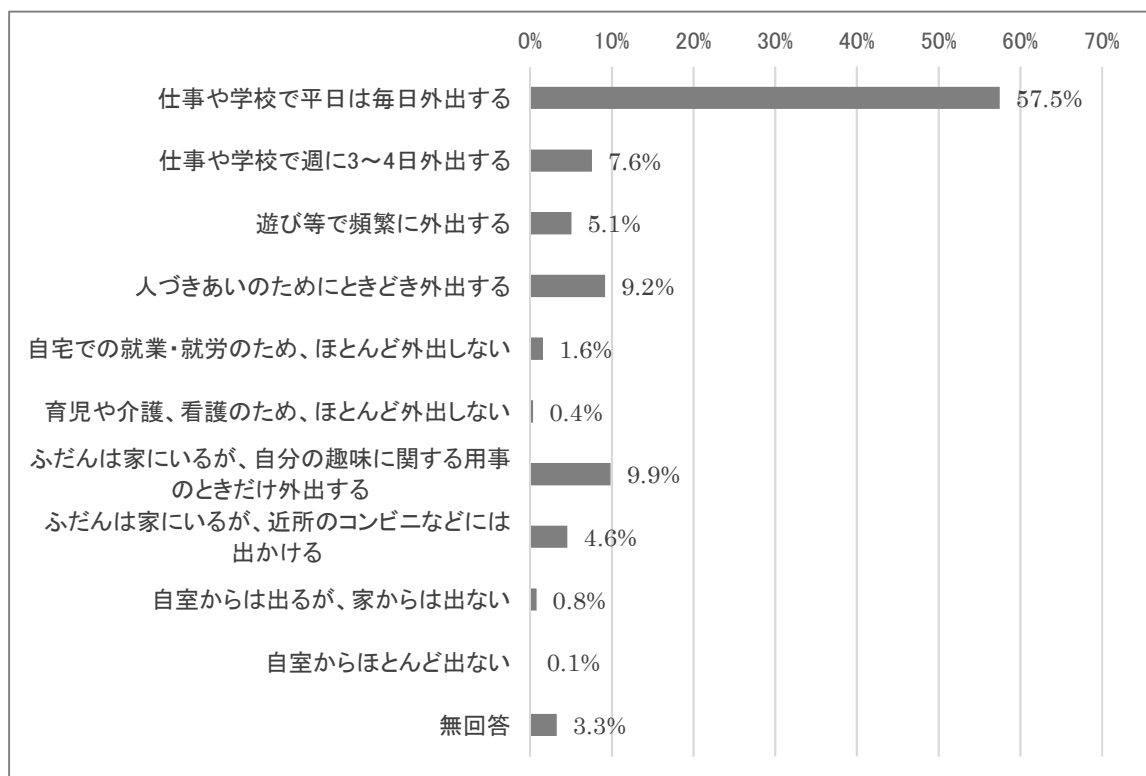
### 【問7】ご近所の人との関係はどれに近いですか。

「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が32.9%で最も多く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が28.6%となっています。「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」が減少傾向にある一方で、「あいさつをする程度の人ならいる」「ほとんど付き合いはない」が増加傾向となっており、地域コミュニティの希薄化が進行していることがうかがえます。



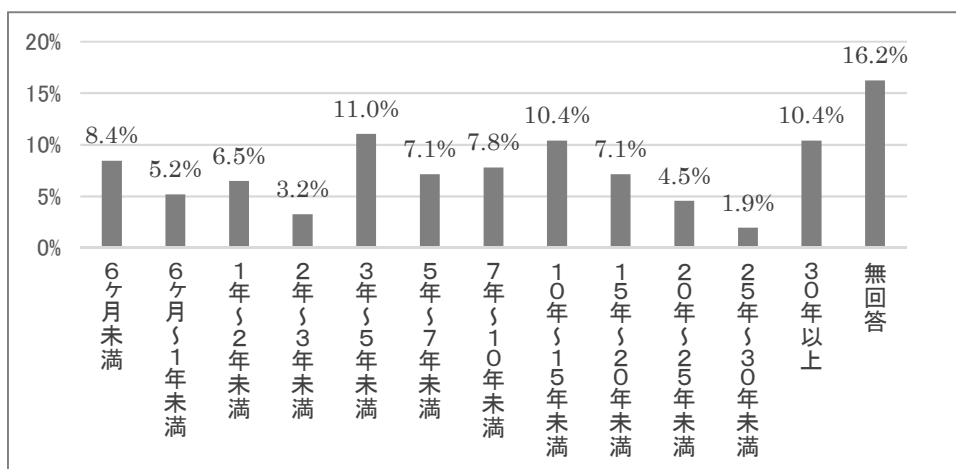
### 【問8】ふだんどのくらい外出しますか。

「仕事や学校で平日は毎日外出する」が57.5%で最も多く、次いで「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみときだけ外出する」が9.9%、「人づきあいのためときどき外出する」が9.2%となっています。一方、「自室からは出るが、家からは出ない」が0.8%、「自室からほとんど出ない」は0.1%の回答があります。



【問 8-2】問 8 で「5～10」と答えた方にお伺いします。現在の状態となってどのくらい経ちますか。

あまり外出しない方がその状況になってからの期間は、「3年～5年未満」が11%で最も多く、次いで「10年～15年未満」と「30年以上」が10.4%となっています。



問 8 に対し、「趣味に関する用事の時だけ外出する」「近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」と回答した人は、人数では 154 人です。

そのうち、次の①から⑤までを除くと 8 人が抽出されます。

- ①65 歳以上（問 2）
- ②現在の状況となって 6 ヶ月未満（問 8-2）
- ③主な収入源のうち給与収入や自営、専業主婦・主夫である方（問 5）
- ④療養中である方（問 25）
- ⑤助け合う親しい人や訪問し合う人、立ち話をする程度の人がいる方（問 7）

国の調査と同じ考え方に基づく 広義のひきこもり出現率	該当人数	回答数に 占める割合%	推計数
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	6 人	0.59	187 人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	1 人	0.09	28 人
自室からは出るが、家からは出ない	1 人	0.09	28 人

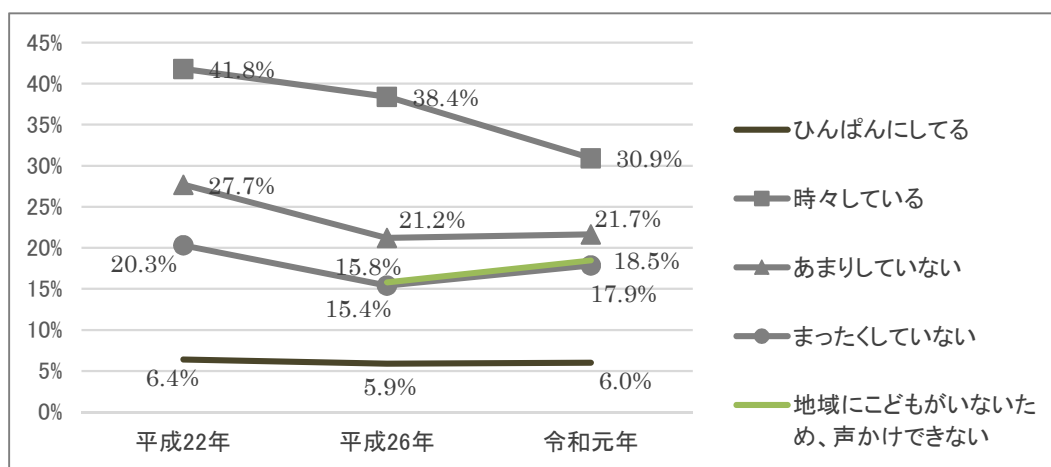
※推計数は、割合（%）×アンケート基準日における 20～64 歳人口（31,769 人）

推計数は計算上であり、実数ではありません。

しかし、アンケート結果から広義のひきこもり群は生じており、相談機能や体制の充実が必要と考えられます。

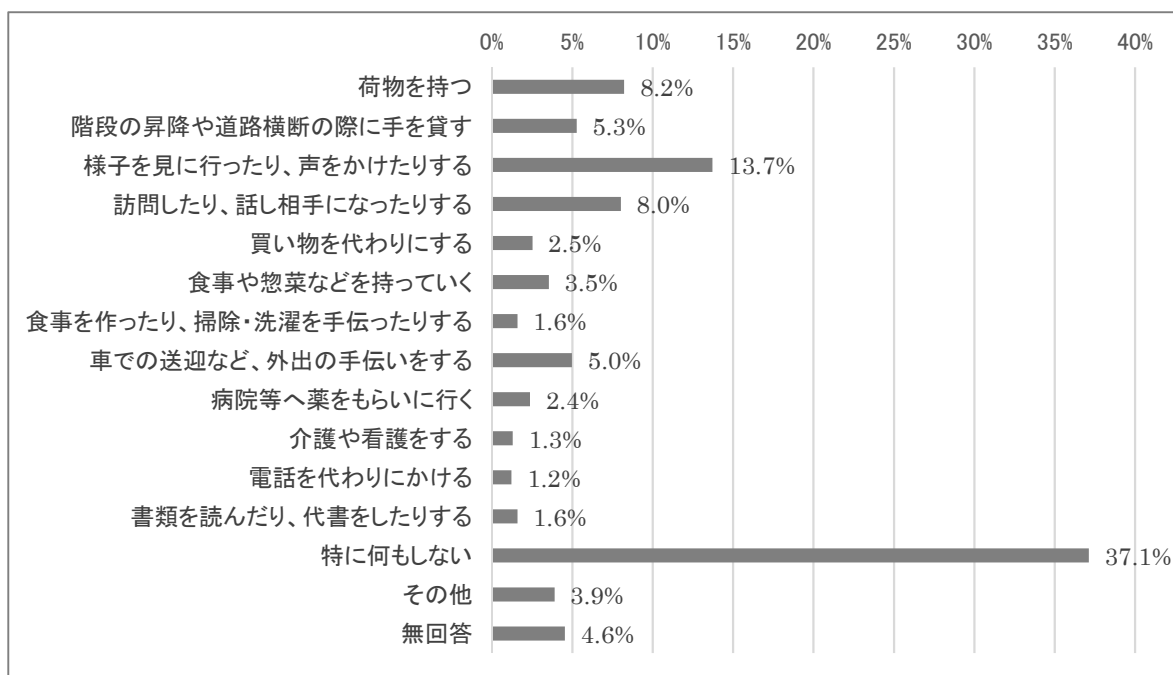
【問9】あなたは、地域の子どもたちに注意をしたり、声をかけたりすることがありますか。

「時々している」が30.9%で最も多く、次いで「あまりしていない」が21.7%となっています。時々している人が減少し、まったくしていない人やあまりしていない人、地域に子どもがいない人が増加している状況です。



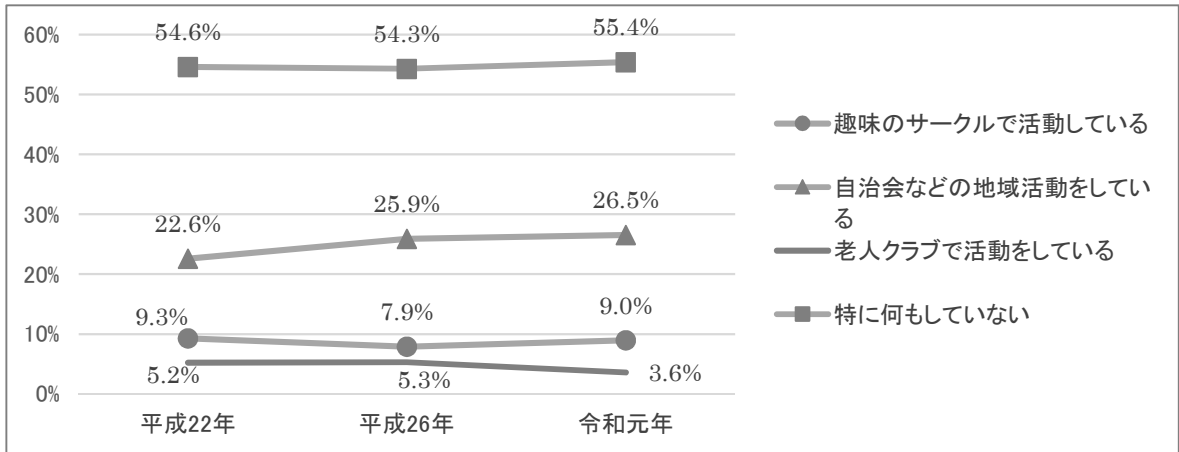
【問10】あなたは、この2～3年のうち、地域においてお年寄りや子ども、障がいのある方、病人のいる家族の方などに対して、次のようなお手伝いをしたことがありますか。(○印は主なものを5つ以内)

「特に何もしない」が37.1%で最も多く、次いで「様子を見に行ったり、声をかけたりする」が13.7%となっています。



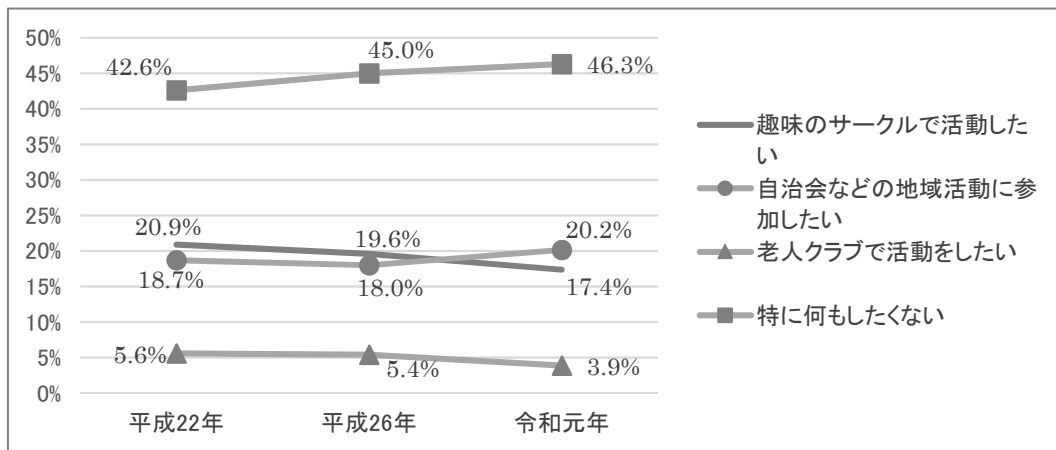
【問 11】あなたは、現在、地域活動に参加していますか。

「特に何もしていない」が 55.4%で最も多く、次いで「自治会などの地域活動をしている」が 26.5%、「趣味のサークルで活動している」が 9%となっています。



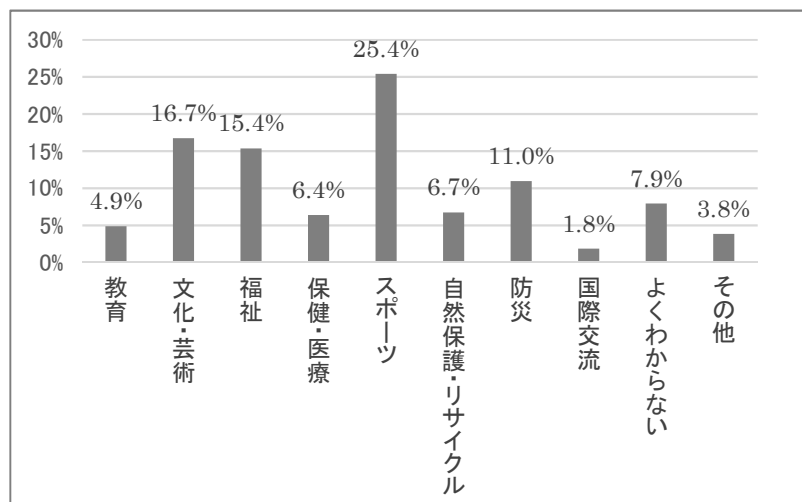
【問 12】あなたは今後、地域の活動をしたとお考えですか。

「特に何もしたくない」が 46.3%で最も多く、次いで「自治会などの地域活動に参加したい」が 20.2%となっています。何もしたくない人が増加し、地域活動に対する意識の低下がうかがえますが、地域活動に参加したい人も増加しており、潜在的な地域活動参加の可能性もあります。



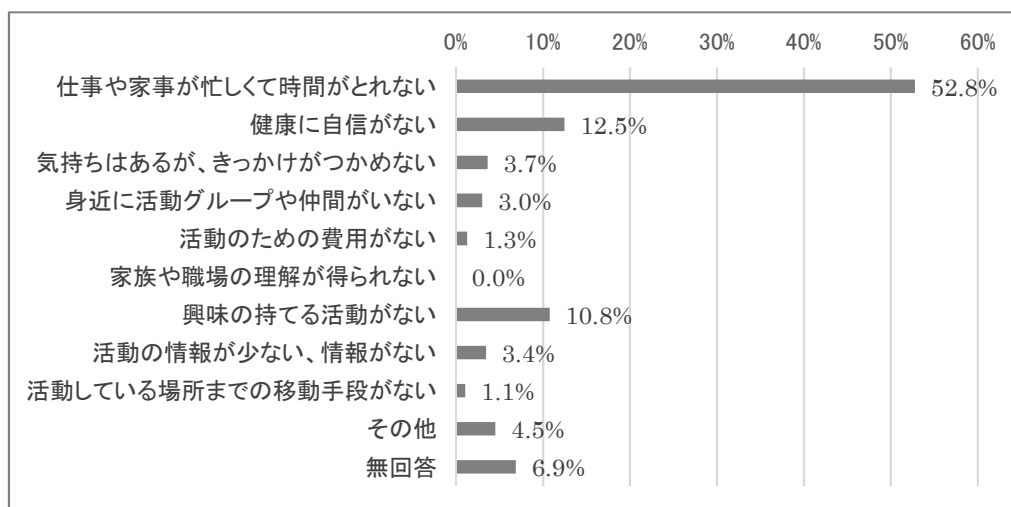
【問 12-2】問 12 で「1～3」のいずれかで答えられた方にお伺いします。活動内容は次のどのような分野ですか。(○印は主なものを3つ以内)

「スポーツ」が 25.4%で最も多く、次いで「文化・芸術」が 16.7%、「福祉」が 15.4%となっています。



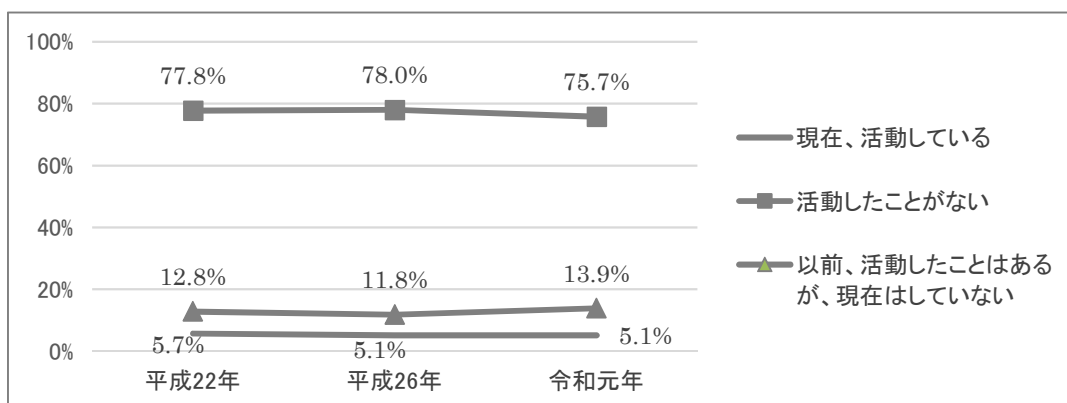
【問 12-3】 問 12 で「4」と答えた方にお伺いします。特に何もしたくない理由は何ですか。

「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が 52.8%で最も多く、次いで「健康に自信がない」が 12.5%、「興味の持てる活動がない」が 10.8%となっています。



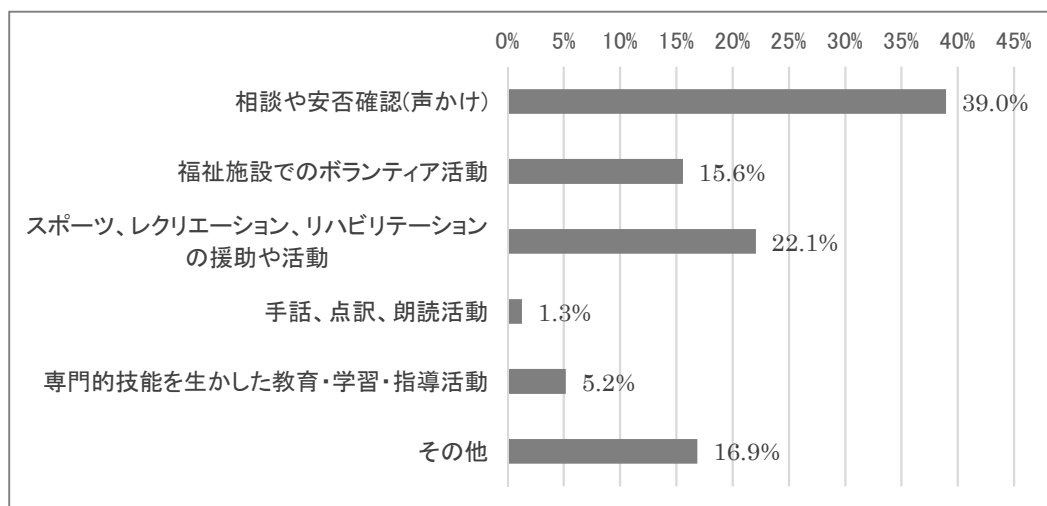
【問 13】 あなたは、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者の方々のお世話をするボランティアなどの活動をしたことがありますか。

「活動したことがない」が 75.7%と 7 割以上を占め、最も高くなっています。



【問 13-2】 問 13 で「1」と答えた方にお伺いします。どのような活動をしていますか。(○印はいくつでも)

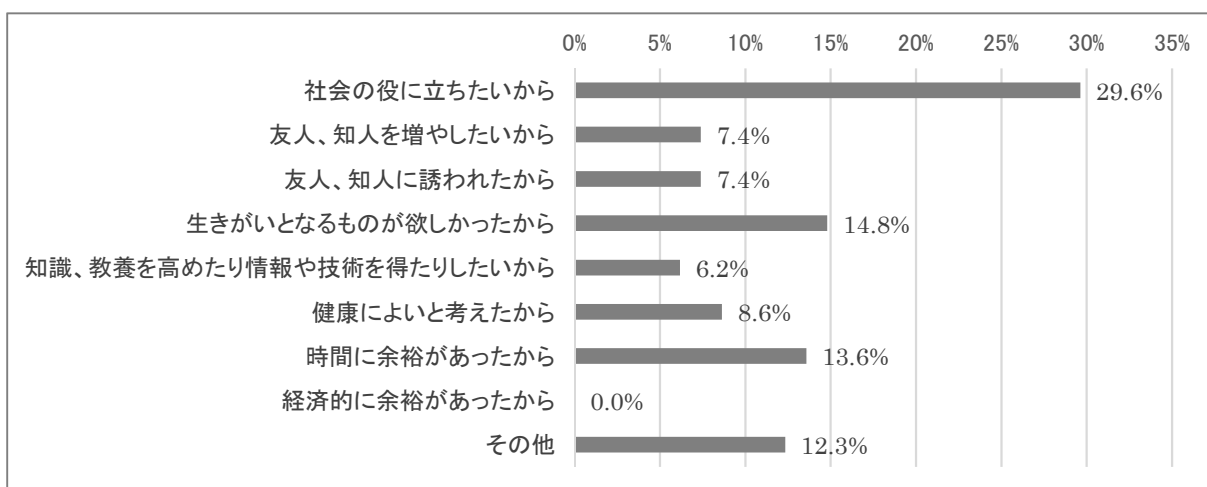
「相談や安否確認」が 39%で最も多く、次いで「スポーツやリハビリの援助や活動」が 22.1%、「その他」が 16.9%となっています。



【問 13-3】 問 13 で「1」と答えた方にお伺いします。活動のきっかけはどのような理由ですか。

(○印は主なものを2つ以内)

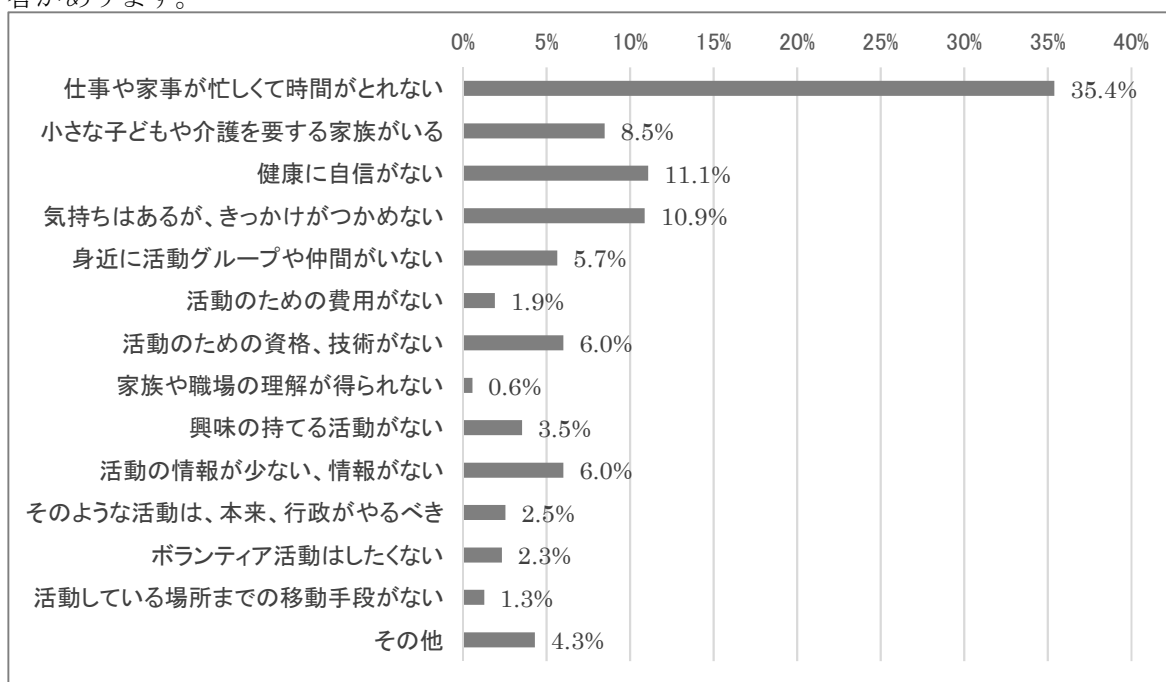
「社会の役に立ちたいから」が29.6%で最も多く、次いで「生きがいとなるものが欲しかったから」が14.8%、「時間に余裕があったから」が13.6%となっています。



【問 13-4】 問 13 で「2」又は「3」と答えた方にお伺いします。活動していない理由は何ですか。

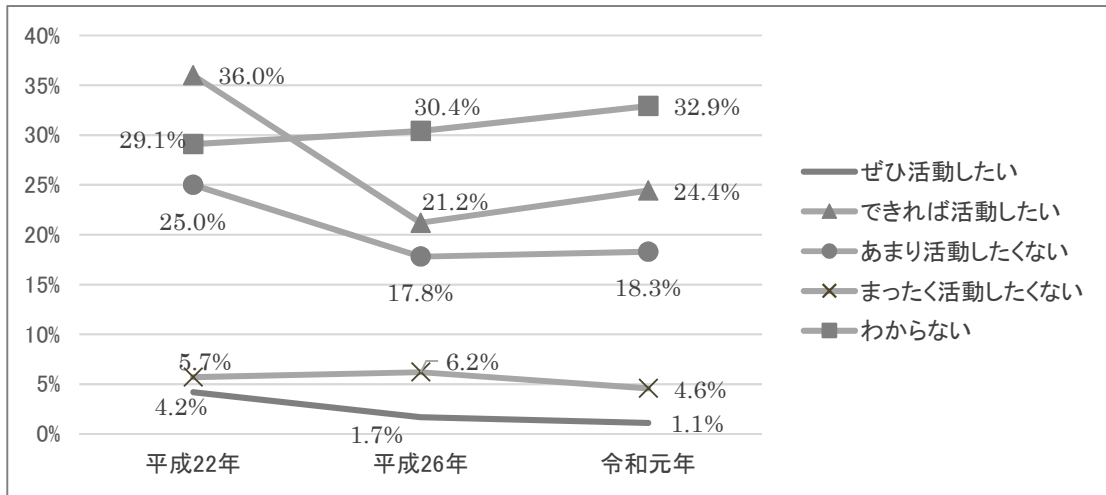
(○印は主なものを3つ以内)

「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が35.4%で最も多く、次いで「健康に自信がない」が11.1%となっています。一方で、「気持ちはあるが、きっかけがつかめない」も10.9%の回答があります。



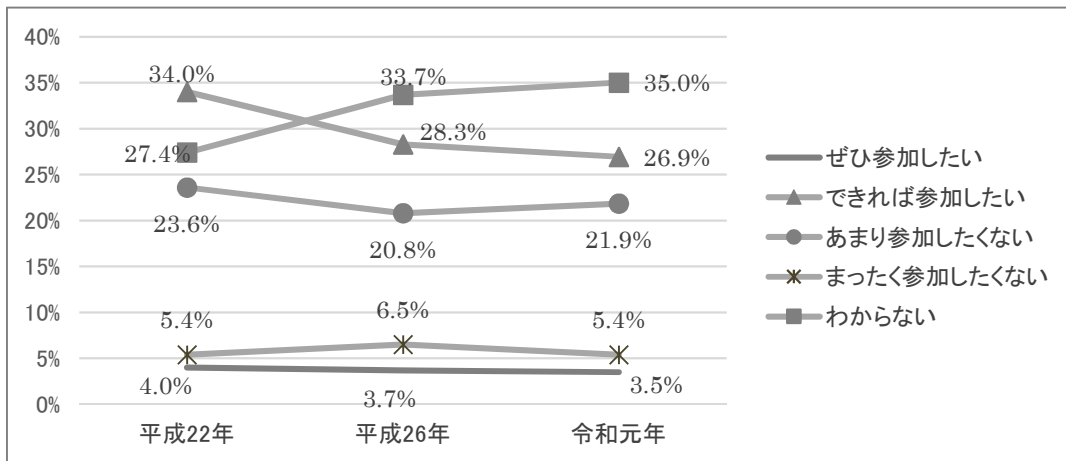
【問 13-5】 問 13 で「2」又は「3」と答えた方にお伺いします。今後、ボランティア活動をしたしたいと思いますか。(○印は1つ)

「わからない」が32.9%で最も多く、次いで「できれば活動したい」が24.4%、「あまり活動したくない」が18.3%となっています。ぜひ活動したいという人は少ないですが、できれば活動したいという人も増加しています。



【問 14】 お年寄りや障がいのある方たちを自治会単位などで見守りや手助けなどを行い、お互いを支えあう活動があります。あなたは、このような地域のための福祉活動に参加したいと思いますか。

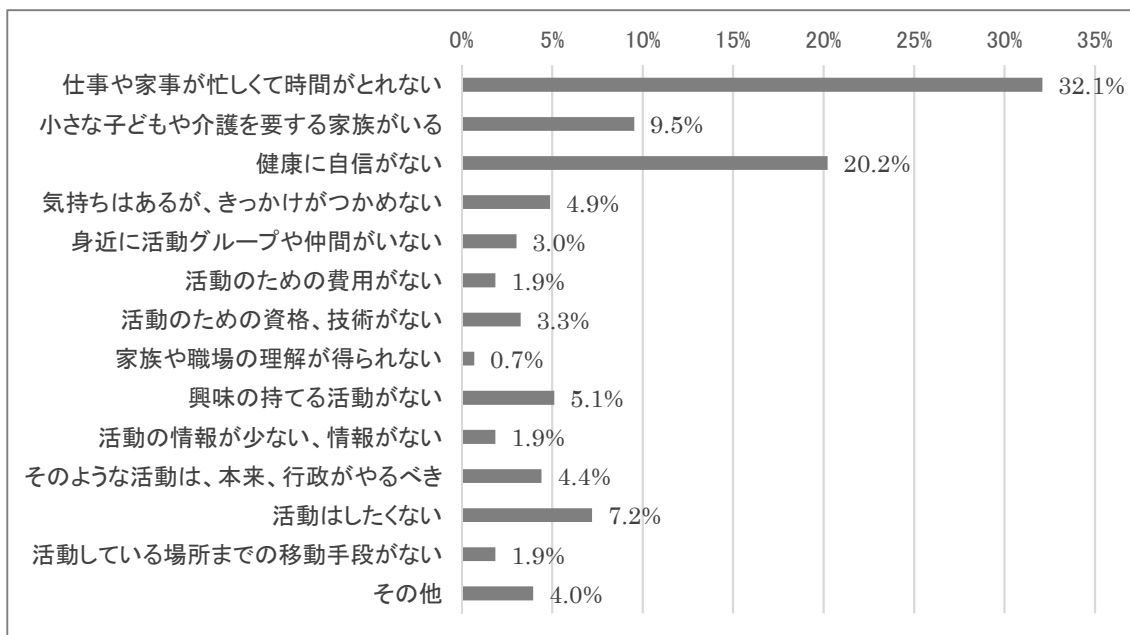
「わからない」が35%で最も多く、次いで「できれば参加したい」が26.9%、「あまり参加したくない」が21.9%となっています。回答結果は問 13-5 と類似しており、ボランティアの活動希望と福祉活動の参加希望は同じ状況となっています。





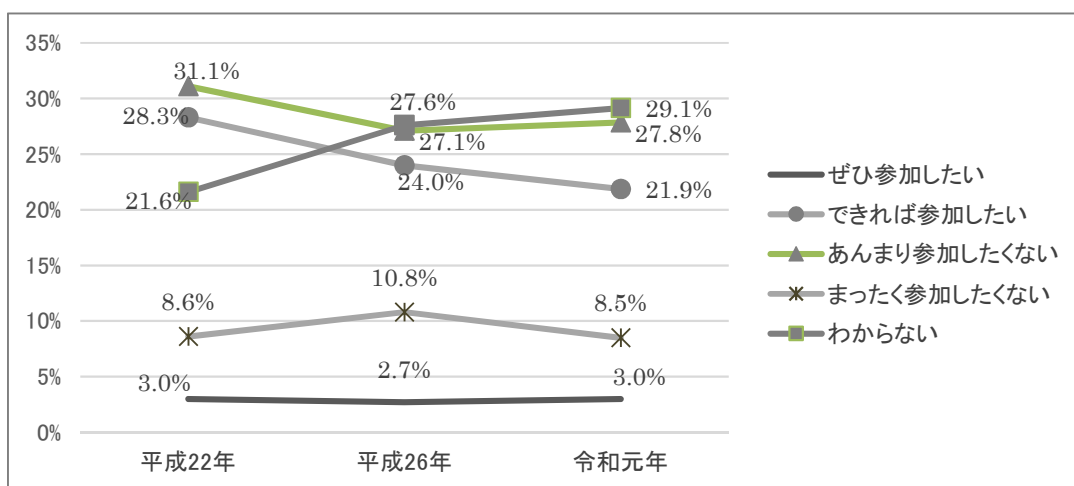
【問 14-2】 問 14 で「3」又は「4」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。(○印は主なものを2つ以内)

「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が 32.1%で最も多く、次いで「健康に自信がない」が 20.2%、「小さな子どもや介護を要する家族がいる」が 9.5%となっています。



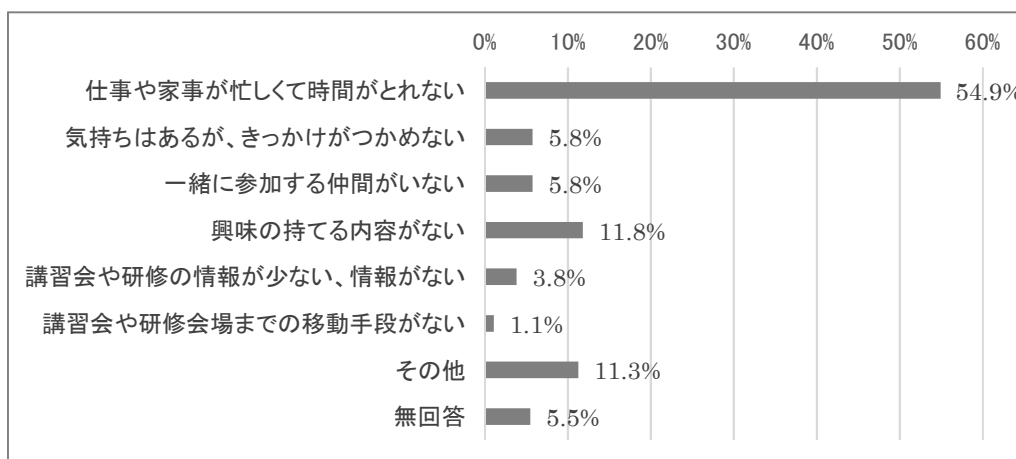
【問 15】 市や社会福祉協議会等では、地域住民の参加を募って、社会福祉に関する講習会や研修会を実施していますが、あなたは参加したいと思いますか。

「わからない」が 29.1%で最も多く、次いで「あんまり参加したくない」が 27.8%、「できれば参加したい」が 21.9%となっています。できれば参加したい人は減少傾向にあり、地域福祉に関する情報発信をもっと積極的に行い、関心を喚起する必要があります。



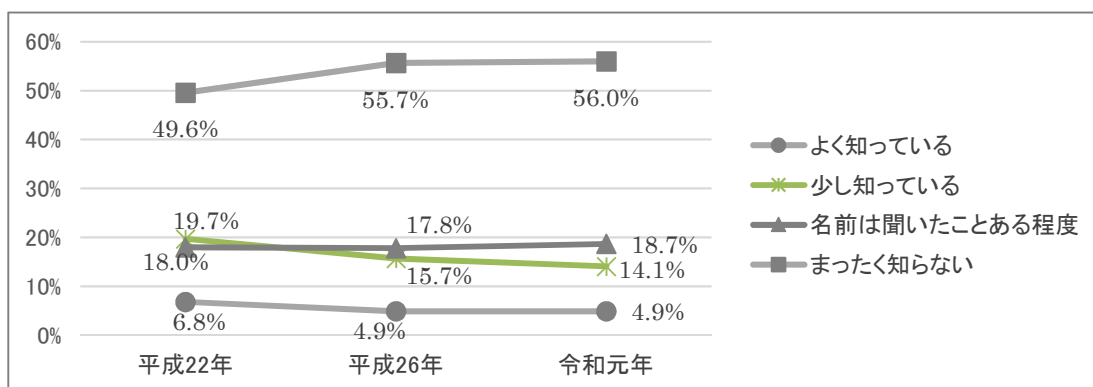
【問 15-2】 問 15 で「3」又は「4」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。(○印は1つ)

「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が 54.9%で最も多く、次いで「興味の持てる内容がない」が 11.8%となっています。



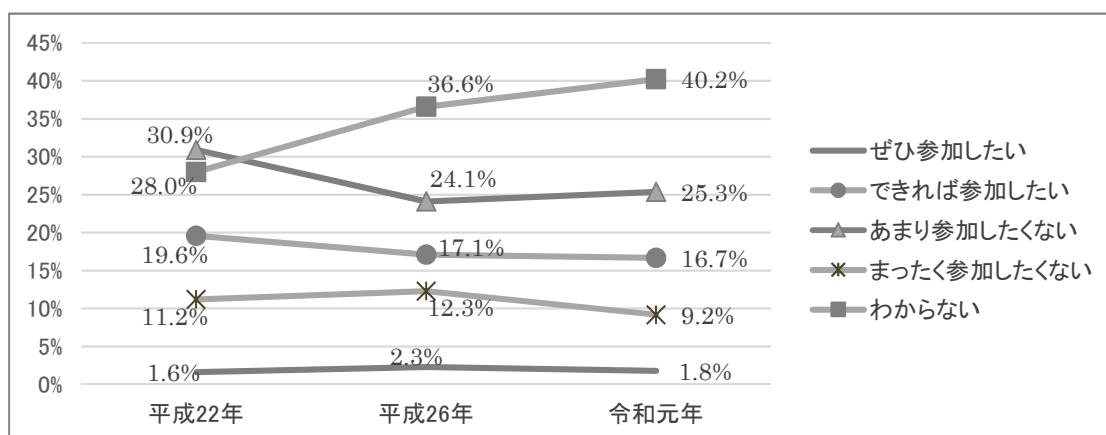
【問 16】 虚弱な高齢者や一人暮らし高齢者の方などに対し、若干の活動費をもらって日常生活のお世話や移送サービス等を行う「有償ボランティア」の活動があります。あなたは、このような活動をご存知ですか。

「まったく知らない」が 56%で最も多く、有償ボランティアの認知度はまだ低い状況です。



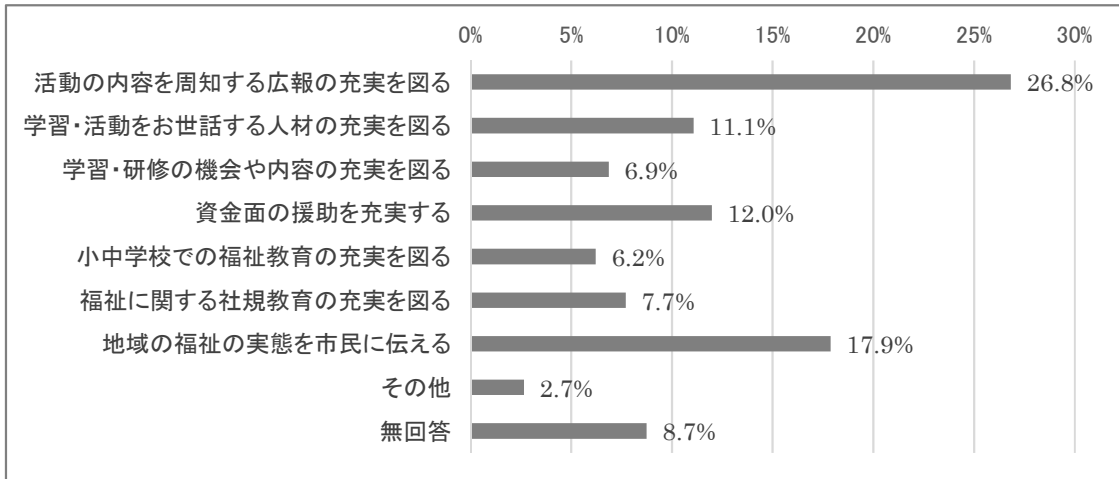
【問 17】 あなたは、今後、このような「有償ボランティア」活動に参加したいですか。

「わからない」が 40.2%と最も多く、次いで「あまり参加したくない」が 25.3%、「できれば参加したい」が 16.7%となっています。有償ボランティアの認知度が低く、参加の判断ができない人が多いと考えられます。



【問 18】ボランティア活動の輪を広げるためには、今後どのようなことが重要だと考えますか。(○印は主なものを2つ以内)

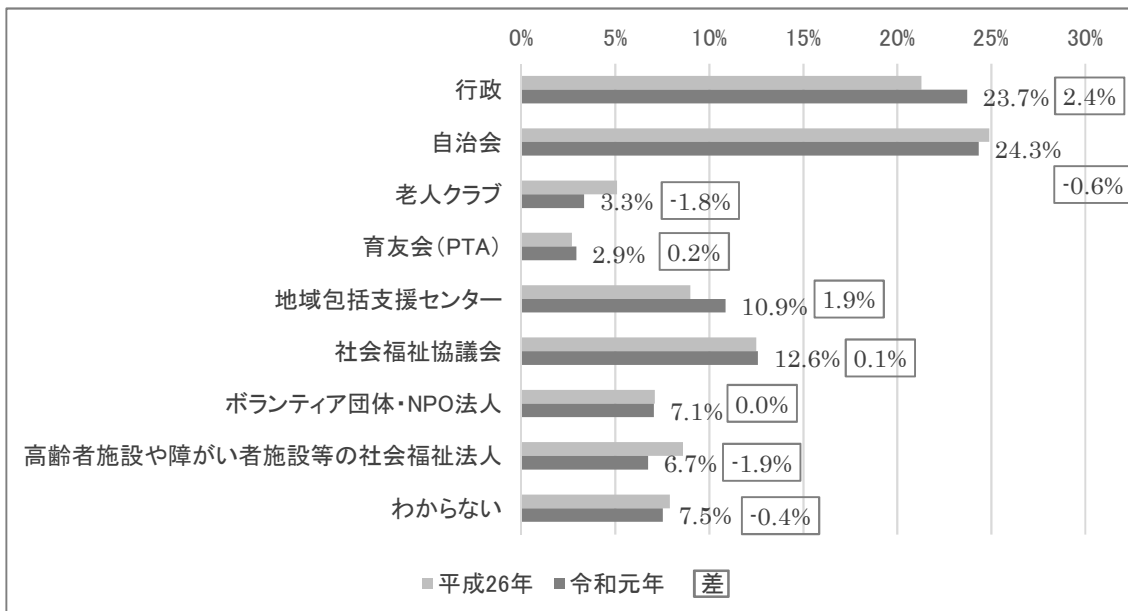
「活動の内容を周知する広報の充実を図る」が26.8%で最も多く、次いで「地域の福祉の実態を市民に伝える」が17.9%、「資金面の援助を充実する」が12%となっています。ボランティア活動に関する広報・情報発信の充実が必要とされています。



【問 19】住民同士の助け合いを進めていく上で、どのような団体に期待しますか。(○印は主なものを3つ以内)

「自治会」が24.3%で最も多く、次いで「行政」が23.7%、「社会福祉協議会」が12.6%、「地域包括支援センター」が10.9%となっています。助け合いを進めていく上では、単独での活動には限界がありますので、期待される団体が相互に連携を強めていかなければなりません。

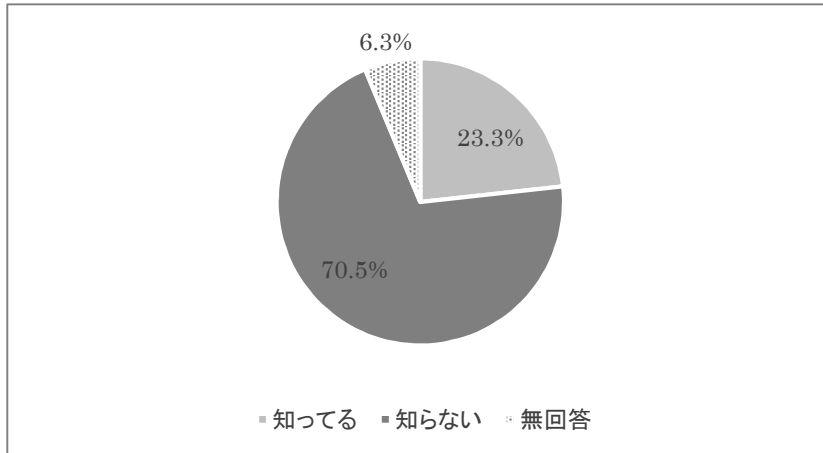
※枠囲みの数字は前回との差分を表示



### Ⅲ. 福祉に関する意識と考え方

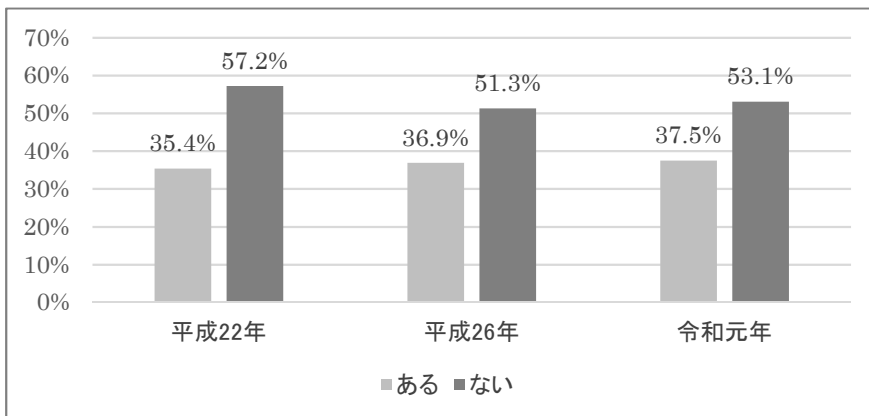
【問 20】あなたは、障がい者を理由とする差別をなくすことを目指し日田市が制定した「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」を知っていますか。

「知っている」は23.3%にとどまり、今後も積極的な条例周知に努めなければなりません。



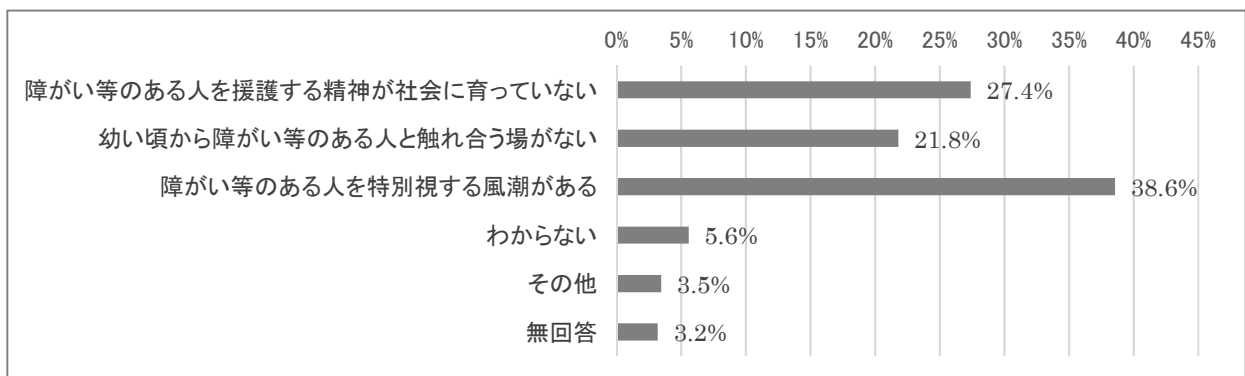
【問 21】あなたは、地域社会の中で、障がい等のハンディキャップのある人に対する意識などに特別のへだたりがあると思いますか。

「ある」が37.5%で、「ない」が53.1%となっています。



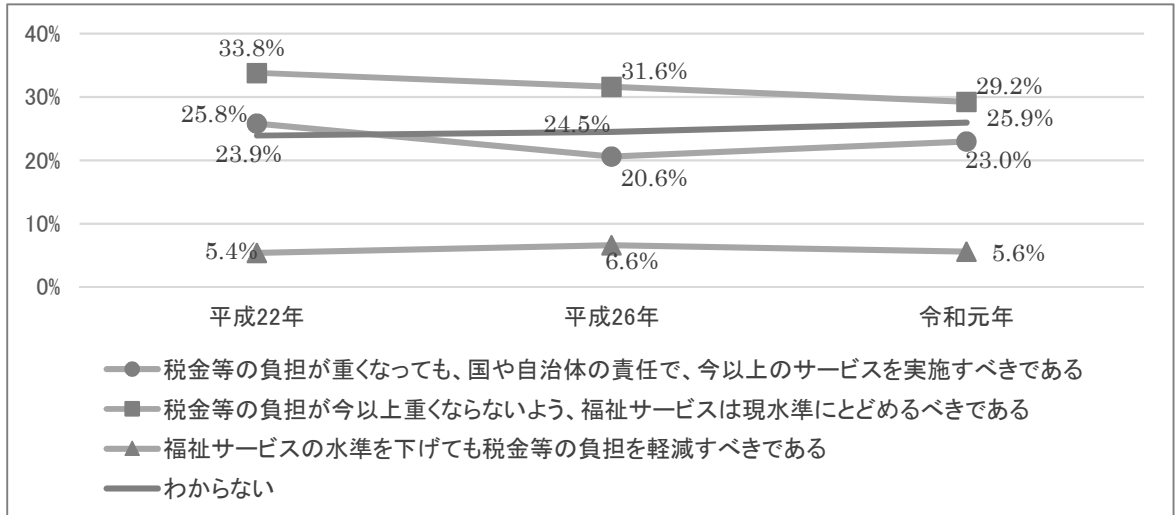
【問 21-2】問 21 で「1」と答えた方にお伺いします。特別なへだたりが生まれる主な理由は何だと思いますか。

「障がい等のある人を特別視する風潮がある」が38.6%で、「障がい等のある人を援護する精神が社会に育っていない」が27.4%となっており、今後も障がい者差別の解消に向けた取組が必要です。



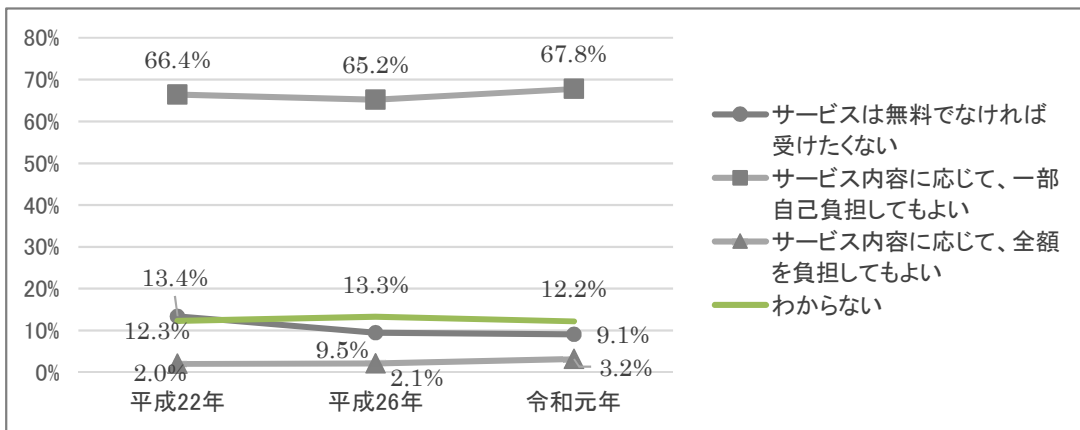
【問 22】福祉サービスの水準と税金の負担について様々な意見がありますが、あなたのお考えに最も近いものは次のどれですか。

「税金等の負担が今以上重くならないよう、福祉サービスは現水準にとどめるべきである」が 29.2%で最も多く、次いで「わからない」が 25.9%、「税金等の負担が重くなっても、国や自治体の責任で、今以上のサービスを実施すべきである」が 23%となっています。



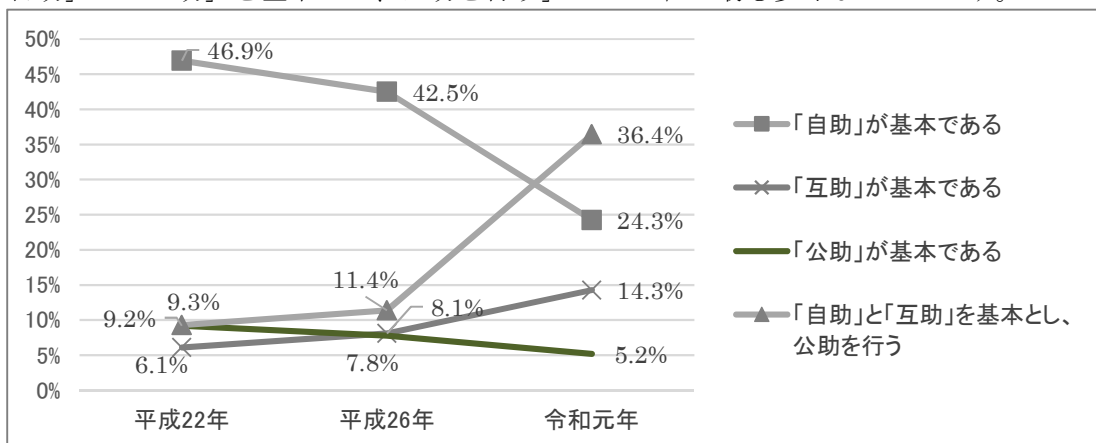
【問 23】福祉などのサービスを受ける際の費用負担について、あなたのお考えに最も近いのは次のどれですか。

「サービス内容に応じて、一部自己負担してもよい」が 67.8%で最も多く、また増加していることから、福祉サービスの一部自己負担についての認識は広がっていることがうかがえます。



【問 24】あなたは、自助(自分のことは自分ですること)・互助(お互いに助け合うこと)・公助(公的責任で生活保障等をする事)について、どのようにお考えですか。

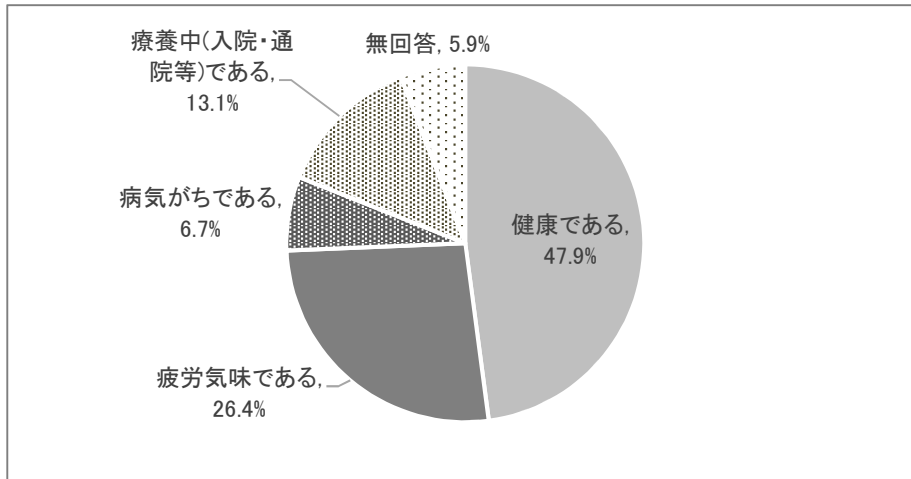
「自助」と「互助」を基本とし、公助を行う」が 36.4%と最も多くなっています。



#### IV. 健康状態と意識

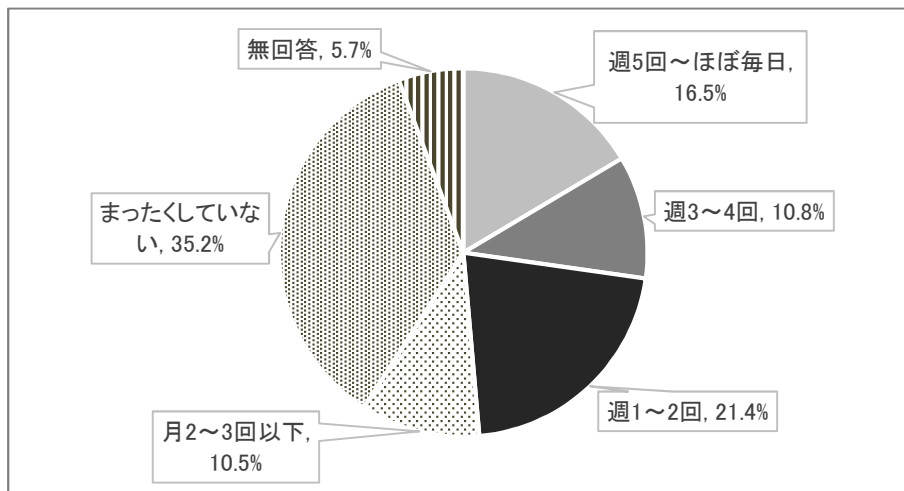
##### 【問 25】 あなたの健康状態はいかがですか。

「健康である」が 47.9%で最も多く、次いで「疲労気味である」が 26.4%、「療養中（入院・通院等）である」が 13.1%となっています。



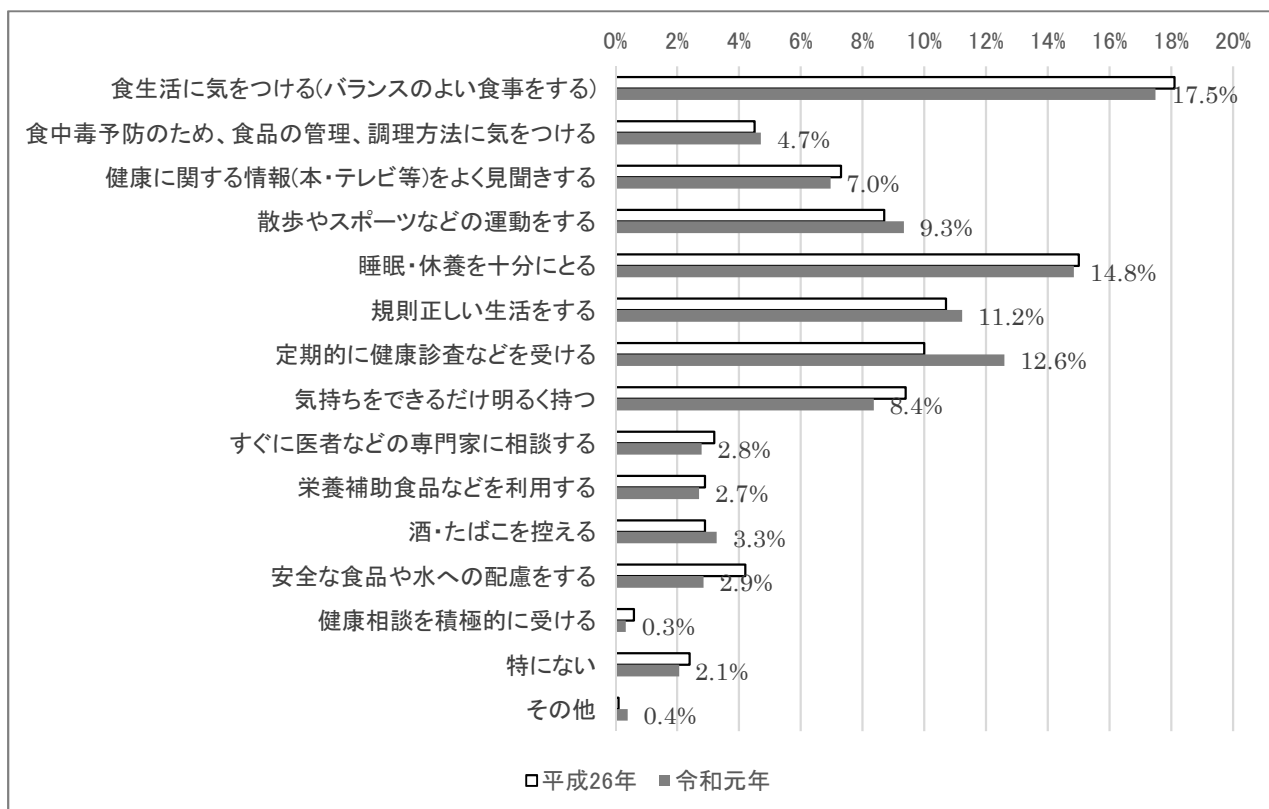
##### 【問 26】 あなたは日頃から生活の中で、健康の維持・増進のために意欲的に体を動かすなど、運動をしていますか。

「まったくしていない」が 35.2%で最も多く、次いで「週 1～2 回」が 21.4%、「週 5 回～ほぼ毎日」が 16.5%となっています。



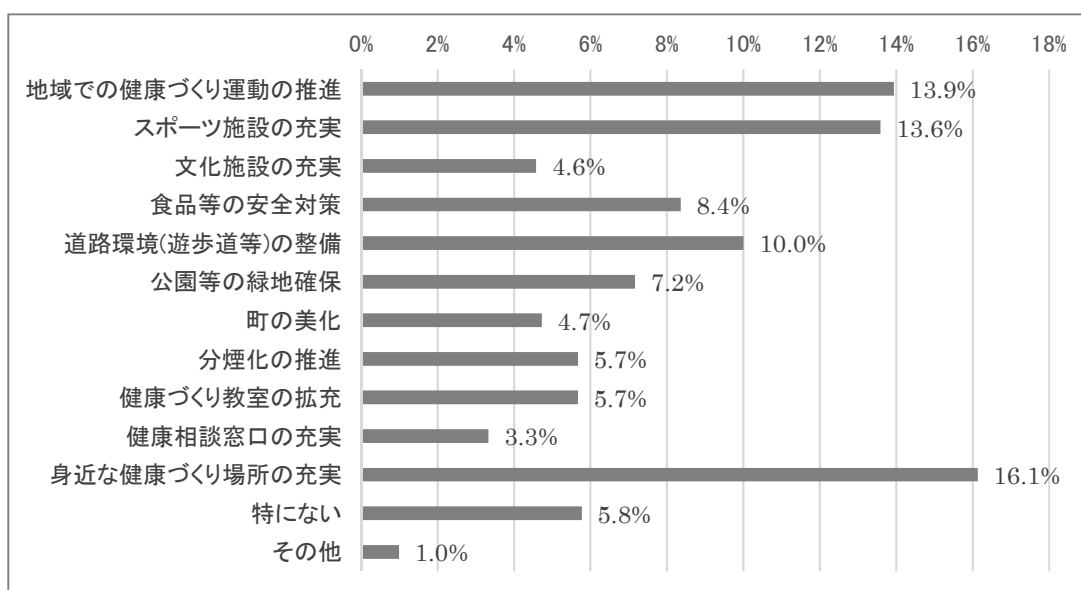
【問 27】あなたは健康を維持・増進させるために、どのようなことを心がけていますか。(○印は主なものを5つ以内)

「食生活に気をつける」が17.5%で最も多く、次いで「睡眠・休養を十分にとる」が14.8%、「定期的に健康診査などを受ける」が12.6%となっています。ほとんどの選択肢において前回との大きな差はありません(±1%以内)が、「定期的に健康診査などを受ける」が前回10%から2.6%増加しており、定期的な健診について意識が向上していると考えられます。



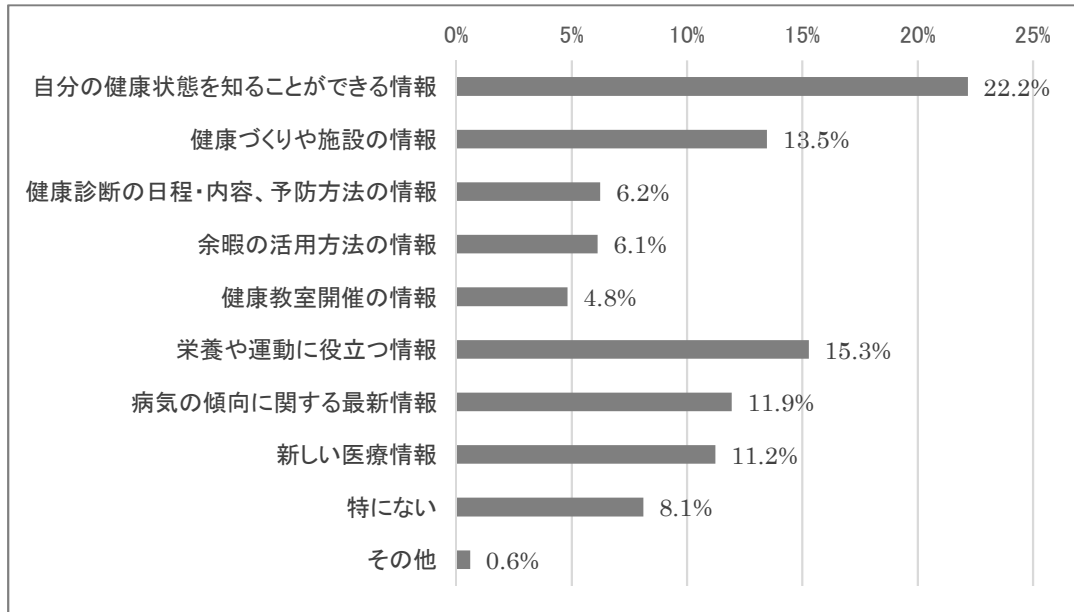
【問 28】健康的な環境づくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○印は主なものを3つ以内)

「身近な健康づくり場所の充実」が16.1%で最も多く、次いで「地域での健康づくり運動の推進」が13.9%、「スポーツ施設の充実」が13.6%となっています。



【問 29】あなたが欲しい健康情報は何ですか。(〇印は主なものを3つ以内)

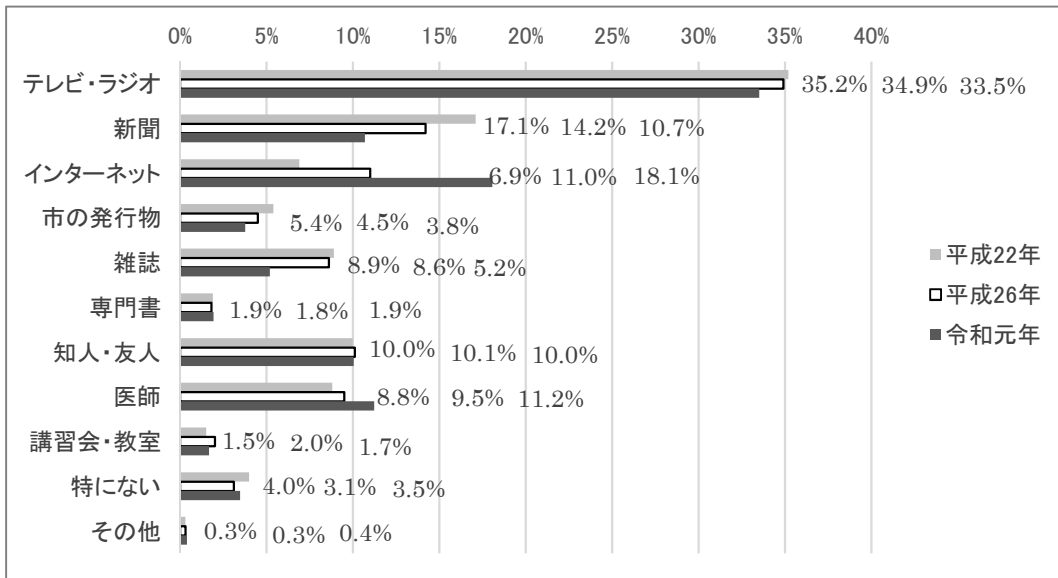
「自分の健康状態を知ることができる情報」が22.2%で最も多く、次いで「栄養や運動に役立つ情報」が15.3%、「健康づくりや施設の情報」が13.5%となっています。



【問 30】あなたは健康情報をどのようにして得ていますか。(〇印は主なものを3つ以内)

「テレビ・ラジオ」が33.5%で最も多く、次いで「インターネット」が18.1%、「医師」が11.2%となっています。現在でもテレビ・ラジオからの情報取得が多いですが、インターネットの急速な浸透により情報取得の方法も変化しています。

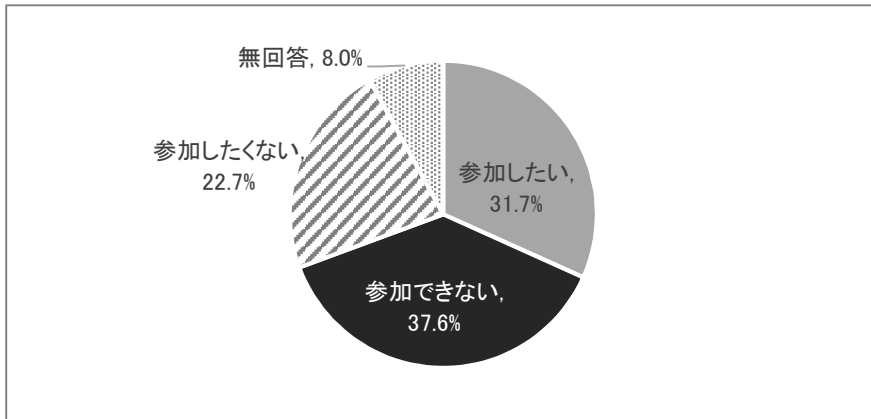
※パーセンテージは左から平成22年→平成26年→令和元年の順





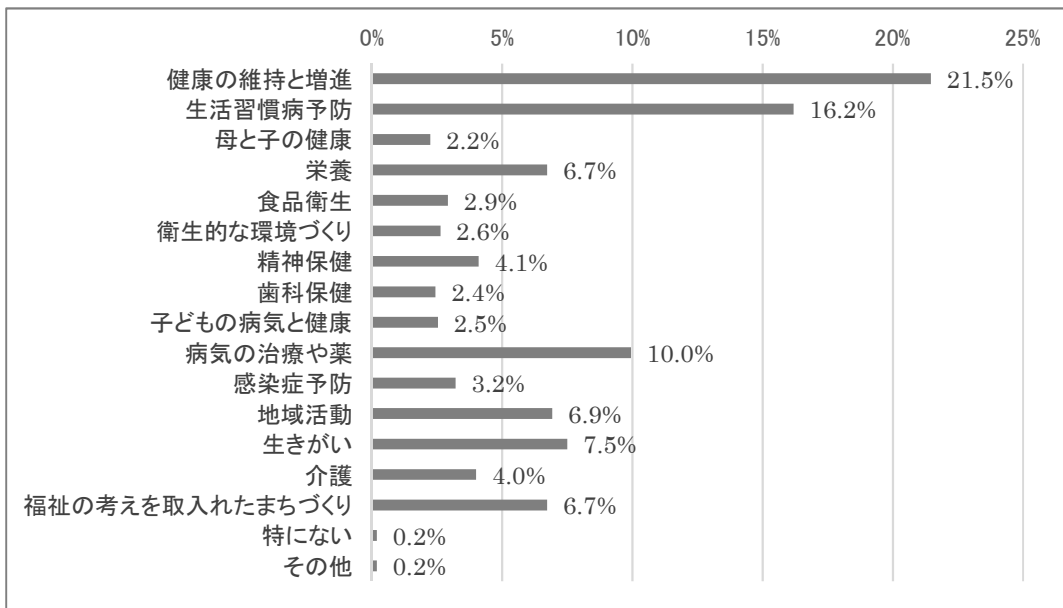
【問 31】 今後、市民を対象とした健康づくり講習会や教室に参加したいと思いますか。

「参加できない」が 37.6%で最も多く、次いで「参加したい」が 31.7%、「参加したくない」が 22.7%となっています。



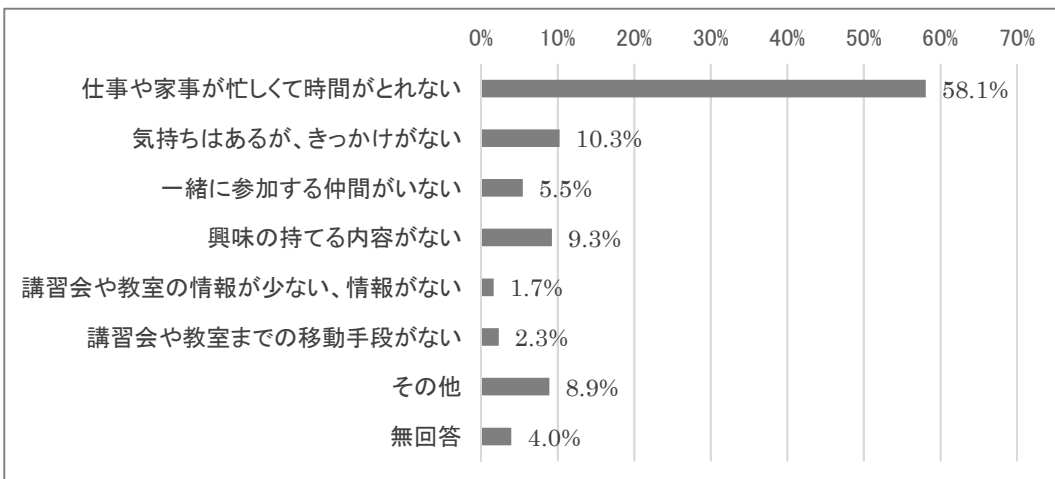
【問 31-2】 問 31 で「1」と答えた方にお伺いします。それはどのような内容のものですか。(○印は主なものを5つ以内)

「健康の維持と増進」が 21.5%で最も多く、次いで「生活習慣病予防」が 16.2%、「病気の治療や薬」が 10%となっています。



【問 31-3】 問 31 で「2」又は「3」と答えた方にお伺いします。その理由は何ですか。

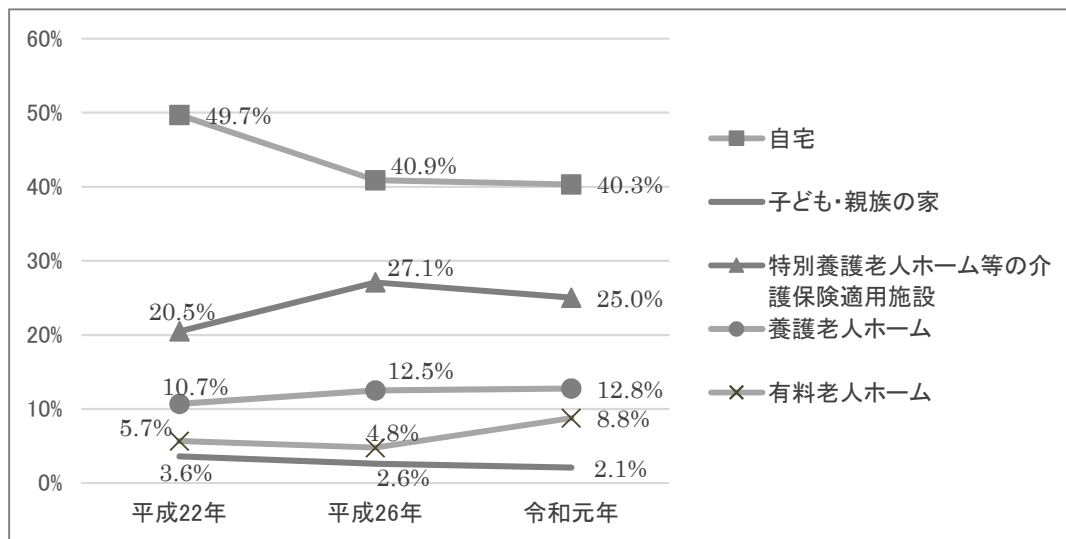
「仕事や家事が忙しくて時間がとれない」が 58.1%で最も多くなっています。



## V. 保健福祉サービスの利用など

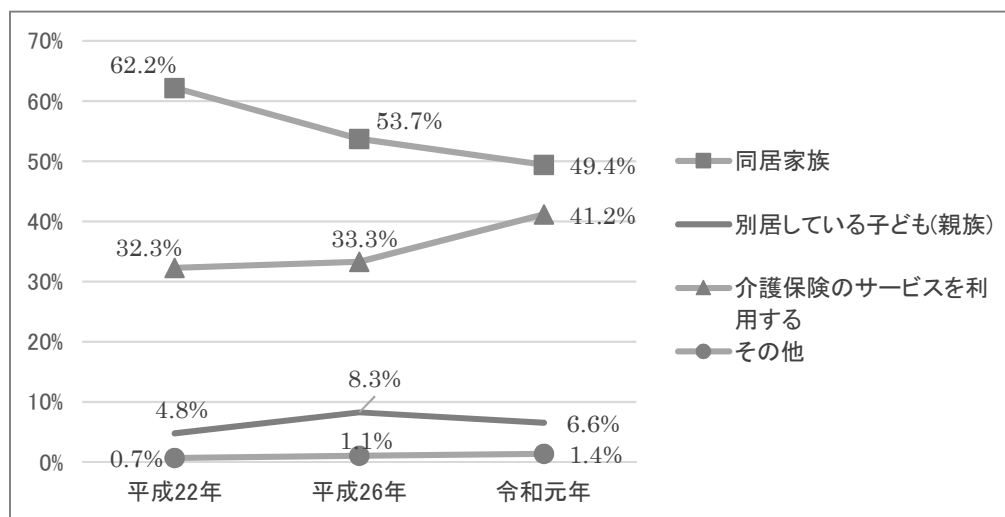
【問 32】 今後、介護が必要になった場合、どこで介護を受けたいとお考えですか。現在、介護を受けている場合も、今後のこととしてご回答ください。

「自宅」が 40.3%で最も多く、次いで「特別養護老人ホーム等の介護保険適用施設」が 25%、「養護老人ホーム」が 12.8%となっています。



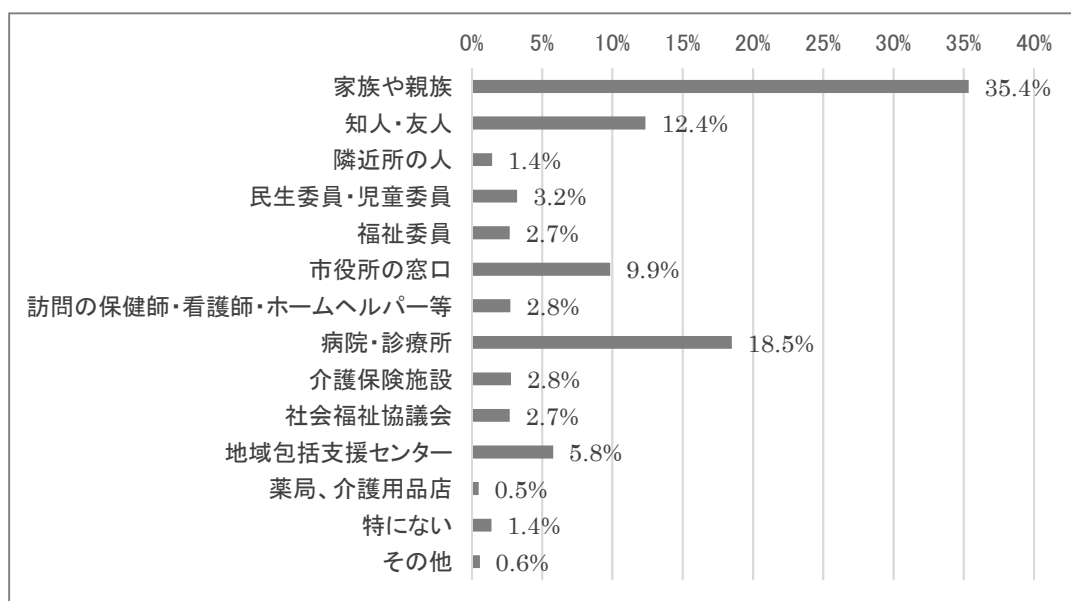
【問 32-2】 問 32 で、1 又は 2 と答えた方にお伺いします。自宅、又は子ども・親族の家で生活する場合、どなたの介護を受けたいですか。

「同居家族」が 49.4%で最も多く、次いで「介護保険のサービスを利用する」が 41.2%となっています。問 32 とのつながりで見ると、住み慣れた場所で介護を受けたい人が多い中で、介護は家族とともに、介護保険サービスから受けたい人が多くなっています。



【問 33】健康や福祉等で困ったとき、あなたは誰に相談しますか。あるいは、誰に相談したいと思いますか。(○印は主なものを3つ以内)

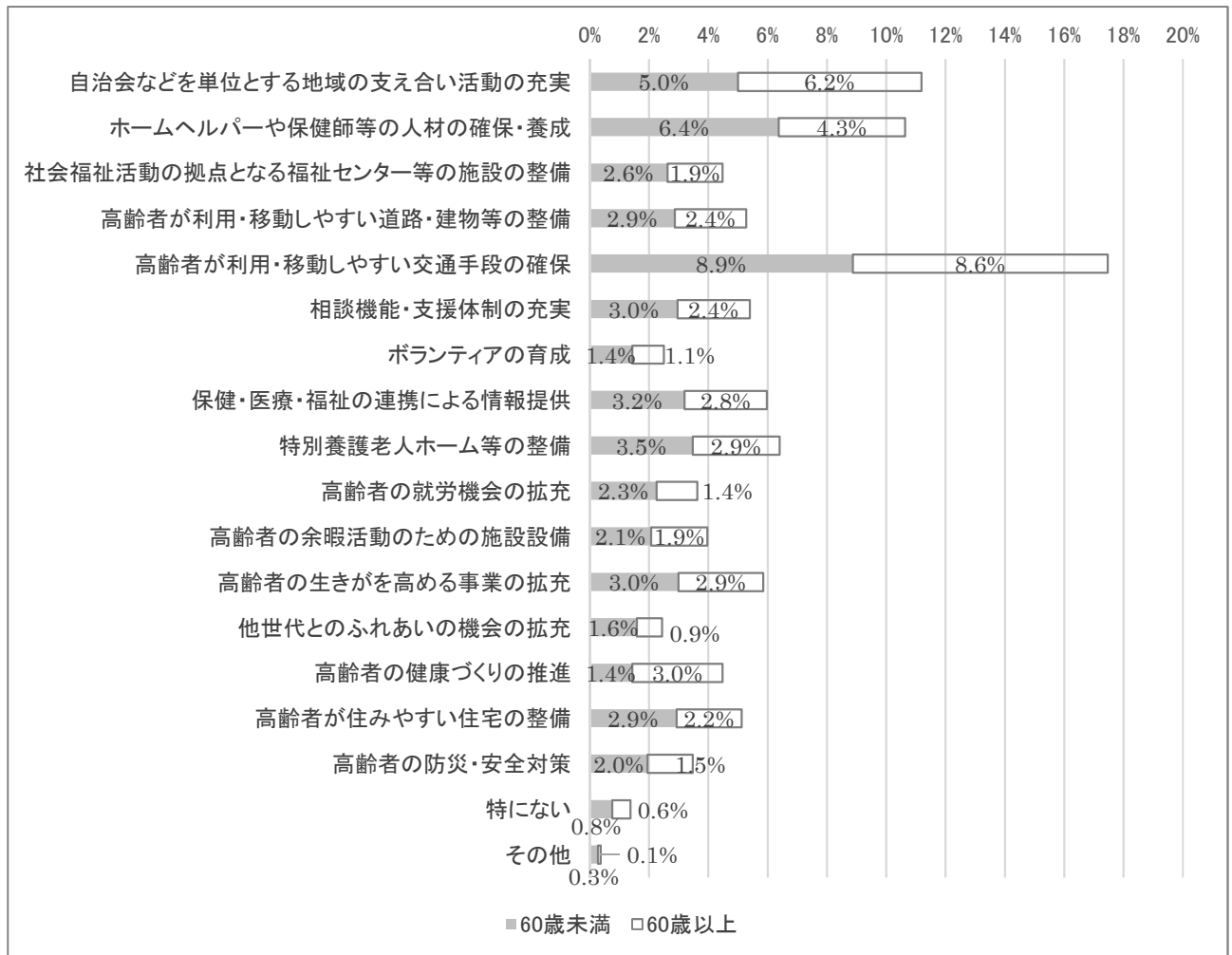
「家族や親族」が35.4%で最も多く、次いで「病院・診療所」が18.5%、「知人・友人」が12.4%となっています。



## VI. 今後の保健福祉の進め方

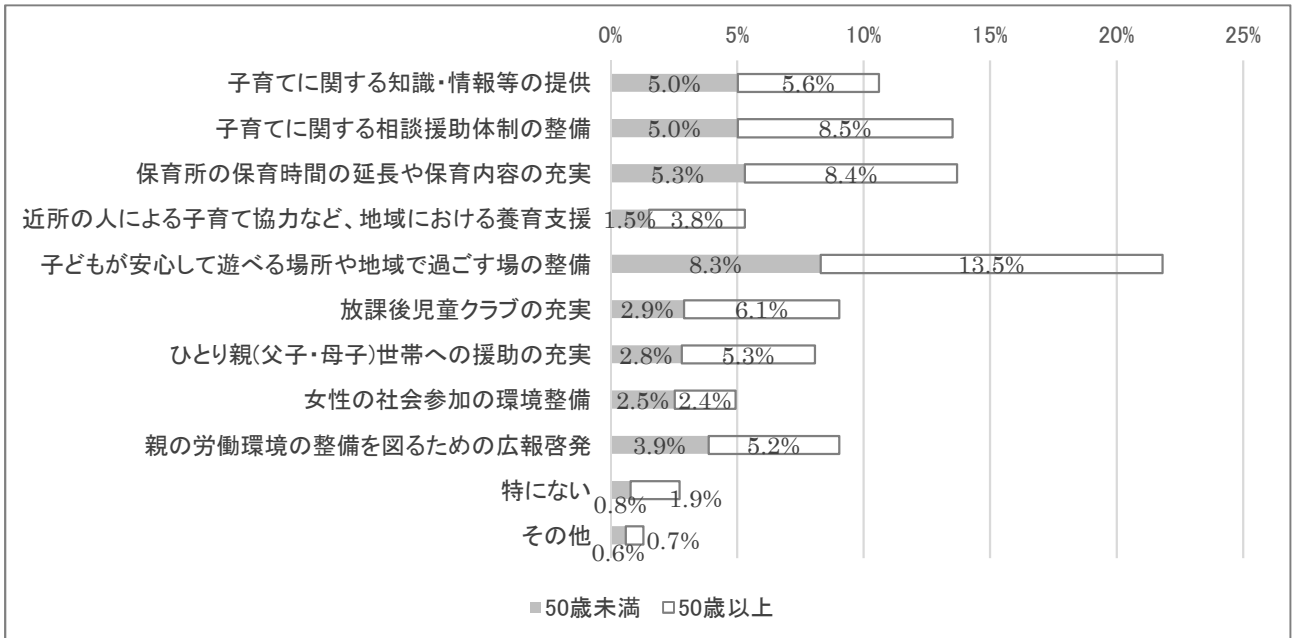
【問 34】高齢者の住みよいまちをつくるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。（○印は主なものを5つ以内）

「高齢者が利用・移動しやすい交通手段の確保」が17.5%で最も多く、次いで「自治会などを単位とする地域の支え合い活動の充実」が11.2%、「ホームヘルパーや保健師等の人材の確保・養成」が10.7%となっています。60歳未満・60歳以上・全体ともに、「高齢者が利用・移動しやすい交通手段の確保」が多くなっています。



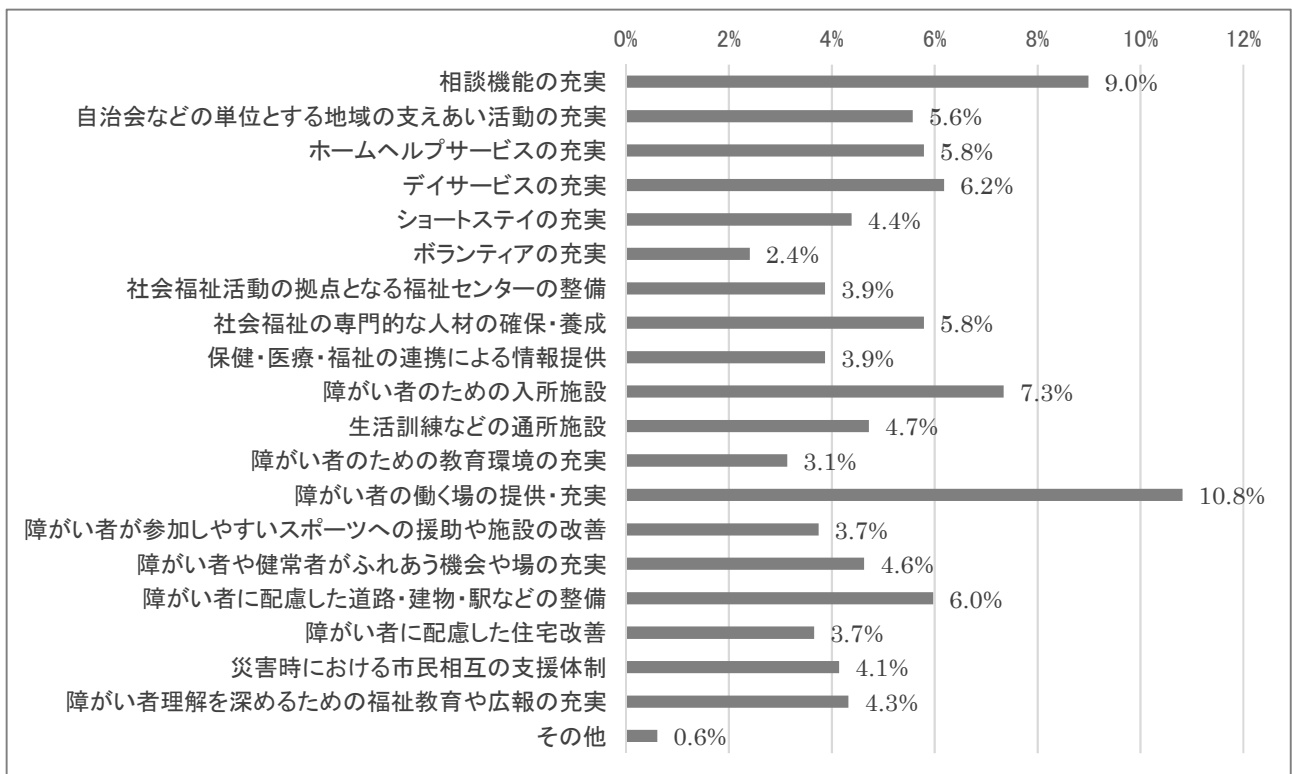
【問 35】子どもを健やかに育てるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。(○印は主なものを3つ以内)

「子どもが安心して遊べる場所や地域で過ごす場の整備」が21.8%で最も多く、次いで「保育所の保育時間の延長や保育内容の充実」が13.7%、「子育てに関する相談援助体制の整備」が13.5%となっています。施設や保育内容の充実と合わせ、相談援助体制の整備を重要と考えていることがうかがえます。



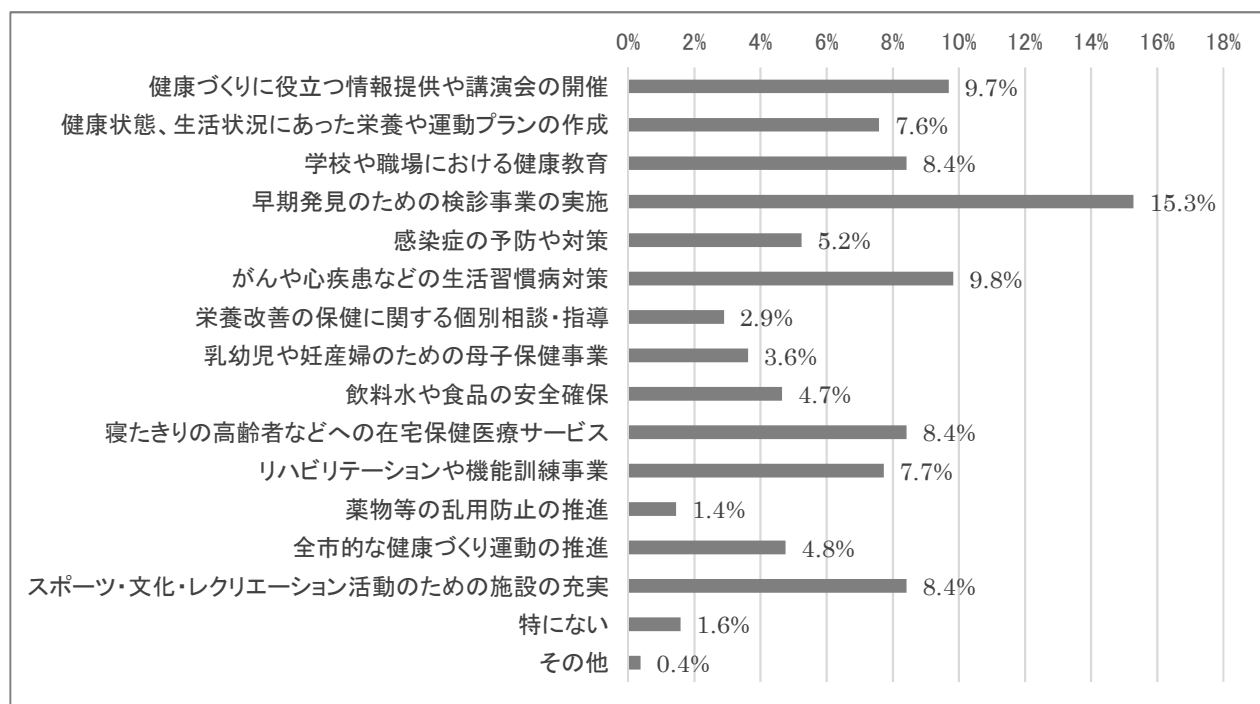
【問 36】障がい者の住みよいまちをつくるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。(○印は主なものを5つ以内)

「障がい者の働く場の提供・充実」が10.8%で最も多く、次いで「相談機能の充実」が9%、「障がい者のための入所施設」が7.3%となっています。



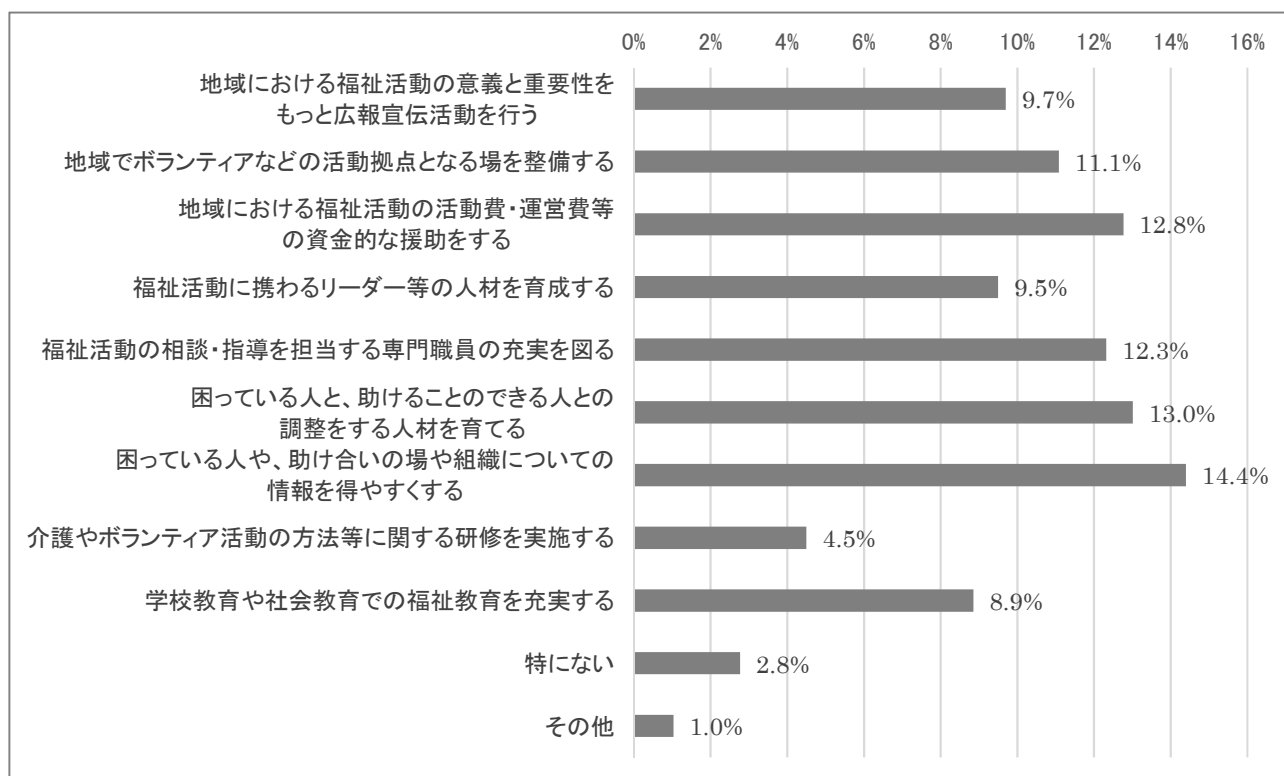
【問 37】健康づくりを進めるため、今後、あなたはどのようなことが重要だと考えますか。（○印は主なものを5つ以内）

「早期発見のための検診事業の実施」が15.3%で最も多く、次いで「がんや心疾患などの生活習慣病対策」が9.8%、「健康づくりに役立つ情報提供や講演会の開催」が9.7%となっています。



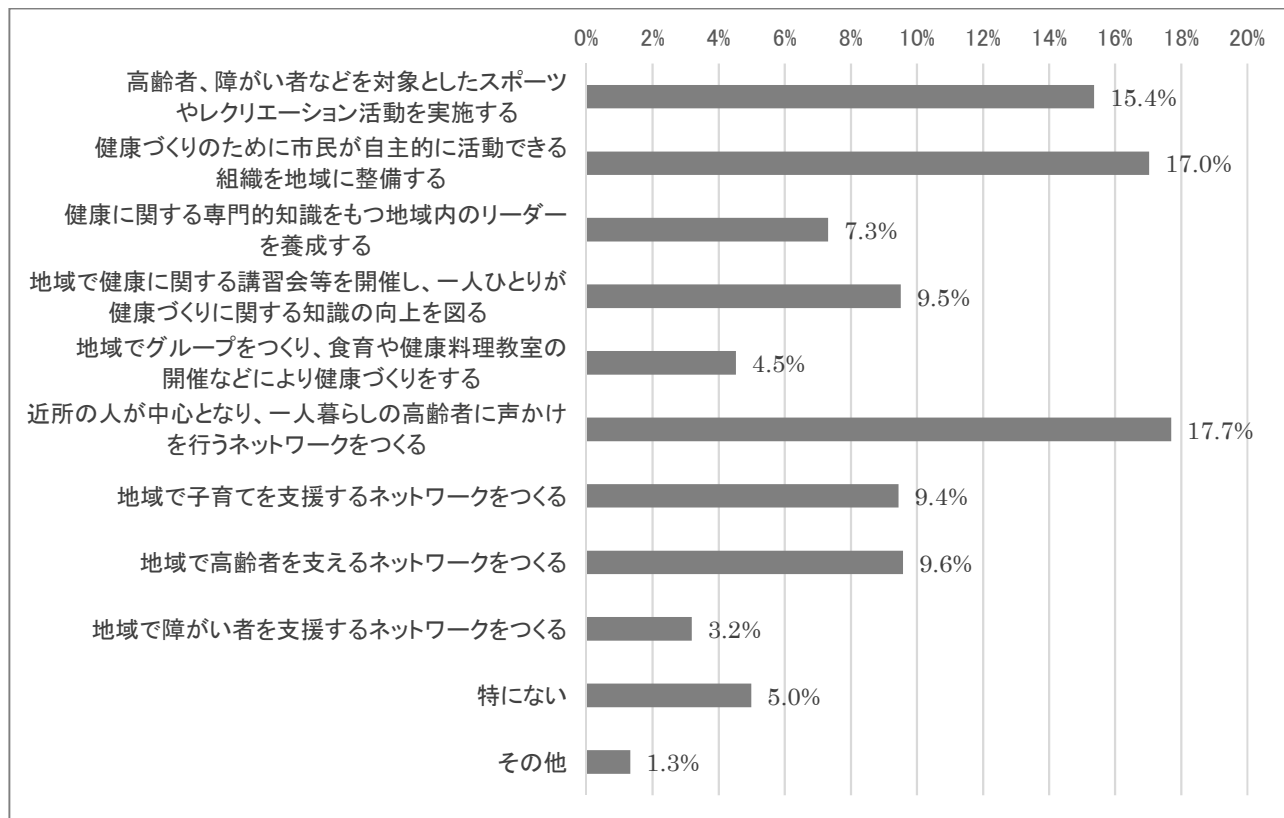
【問 38】核家族化や過疎化が進展している日田市においては、今後、高齢化が進む中で地域における助け合いの活動を活発化することが重要になっています。地域における助け合いを活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。（○印は主なものを3つ以内）

「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が14.4%で最も多く、次いで「困っている人と、助けることのできる人との調整をする人材を育てる」が13%となっています。



**【問 39】 誰もが生き生きと健康的な生活をおくるため、地域社会ではどのようなことが重要だと思いますか。（○印は主なものを2つ以内）**

「近所の人を中心となり、一人暮らしの高齢者に声かけを行うネットワークをつくる」が17.7%で最も多く、次いで「健康づくりのために市民が自主的に活動できる組織を地域に整備する」が17%、「高齢者、障がい者などを対象としたスポーツやレクリエーション活動を実施する」が15.4%となっています。地域での見守りや自主的な活動組織の整備を求める回答が多くなっています。



### 第3. 調査考察

今回の調査結果により、地域コミュニティの希薄化や地域活動に対する意識の低下、情報発信・提供の必要性、また、市が策定した障がい者差別解消条例の認知度といった通常業務では把握しきれない事項などについて確認することができました。

さらに、国の調査で推計 61.3 万人とされた広義のひきこもり群の出現率について、同じ内容での調査項目の設定により、日田市における現状を調査することもできました。

また、高齢者の住みよいまちづくりにおいては「交通手段の確保」「地域の支え合い活動」、子育てにおいては「安心して遊べる場所の整備」「相談援助体制の整備」、障がい者の住みよいまちづくりにおいては「働く場の提供」「相談機能の充実」が多く挙げられるなど、地域福祉に対する市民の考え方などを把握することができました。

第3期地域福祉計画の策定にあたっては、以上のような調査結果に対する対応を施策として展開しなければなりません。



令和2年 月

編集・発行／日田市 福祉保健部 社会福祉課

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-23-3111

<http://www.city.hita.oita.jp/>

E-mail [syakaifukusi@city.hita.oita.jp](mailto:syakaifukusi@city.hita.oita.jp)